

令和5年 第1回定例会

屋久島町議会会議録

令和5年3月7日 開会

令和5年3月24日 閉会

屋久島町議会

令和5年第1回屋久島町議会定例会会期日程

自3月7日・至3月24日（18日間）

| 月 日 | 曜 | 会議別 | 日 程 |
|------|---|------------|------------------|
| 3月7日 | 火 | 本会議 | ○開 会 |
| 8日 | 水 | 本会議 | ○一般質問 |
| 9日 | 木 | 本会議 委員会 | ○一般質問 ○各常任委員会 |
| 10日 | 金 | 委員会 | ○各常任委員会 |
| 11日 | ⊕ | 休 会 | |
| 12日 | ⊕ | 休 会 | |
| 13日 | 月 | 委員会 | ○各常任委員会 |
| 14日 | 火 | 休 会 | |
| 15日 | 水 | 委員会 | ○各常任委員会 |
| 16日 | 木 | 休 会 | |
| 17日 | 金 | 休 会 | |
| 18日 | ⊕ | 休 会 | |
| 19日 | ⊕ | 休 会 | |
| 20日 | 月 | 休 会 | |
| 21日 | ⊕ | 休 会 | |
| 22日 | 水 | 休 会 | |

| | | | |
|-----|---|-----|--------|
| 23日 | 木 | 休 会 | |
| 24日 | 金 | 本会議 | ○最終本会議 |

令和5年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和5年3月7日

令和5年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第6 承認第2号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第7 承認第3号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第8 議案第1号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第9 議案第2号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第3号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第4号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第5号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第6号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第7号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第8号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第36号 旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第37号 橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負変更契約の締結について
- 日程第18 施政方針説明
- 日程第19 議案第9号 屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第10号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更について

- 日程第21 議案第11号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第22 議案第12号 屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- 日程第23 議案第13号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第16号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第17号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第18号 屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第19号 屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第30 議案第20号 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定について
- 日程第31 議案第21号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第32 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第23号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- 日程第34 議案第24号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第35 議案第25号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第36 議案第26号 令和5年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第37 議案第27号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第28号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第29号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第30号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第31号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第32号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第33号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第34号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第35号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第46 令和5年陳情第3号 屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 岩川卓誉君 | 2番 | 内田正喜君 |
| 3番 | 小脇淳智郎君 | 4番 | 中馬慎一郎君 |
| 5番 | 眞邊真紀君 | 6番 | 相良健一郎君 |
| 7番 | 岩山鶴美君 | 8番 | 渡邊千護君 |
| 9番 | 榎光徳君 | 10番 | 緒方健太君 |
| 11番 | 高橋義友君 | 12番 | 日高好作君 |
| 13番 | 岩川俊広君 | 14番 | 渡邊博之君 |
| 15番 | 大角利成君 | 16番 | 石田尾茂樹君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 岩川さほり君 |
| 議事調査係 | 小池祐士君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長 兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 岩川茂隆君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 泊光秀君 | 町民課長 兼地域住民課長 | 中村一久君 |
| 福祉支援課長 兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 計屋正人君 | 産業振興課長 | 鶴田洋治君 |
| 建設課長 | 日高望君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 教育総務課長 | 長美佐子君 | 社会教育課長 | 泊竜二君 |
| 産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当） | 日高望君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和5年第1回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、内田正喜君、3番、小脇淳智郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの18日間とすることに決定しました。

なお、会期日程につきましては、配付してあるとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和5年第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、昨年、第4回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

まず、初めに「ふるさとを想う二十歳の集い」について御報告いたします。

令和4年4月から、民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、これまでの成人式を「ふるさとを想う二十歳の集い」として1月3日開催し、対象者の7割を超える109名が参加し、再開を喜び合い近況や連絡を確認し合う機会となりました。今後の若い世代の活躍を期待したいところです。

次に、消防出初式について御報告いたします。

1月6日、宮之浦地区において消防出初式を開催しました。団員約160名と各分団が消防車両と隊列する市中パレード、放水演習、通常点検などを3年ぶりに実施し、式典では、元団長鎌田恒美さんと、元副団長新田光幸さんに、秋の叙勲で受賞された瑞宝単光章を伝達したほか、述べ69名の団員等に日頃の消防防災活動に対する表彰を行い、地域消防の意識向上と消防力の強化につなげることができました。

一方、町内では人家火災のほか、複数回の火災が発生しております。まだまだ空気が乾燥した気象状況が続いておりますので、自らの財産を守るためにも、火の取扱いには過信することなく細心の注意を払っていただきたいと考えているところです。

次に、山岳遭難について御報告いたします。

1月28日に判明した訪日外国人による宮之浦岳登山の山岳遭難につきましては、24日の寒波による積雪の影響を受け、警察、森林管理署、消防団が中心となり、複数回の捜索活動に取り組むとともに、防災無線での情報提供を呼びかけましたが、手がかりなく2月18日に捜索活動が打ち切られたところです。御家族の心中を察すると心苦しく思うところであり、一刻も早い有力情報が届くことを願っているところです。

近年、訪日外国人による冬山でも遭難が発生しており、今後、頻発しないよう関係機関と連携した安全登山の啓発とともに、屋久島の登山に関する不安を払拭し、安心した登山観光のために屋久島公認ガイドを利用されるよう呼びかけ、また、今、捜索で課題となった冬山捜索の経験、装備、人員確保などの強化を図り、初動や二次災害に巻き込まれない体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地縁による団体功労者総務大臣表彰の伝達について御報告いたします。

元宮之浦区長の日高忍さんが、平成17年4月から令和2年3月までの長きにわたり、宮之浦区長として地域発展に尽力された功績に対し、総務大臣から表彰を受けられ2月8日に宮之浦地区公民館において表彰伝達をいたしました。氏の御功績に対し、心から

の敬意を表しますとともに、心からのお祝いを申し上げます。

次に、国民保護図上訓練について御報告いたします。

1月18日に鹿児島県庁及び本庁会議室におきまして、内閣官房、総務省消防庁のほか、町内からは、役場、交通事業者等の機関が参加し、武力攻撃予測事態における住民の島外避難を想定した図上訓練が行われました。来年1月頃には、実際の現地訓練が行われることとなっております。町民の皆様理解いただけるよう詳細が分かり次第、行政事務連絡員を通じてお知らせしたいと考えております。

新岳噴火の際の住民避難の経験を生かし、また自然災害時の避難でも生かされるような意義のある訓練となるよう、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

昨年12月末に鹿児島地方裁判所から町長交際費の不適法な支出に係る損害賠償命令を怠ることの違法確認と、その支払いを求める住民訴訟が提起されたと連絡があり、2月6日に午後1時10分から口頭弁論が行われました。今回は、4月17日に弁論準備の期日が設定をされたところです。

また、口永良部島簡易水道事業に係る法令に反して、国から補助金を受けた結果、返還した補助金の損害賠償を怠ることの違法確認と、その支払いを求める住民訴訟につきましては、2月8日の公判において、鹿児島地方裁判所での弁論終結が言い渡され、5月17日に判決言い渡しが行われることとなりました。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 承認第1号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第6 承認第2号 屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第7 承認第3号 屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、承認第1号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報

告承認についてから、日程第7、承認第3号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和5年第1回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、承認案3件、補正予算案8件、契約案件2件、その他案3件、条例案14件、当初予算案10件の計40件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、承認第1号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、電力購入単価が減額されたことに伴い、令和5年2月から電灯及び動力料金を、1kWh当たり3.5円減額を適用する条例改正を、令和5年1月26日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

承認第2号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、島外に居住しながら、本町に居住する親族を複数回にわたって介護するため、町営船フェリー太陽Ⅱを利用する者に対し、令和5年2月1日から町民割引を適用する条例改正を、令和5年1月30日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

承認第3号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、島外に居住しながら、本町に居住する親族を複数回にわたって介護するため、町営船フェリー太陽Ⅱの代船を利用する者に対し、令和5年2月1日から町民割引を適用する条例改正を、令和5年1月30日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

1点だけ確認をさせていただきます。

第1号の電気料金のことについてですが、1kW当たり3.5円の引下げ、これはストレートに家庭に当てはまる数値でしょうか。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの御質問にお答えします。

各家庭に設置してある電力量計の数値を読んで、その数値に対しての3.5円、ストレートの減額となります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第1号から承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第1号から承認第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、承認第1号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決

処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号、屋久島町一般旅客定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、屋久島町旅客不定期航路事業使用料条例の一部改正に伴う専決処分事項承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

- △ 日程第8 議案第1号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について
- △ 日程第9 議案第2号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第10 議案第3号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特

- 別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第4号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
 - △ 日程第12 議案第5号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
 - △ 日程第13 議案第6号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
 - △ 日程第14 議案第7号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について
 - △ 日程第15 議案第8号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第8、議案第1号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてから、日程第15、議案第8号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの8件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第1号から議案第8号までについて御説明いたします。

議案第1号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳出予算について、主に予算の執行状況に応じた減額調整を行う一方、ごみ処理施設整備や地方創生臨時交付金に係る事業、基金積立金などを増額しております。

目的別予算につきましては、総務費では公共施設整備基金及び財政調整基金積立ての増額、地域公共交通支援金の追加のほか、キャッシュレス決済ポイント還元事業負担金等の減額などを、民生費では、介護サービス事業所、物価高騰対策支援交付金の追加のほか、重度心身障害者医療費補助金、介護保険特別会計繰出金、児童入所施設措置費、児童手当の減額などを、衛生費では、子育て支援金、ごみ処理施設整備事業工事請負費の増額のほか、ワクチン接種業務委託、小型合併処理浄化槽補助金、ごみ処理施設整備設計委託の減額などを、農林水産業費では、栗生漁港設計委託、町営牧場飼料費の増額のほか、産業祭補助金、林道工事請負費、種子島周辺漁業対策補助金の減額などを、商工費では、観光費旅費、鯛之川土地購入費、屋久杉自然館人件費の減額などを、土木費では、橋梁整備工事の増額のほか、安房排水路工事請負費、道路メンテナンス事業設計委託の減額などを、消防費では、熊毛地区消防組合負担金、消防団員報酬、防災関係修繕費の減額などを、教育費では、会計年度任用職員人件費の減額などを、災害復旧費で

は、重機借り上げ料の減額などを、公債費では利子の増額などを計上いたしました。

財源としましては、地方交付税、国庫支出金や基金繰入金及び地方債などを充て、歳入歳出それぞれ6億7,116万4,000円を追加し、予算の総額を132億1,610万1,000円にするものであります。

議案第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、収益的収入及び支出において、水道使用料収納額及び管理費等の決算見込みによる調整のため、水道事業収益を166万円減額し、予算の総額を4億8,029万3,000円に、水道事業費を348万円減額し、予算の総額を4億3,792万円にするものであります。

資本的収入及び支出においては、中間取水口改良工事負担金等の不用額調整のため、資本的収入を340万4,000円減額し、予算の総額を2億42万5,000円に、資本的支出は81万6,000円を減額し、予算の総額を2億5,850万5,000円にするものであります。併せて資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額を補填する利益剰余金の処分額を4,108万円に補正するものであります。

議案第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、予算執行残額の減額のため歳入歳出それぞれ210万9,000円を減額し、予算の総額を6,452万8,000円にするものであります。

議案第4号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、一般被保険者療養給付費の増額及び一般被保険者の国民健康保険税の減額などの増加要因に対し、県交付金の増額及び積立金の減額で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ4,009万3,000円を追加し、予算の総額を19億5,790万6,000円にするものであります。

議案第5号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護サービス等諸費、包括支援事業費、介護予防ケアマネジメント事業費等の執行残の予算調整のため、歳入歳出それぞれ3,523万3,000円を減額し、予算の総額を14億8,714万4,000円にするものであります。

議案第6号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、永田へき地出張診療所における医薬材料費、口永良部島へき地出張診療所における医師業務委託料等の執行残額の予算調整のため、歳入歳出それぞれ1,657万4,000円を減額し、予算の総額を14億4,520万4,000円にする予算措置に合わせて、栗生診療所設備整備に係る地方債限度額を補正するものであります。

議案第7号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、令和5年度分旅客船傷害責任保険及び自動車航走賠償責任保険に係る経費の債務負担行為を設定するものであります。予算の総額の4億6,615万2,000円に変更はありません。

議案第8号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出において2月分から適用した電気料金の減額を電力購入費、人件費、予備費で調整し、電気事業収益及び電気事業費用それぞれ1,392万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億5,712万3,000円にするものであります。

以上で説明を終わります。審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第1号から議案第8号までの8件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

質疑につきまして、議案の第1号、一般会計補正予算の11号でございます。ページでいきますと38ページになります。

目の9、山岳部保全対策費の中に、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金の予算が出てきているかと思うんですけども、こちらにつきまして、この協力金の令和4年度の収支の見込みを教えてくださいということと、併せて平成30年度からこの基金のほうも入山協力金のほうも数千万円単位で一般財源の持ち出しが続いている状況でございますが、今後の対策をどのように考えているかということをお示しいただければと思います。

もう一点ございます。41ページでございます。

目の5、ごみ処理施設整備事業費の中で、新しいごみ処理施設の工事請負費の予算が計上されているかと思えます。これにつきまして、先日、担当課長とも協議をさせていただいたところでした。

落札しましたテスコ株式会社とは別に、株式会社川崎技研が約15億円高い入札を行っておりましたが、この件に関して予定価格を公表していたにもかかわらず、なぜそこまで高額の札を入れたのか。その担当課長との協議の中では町として業者に聞き取りも行うというふうにおっしゃっていただいたと思ったんですけども、それについていつまでに回答を得る、予定で構いませんので、その予定がございましたらお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの岩川議員の御質問にお答えいたします。

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金につきましては、今年度の見込みとしましては、現予算よりも400万円ほど増えての3,000万円ほどを予定しております。

あとまた御指摘のございました、一般会計からの繰出しが続いているということにつきまして、おっしゃるとおりなんですけれども、昨年よりは幾らか回復はしているものと思っておりますけれども、今後また関係機関とも協議をしながらその辺の検討、対策を重ねてまいりたいというふうには思っております。

○生活環境課長（計屋正人君）

2点目の御質問でございますが、直接、補正予算とは関係がないところなのかなと思うところでございますが、議員と事前に協議をさせていただいておりますので、そこでお話ししたとおりになりますが、担当課としてはきちんと上司に決裁をいただいた上で、質問書等を送付させていただければと思っております。

いつまでといったところなのですが、現在、その会社とは別件の案件で、色々協議をさせていただいているところがありますので、一応、その案件が済めば考えたいと思っております。したがって、いつまでといったところは、今日の段階では控えさせていただければと思っております。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

回答ありがとうございます。

まず、環境保全協力金の件なんですけれども、僕、この件につきましては一般質問も行いまして、やっぱりこの協力金制度が立ち行かなくなっているという形なんじゃないかなと思っております。一般会計からの持ち出しをなくせるように、何かしら抜本的な対策を検討していただければと思っております。

すみません、先程3,000万円ほどと伺ったのは、収入が3,000万円ほどということでしょうか、それに対して支出がもし分かれば教えてください。

ごみ処理施設のほうなんですけれども、こちらについては、町の事務手続に僕は瑕疵はなかったと思っております。ただ、何でそこまで高い札が入ったのかということに関して、町民から疑念の声も上がっているようなので、そこについては、今、ほかの件で色々協議されている中で、後になるということではあるんですけれども、ぜひ真摯に対応していただければというふうに考えているところです。

以上です。支出がもし分かれば、すみません。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問につきまして、協力金の総額の見込みとしましては3,070万円ほどを今回の補正で見込んで計上をしております。

あと、繰出しにつきましては、昨年とほぼ変わらない、2,700万円か800万円ぐらいに

なるのではないかというふうに見ております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第1号についてお尋ねをいたします。

18ページの財産収入の392万6,000円、土地売払い収入が計上されておりますが、これの内容についてお尋ねをいたします。

それと、歳出ですけれども、歳出の25ページの地域活性化対策費ですが、現在、地域おこし協力隊員が4名おります。最近では、町報等でもちょいちょい紹介されているのですが、ここに報酬の263万円と、それから18の負担金補助の256万円減額されているのですが、これについての中身を教えてくださいたいと思います。

それから、同じく歳出の39ページですけれども、新型コロナ関係で、委託料のワクチン業務委託が2,246万1,000円減額されております。コロナが、今、収束に向かっているのか、色々これも対策をしているわけですけれども、島内で医療機関が幾つかある中で、このワクチン接種をしてきたと思うのですが、この島内の医療機関で、この2,200万円のうち一番大きいというか、人数等の減とかそういった関係であるのか、この中身を教えてくださいたいと思います。

あと最後、歳出の43ページの産業振興費ですけれども、負担金補助の中で、産業祭の補助金が200万円ほど減額されております。産業祭の関係は色々あると思うのですが、色々な団体とか個人とか、そういったことの補助金の減額だったのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

榎議員の1点目の御質問であります土地売払い収入であります。392万6,000円の内容としましては、町有地と隣接する4名の方から、売払いの申出がありまして、個人名は申し上げられませんが、宮之浦地区が1件、尾之間地区が3件の4件、合計で392万6,926円の土地売払いがあった件であります。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

25ページの地域活性化対策費の中の協力隊に係る部分につきまして、まず報酬の減額263万円ですが、これにつきましては、昨年からの募集をしておりました、産業振興課のほうで事業を進めております協力隊員の募集があったのですけれども、応募はございましたが、昨年に引き続いて、こちらの考えている内容にそぐう方がいらっしやなかった

たので、採用には至らなかったことより減額をするものでございます。

18の負担金の中の活動費補助金についても、同じくそれに付随するものでございます。以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

3点目のワクチン接種委託の減額であります。まずワクチン接種につきまして、非常にここに来て、接種者数が少なくなってきました。

まず、3回目接種者が7,974人に対しまして、66.8%の方が接種しております。それに4回目接種につきましては、48.38%、5回目につきましては、26.41%と非常に伸び悩んでいることが現状でありまして、その減額分、医療機関への委託料の減額であります。

それから、医療機関での接種者数につきましては、一番接種者数が多いところは、徳洲会ではありますが、そのほかは各診療所、医療機関のほうで、医療機関の診療の体制がありまして、予約枠をなかなか設定できなかったものですから、徳洲会以外はほぼ横ばいみたいな感じになっております。

以上です。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

4番目の産業祭補助金の減額についてですが、令和4年度は産業祭を実施しませんでしたので、これは実行委員会のほうに毎回補助を出して、実行委員会で産業祭を開催していただくことになっておりますので、その分で200万円の減額をしております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

地域おこしが応募がなかったということで分かったのですが、引き続きこれはそういうことをまたしていくのかどうかということですね。

それと、ワクチン接種については、今、先程、課長の答弁にありましたように、接種率が20%ぐらいずつどんどん落ちてきているという状況みたいですが、色々、政府も5類移行とかマスクの撤廃とか色々なことが打ち出されております。しかしながら、今後もこのワクチン接種関係については、引き続き検討していただきたいと思っております。

それと、産業祭につきましては、新年度予算もあるのですが、コロナの関係も落ち着いてきているということですので、新年度以降は引き続き開催ができるように検討していただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第1号の一般会計補正予算案について、歳出の部分で数点質問させていただきま
す。

28ページの総務費、新型コロナウイルス対策事業費で、コロナウイルス感染症対策公
共交通支援金2,800万円についての詳細をお聞かせください。

次に、46ページ、農林水産業費、島内産材需要拡大対策事業補助金193万2,000円につ
いて、詳細をお聞かせください。

次に、49ページ、商工費、観光施設整備費の修繕費50万円、こちらも何に該当するの
か教えていただきたいと思います。

次に、58ページ、小学校費で、学校管理費の中の修繕費で、栗生小学校の消防設備が
100万円ついていますが、この詳細をお聞かせください。

最後に、先程、同僚議員の岩川議員からも質問がありましたけれども、ごみ処理施設
の整備の事業費を採択するに当たって、どうしても確認しておきたいと思うのが、さ
きの入札の疑念についてです。先程、担当課長が上司の決裁をいただいてからというふ
うに御答弁されておりましたけれども、上司である町長は、どのような判断をされるの
か、どういうふうに担当課から相談を受けていて、今後、川崎技研にどのような質
問をしていただけるのかというのを、町長からお聞かせください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

眞邊真紀議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス対策事業費の中の企画費の部分であります。今回はコロナウイ
ルス感染症対策地域公共交通支援金という形で考えております。

定期航空事業者1件、定期航路事業者3件の、船と飛行機で4件、4事業者、あと、
そこには400万円というふうに考えております。

バス事業者が3件、タクシー事業者が3件の、バス、タクシーで6事業者、合計で10
事業者に配分するという形で考えているところです。

根拠としましては、船会社等にも聞き取りをしたのですが、やはり、コロナで減って
いる部分と、燃油が1㊦25円から30円上がっているということがありましたので、燃料
の使用量として、飛行機、船等については自動車より大きいということの考え方から、
一律400万円、タクシー、バス事業者については200万円という形の中で積算をしており
ます。

以上です。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

46ページの島内産材需要拡大対策事業補助金について御説明いたします。

現在、町のほうでは、林業振興を目的に、島内産材を活用した工務店に対して、立方当たりの補助金を出すようにしております。

これは、島外の材が値上がりをして、いわゆるウッドショックの影響を受けて、島外の材を使用していた人たちが、島外から取ると非常に値上がりをしているということで、島内の製材所から材を買って建築する戸数が増えております。

その分の補助金を今年度中の完成を見込んで、今回193万2,000円を増額しております。以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

49ページの観光施設整備費、需要費の修繕料50万円の補正でございます。

これにつきましては、屋久島青少年旅行村のトイレ洋式化改修について、設計変更による追加でございます。12月補正で100万円計上し、管理棟のトイレ男女兼用を1基、それから屋外の公衆トイレ男女それぞれ1基、合計3基を改修予定でございました。

それにつきまして、指名委員会の中で劣化が著しく、パーテーションなどを含めた修繕とするよう意見があったことから、再度設計を行いまして、今回、追加経費を計上し、施設の繁忙期となります5月までに改修完了とするものでございます。

今回の予定では、管理棟のほうは先送りしまして、屋外の公衆トイレ2基のみをすることとしまして、指定管理者である栗生区のほうとも事前に協議済みでございます。

以上です。

○教育総務課長（長 美佐子君）

先程の御質問にお答えいたします。

栗生小学校の消防設備の定期点検において不備が見つかりましたので、この議会に補正予算を計上し、早急に対応していきたいと思っております。

以上です。

○生活環境課長（計屋正人君）

最後の御質問になります。

私のほうから、まだ町長に質問状等の御相談は申し上げていないところです、現段階において。ですので、まだ町長と質問事項等についても現段階で調整はしてございません。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

2月24日に課長と担当者の職員と対応していただいた際に、この議会で5億5,000万円予算が出てくるので、それを議決するに当たって事前に確認をしていただきたいと、

間に合うか間に合わないかは別として、24日からは結構時間がたっていますので、まだ具体的な内容が決まっていないとなると、なかなかこの予算に賛成しにくい状況にあるのかなと思います。

現状は分かりましたけれども、町長御自身はその入札について、やはり予定価格をはるかに超える札が入ったということ、予定価格を公表してなければ話は全然別なんですけれども、予定価格が最初から公表されていて、予定価格を上回ったら辞退ですよ、失格ですよというふうに経路図の中には書いてあります。その中でどうして最後まで残ったのかというのは、当然、聞く義務があると思うんですね、そのことに関してどう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が言われるように、そういうことは公表しているにも関わらずそうですから、それは確認をしたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

具体的に、本日この予算を審議して採決するようになってはいますが、最終本会議までに少し時間がありますので、そこまでにやっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

できるかどうかは約束はできませんけれども、そういうアプローチはやってみたいというふうに思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

第1号の関係で、二、三点お尋ねをいたします。

繰越明許費補正の件で毎回質問をして、またかと思われるかもしれませんが、一、二点教えてください。これまで私はじめ同僚議員、すこやかふれあいセンターの屋根の補修事業でお願いをしてきたところですが、今回も250万円、繰越明許費として補正に上がっております。

現場を見たところ、一部は完了をしていますし、まだ完全に済んでいないことから、この金額が繰り越されることになっていると思うんですけれども、その理由は何でしょうか、教えてください。

それからもう一点、教育費です。6ページになるんですが、小学校費、神山小学校の特別支援教室の改修工事であります。新入学児が予定をされるので改修を急ぐべきという説明があったかと思うんですが、その新入学児の予定含め、もしそういう予定があるとすれば、児童を受入れするに当たって支障はないのかということと、遅れた理由をお

聞かせください。

それから、勉強不足で確認の意味で教えてください。33ページです。

介護保険事業費の関係ですが、介護サービス事業所の物価高騰対策の支援交付金が2,600万円ほどありますが、この内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまのすこやかふれあいセンターの屋根修繕につきましての繰越しにつきまして、再三にわたって御質問もいただき、またアドバイスもいただいていたところですが、非常に申し訳なく思っているところです。

一部、本年度台風による大きな穴が開いた関係もありまして、そちらを優先して作業を進めてきたところで、台風による大きな穴につきましては修繕が終了しております。非常に目立つところでもありましたし、これにつきましてもやっと事業者のほうと話がついたのですが、あと残りの箇所につきましても、御指摘されて随分時間がたつんですが。

実は、台風の大穴を修繕する際に、トップライトの亚克力板の部分について事業者からのアドバイスで、非常に老朽化しているということで、これを本当に一部補修という形でやっても、どうせまた割れるというような意見が出されてきました。

我々としてもこちらについてもお願いをまたしてはいるのですが、ただ、申し訳なく思うところは、どちらの事業者についても繰越しをするぐらい、非常に仕事が入っているという実情があるようで、何とか台風部分だけでもお願いできないかということで、無理にきつい中でしていただいた部分もあります。

ですから、これ繰越しをしましてから、一応、検討は亚克力部分について、亚克力でいくのか、それともガルバリウムでいくのか、色々検討しながら修繕に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○教育長（塩川文博君）

教育費の神山小学校特別支援教室改修工事についてのお問合せにお答えいたします。

まずは、新しく肢体不自由児教室を設置するに当たり、どこにその教室を設置するかということ、私どもと学校と当該の保護者も含めて検討してまいりました。

少し大きな工事になりそうだということで、本年度中にとにかく4月に受け入れるスペースは確保したいということで、空調設備とそれから水道関係、水回り関係を一応候補の教室に整備をするということで、最低限4月1日から児童を迎え入れる準備がそれ

のできるだろうと。

そして、そのほか、車椅子関係での移動で大きな工事が必要な部分につきまして、夏休み期間中に、児童の影響がない時期に大規模な工事に関しては行うということで、先程、御質問ありました児童の受け入れに特に支障はないと考えております。

以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

介護サービス事業所等物価高騰対策支援交付金につきまして御説明いたします。

まず、目的としまして新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、光熱費や食事提供に必要な食材費あるいは原油価格の物価高騰により、厳しい状況に置かれている介護サービス事業所につきまして、全事業所につきまして支援をするものであります。

内容につきましては、まず、施設サービス事業所と通所サービス事業所と訪問サービス事業所と、3種類に分けてまして支援をするものであります。

まず、施設サービス事業所につきましては、定員掛ける8万円で支援をするということです。

次に、通所サービスにつきましては、1事業所当たり80万円を支援すると、訪問サービスにつきましては60万円、また、通所サービスや訪問サービス事業所が併設している事業所につきましては80万円と60万円を、それぞれ支援をしていくということになります。

以上です。

○15番（大角利成君）

後段の部分の介護サービス、よく分かりました。

繰越しのほう、私もふれあいすこやかセンターに行く度に、同僚の方々からまだかまだかと言われます。やってくれる業者がないということではないようですので、早く対応できるようにお願いしたいと思います。

それから心配しておりました神山小学校です。今お話を聞きまして、何とか受け入れができるということのようでございます。できれば子供のためにも、父兄のためにも、保護者のためにも、私は4月1日の段階でできておればよかったかなと思うんですけども、これもまた、先程答弁がありましたように、夏の長期休暇を利用してということでございますので、一日でも早く終了するようにお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

私も焼却施設の契約については、やはりすっきりしないものを感じています。同僚議

員が言われましたように、町はそういうことのところについての責任は私はないと思うんですけども、10億円もこの見積りを間違えるプロは、ここはどういうことになるのかということ考えたときに、やはり疑念は広がっていくと思うんですね。ですから、その辺も会社側に町長も確認をするとした場合は、私はやはり追及をしていただきたいというのがあります。

それと、この形はテスコと川崎技研がプロポーザル方式で、それを審議会が評価をして選定をするという流れの中にあるわけですけども、テスコが決まった場合ですけども、色々この中身を見ますと、例えば運転の人員計画であるとか、あるいは地域への経済効果といった大変重要な中身で審査がされているわけですね。

私たち議会としても、この20年間はこういう受注して作ったその内容の点検をしていく、検証をしていくという責任を当然負うわけで、そのためには、このプロポーザルの審査会の中で、どんな議論がなされて、どんな具体的なものが出てきているのか、この情報を私たちも知らない限りどうしようもできないわけですね。

担当課にその情報の一部開示をお願いしたんですけども、担当課では少し迷っているようであります。判断つきかねない様子を感じるので、町長、これはぜひ求められたら公表を開示すると、情報を公開すると、何の差し支えもないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

私が検討会の委員長を務めさせていただきました。

この審査の中身については、情報公開を今確認をしていますということですので、また御確認をいただきたいと思います。

あとプロポーザルの中で、普通の請負事業と違ってそれぞれの会社がそれぞれの技術なり、あるいは考え方を持っていて提案をしておりますので、例えば何かをこちらが求めるこういうものというのが、普通の入札とか建設請負とか売買請負とは違う性格がありますので、一概に評価というのは難しいのかなというのは一面であります。

あと、今、議員が言われる、結局あとできたものが、私たちが求めたものあるいは業者がしっかりと提案していただいたものになっていなければいけないわけですね。そういうところがありますので工事の管理の部分についてはしっかりと業者を選定して、施工管理等々においては遺漏がないようにということで、担当課にはそのような指示はしているところであります。

○生活環境課長（計屋正人君）

すみません、生活環境課です。プロポーザル方式とちょっと間違いやすいところがあ

るんですが、基本的には総合評価一般競争入札方式ということで、そちらのほうは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○10番（緒方健太君）

議案第1号、一般会計の補正予算なんですが、この中で繰越明許費の補正が非常に多いということで、50件以上上がってきています。これは補正で上がってきた分をやむを得ない部分もあると思いますが、事務手続きの不備で入札が遅れたこととか色々な内容があると思うんです。

これをこの一覧で出すのではなく、理由をこの場で聞きたいところなんですが、なかなか全体の理由を聞くということもできないでしょうから、最終本会議までにこの繰り越す理由というのを全て出していきたいなど。

そして、これがいつの予算で計上されて議決され、これがいつそのあと入札がいつ行われたのか、その中で不調に終わったのが何回あったのかとかいうところまで、しっかり説明していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

財政のほうで取りまとめて、今の御指摘の部分について報告したいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○8番（渡邊千護君）

色々と第1号議案にあったんですけども、皆さんが言ったので一つだけ、歳出の55ページの消防費のところですけども、消防団員の報酬の減額がされていますが、この理由だけを教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この減額につきましては、今年度操法大会への出場を辞退しましたので、その関係の報酬・費用弁償の減額でございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第1号から議案第8号までの8件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第8号までの8件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第1号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

討論ありませんか。

○5番（真邊真紀君）

議案第1号、一般会計補正予算案、原案に反対の立場で討論させていただきます。

令和4年一般会計補正予算案には、大きな予算であるごみ処理施設整備事業費が含まれております。この予算を本日の本会議に提案し、委員会付託を省略するという流れになることを問題だと思い、3月1日に開かれた議会運営委員会でも本予算案に関しては委員会付託をすることが望ましいと提案させていただきました。

しかしながら、一般会計補正予算案にはほかの予算も広く含まれることから、年度末の予算執行に支障が出てしまうという実情があるので、委員会付託は省略し採決をする流れに決定しました。それを否定するわけではありませんが、そういった状況の中で一般会計補正予算案の中のごみ処理施設整備事業費のみを減額修正し、会期中にその他の一般会計予算を提案、議決することし最終本会議までに川崎技研への質問及び回答について議会に説明をいただき、その上で再度ごみ処理施設整備事業費関連の予算案を提案していただけたらよいと思います。

この、ごみ処理施設関連の予算案を議決するのは最終本会議でも間に合うということを担当課から既に伺っております。ごみ処理施設整備事業関連の予算を議決するに当たり、最終本会議まで時間が必要である理由について詳細を述べさせていただきます。

新年度に着工する新しいごみ処理施設の建設事業者を決める、総合評価方式の一般競争入札は、昨年11月にテスコと川崎技研の2社が参加して実施され、テスコが落札業者に決まりましたが、その際にとっても不可解な入札がなされました。事前に公表されてい

た税抜きの価格24億6,100万円に対して、テスコと競合するはずだった川崎技研がその予定価格を約15億円も上回る39億5,000万円の入札をしました。予定価格を上回ったら無効とされている入札にもかかわらず、なぜ川崎技研は途中で辞退しなかったのか。

そんな疑問を持ちながら2月17日に公正取引委員会に電話をして、今回の入札の経緯を詳細に説明しました。予定価格が事前公表されているにもかかわらず、それを約15億円も上回る入札があったことについて、「本当に予定価格は公表されていたのですか。」ととても驚いている様子でした。そしてこの入札について町は川崎技研に対して、なぜ予定価格を超える入札をしたのか事情を聞く必要があるとの見解を示しました。さらに、もし町が事情を聞かないようであれば、新ごみ処理施設建設の予算審議をする町議会で、議員として町に問う必要があると助言をされました。

これを踏まえ、2月24日に同僚議員と一緒に生活環境課を訪ね、新ごみ処理施設の予算審議をする3月定例会の開会までに、川崎技研に事情を聞いていただけないでしょうかと担当課長をお願いをしました。ですが、段取りが取れていच्छゃらないようで現段階において川崎技研からの回答も聞いておりませんので、本議会での最終本会議までに確認いただき疑念を払拭していただいた上で、本予算案を提案していただく必要があると強く思っております。

以上の理由で、一般会計補正予算案、原案には現時点では反対させていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

議案賛成の立場で討論をいたします。

今の反対討論につきましても私も思うところも重々ございますが、今回、新しいごみ処理場の建設に関する予算を振り返ってみますと、これまで議会としましても、12月議会において施工管理業務委託の債務負担行為を可決し、また同会期中に追加提案された建設工事請負契約、こちらが26億9,400万円についても出席議員の全会一致で可決したという経緯がございます。

そして今回のこの補正予算につきましては、その議決した契約金額内で前倒して実施したいという提案だというふうに私のほうは認識をしております。

また、先程ございましたけれども入札の方法につきましても、総合評価方式の一般競争入札の形式がとられまして、最終的に予定価格内に収まった業者は1社しかなかったことはなかったんですけども、その最初に一般競争入札をかけた最初の時点で僕はこの競争が働いているというふうに考えています。なので、町の事務手続きにも今回瑕疵はなかったのではないかなというふうに考えられます。

ただし、私、先程総括質疑のほうでも申し上げましたけれども、その川崎技研が入札

した予定価格を15億円も上回る入札ということにつきましては、先程、町長も調べますということでお答えいただいたとっておりますので、町民が疑義があることも事実です。その点につきましては、この予算の採決とは別に引き続き調査を行っていただくのが筋なのかなというふうに考えております。真摯にそこは御対応いただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

令和4年一般会計補正予算案について、原案に反対の立場で討論させていただきます。

今、同僚議員からも討論した内容のとおり、現段階では入札についてやっぱり疑念があります。公正取引委員会の見解もありますように、予定価格をはるかに上回る金額を入札した川崎技研に質問をして、疑念を払拭される内容の回答が返ってきてから再度予算案を提案していただく必要があると思います。

最終本会議までには十分日にちがありますので、回答内容を議会にお示しいただいた上で議決すべきだと考えています。よって、現段階での一般会計補正予算（第11号）についての原案に反対いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで閉め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第36号 旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）
請負変更契約の締結について

△ 日程第17 議案第37号 橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負
変更契約の締結について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第16、議案第36号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負変更契約の締結についてから、日程第17、議案第37号、橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、本日追加提案いたします議案第36号及び議案第37号につきまして御説明申し上げます。

議案第36号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負変更契約の締結につきましては、解体後の再生クラッシュランの敷地慣らし工事の廃止等の設計変更により、当初契約額から277万2,000円を減額し、契約金額を1億359万8,000円にするものであります。

議案第37号、橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負変更契約の締結につきましては、塗膜剥離に係る設計変更により当初契約額から436万9,000円を追加し、契約金額を6,659万9,000円にするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第36号から議案第37号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第36号から議案第37号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第37号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第36号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、橋梁補修工事（湯川橋1工区）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時31分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第18 施政方針説明

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和5年第1回定例会の開会にあたり、町政運営の所信の一端と各分野における政策の概要について述べさせていただき、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格、物価の高騰などが町民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしました。

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過いたしました。町民の皆様の感染予防に関する御理解と御協力によって徐々に日常を取り戻してきていると感じています。

国においても、感染症法上の分類を5類へと変更することを表明しております。

本年が新型コロナに翻弄されることのない1年になることを願ってやみません。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻が、予想に反して1年が経過しました。連日、子供を含めた多くの命が失われ、武力が生活を破壊する痛ましい情景が連日報道されています。平和で穏やかな国益の繁栄のために、一刻も早い収束を願っているところです。

昨年度は、離島振興法の改正・延長に全国離島振興協議会の会長として参画することができました。恒久法への格上げはかなわなかったものの、都道府県による離島市町村への支援の努力義務化や時代の要請に沿った国の配慮規定などを多く盛り込むことができました。

法が目指す離島振興の精神を十分に理解・活用し、離島が離島のハンディを少しでも克服するには、これまでに携わった経験と想いを注ぐことが必要です。延長された10年

間に、そして屋久島への恩恵を明確にするために、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

さて、本年は世界自然遺産登録から30年の大きな節目を迎えます。私も、この島に生を受けて70年余りを過ごし、感じるころは、島民の自然との接し方の無言のルールや思いが、遺産登録を機に貨幣経済へ飲み込まれてしまったのではないかとの思いです。営々と引き継がれた島の魂が変わることなく、島のさらなる価値の向上につながるよう、島の本物の豊かさをしっかりと認識をして、屋久島らしさを追求したいと思っております。

また、知の巨人たちが、屋久島環境文化村構想にあたり寄せていただいた思いや提言は、世界遺産の名による入り込み客がもたらすインパクトの対応に窮してしまい、いまだ形にならず、各人の評価も下がっているのではないかと懸念をします。

幸いにも、島の内外には知恵と支援を寄せてくださる方が多くいらっしゃいますので、この関係人口の力を生かすことは屋久島町長の仕事であり、島の地力になるものであると考えています。

そのような意味におきましても、これまでの経験を生かして取り組んでまいりたいと考えております。

地域活性化のためには、若者、よそ者、ばか者が必要であると言われてまいりました。まさに、若者はエネルギーを、よそ者は外部視点を、ばか者は突破力を示していると思われませんが、そればかりでは地域コミュニティの中で持続して事をなすことはできないと考えます。

経験のある熟練者、地域・歴史を知っている地者、知識があり分別のある者が互いに認め合い、協調しあってこそ、持続可能な地域活性化が可能となります。互いに尊重し合う多様性が地域活性化の要かと思えます。

集落自治の在り方にしましても、行政の推進にしても、その視点を忘れることがないよう進めてまいります。

今、この島に、この町は、多くの先人たちの闘争、葛藤、涙と汗の上に成り立っています。私は、為政者として、これまでこの島の歴史・文化を紡いできた先人たちに恥じぬよう、自分たちの島は自分たちでつくるという意志を強く持ち、最大の愛郷心を持って本年度も事を進めてまいります。

続いて、令和5年度の予算編成方針について説明します。

本町の令和5年度予算については、廃棄物処理施設の建設が本格化することから、これまで以上に事務事業の見直しによる歳出削減、長期振興計画等に基づく事業の厳選に努め、継続して財政健全化に取り組むこととしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、経済が正常に向かいつつあるこ

とから、町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保に取り組むこととしております。

それでは、行政分野ごとの施策の概要について説明いたします。

農業については、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農定着に向けた取組を進めるとともに、老木等の更新や改植等の果樹経常支援対策事業を図ります。

畜産については、飼料高騰の中、今後も子牛の商品性を高めるための両町営牧場の有効活用を図りながら、畜産農家の所得向上を目指すとともに、一日も早い屋久島牛の登陸を願っています。

林業については、苗木生産補助、島内産材の活用住宅建設等に対する補助、輸送費の補助などを行うことにより、林業の振興を図ることとしております。また、新生児、幼児や小学生を対象とした木育の取組を推進します。

水産業については、漁港施設の整備や急速冷凍機の導入などに併せて、新規漁業就業者に対する研修等への補助の実施などに取り組むこととしております。

商工業については、商工業安定資金貸付事業、雇用機会拡充事業などを活用した支援を継続して行うこととします。

観光については、エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と観光立町を基本理念に、各種誘客施策に取り組んでまいります。

世界自然遺産登録30周年を捉え、関係機関や団体、観光事業者等と一層の連携を図り、国内旅行者へのアプローチはもとより、インバウンド獲得のための施策の展開とクルーズ船寄港への対応を図ります。

地域活性化対策としましては、引き続き、集落の活力アップ交付金やまち・ひと・しごと創生補助金等により、これまで同様に26集落の自主活動による地域活性化策を後押しします。

移住・定住の促進対策として、初期費用及び家賃の補助、住宅取得や移住費用などに対する補助を行い、その他婚姻に伴う住宅取得費用や引っ越し費用の補助、出会いの場を提供する婚活イベントを開催する予定としております。

屋久島町地域公共交通活性化協議会の取組については、屋久島町地域公共交通計画を定め、具現化に向けて交通事業者、地域住民の意見を取り込みながら進めることとしております。

自然環境対策としましては、屋久島自然遺産登録30周年記念事業実行委員会を設置して、記念事業の実施に向けて取り組んでまいります。また、国内の世界自然遺産地域を有する自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会についても、屋久島で会合を開催することとしております。

エコツーリズム推進については、特定自然観光資源の検討を継続して行うとともに、公認ガイド制度のさらなる普及及び拡充に努めることとします。

CO₂フリーのまちづくりでは、電気自動車の普及加速化策として、国・県の補助に上乗せの補助制度を創設して、今後10年間で町内自動車の10%の普及を目指すこととしております。

生活環境対策については、令和6年度末の完成を目指す廃棄物処理施設を、本年度より本格的に工事を進めることとしております。また、新しい施設の運営管理を行う事業者選定のための発注者支援業務委託を行うこととしております。

近年、各集落から多数寄せられる猫に関する苦情への問題解消に向けて、地域団体等に対して、その不妊去勢手術費用の一部を補助することにより、活動を支援することとしております。

生活基盤・産業基盤対策につきましては、国庫補助事業等を活用した道路橋梁の施設整備を進めます。

また、港湾、漁港、農林業施設の整備についても、引き続き年次的に実施していく計画としております。

福祉対策では、本年7月に安房総合センター内に子育て支援センターを開設し、島の保健室構想の実現に向けて、基幹相談支援センターや各福祉団体が集うフリースペースなども視野に入れた空間づくりを目指します。また、児童虐待や見守りが必要な子供への対応等について、適切な支援に努めることとしています。

健康対策については、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図る目的にして、各種健診等を行ってまいります。

感染症対策としましては、本年5月に感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に移行する予定であることから、国の動向等を注視し、適切な対応に努めてまいります。

地域医療対策につきましては、町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくためには、これまで同様に町内3診療所の安定的な運営に努めます。

国民健康保険事業については、疾病の早期発見、早期治療等による医療費抑制のため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診、重複服用の減少に向けた保健指導など、財政健全化のための効率的な取組を推進します。

後期高齢者医療事業については、後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の健康保険事業を一体的に実施できるよう、実効性のある計画を策定し事業を実施することとしています。

介護保険事業については、第8期介護保険事業計画の最終年度に当たることから、一層の施策の展開とともに、次期計画の策定に向けた分析を行います。

教育につきましては、教育振興計画の基本目標である、明日を開く心豊かでたくまし

い人づくりを目指し、第3期屋久島町教育振興基本計画に基づく諸施策を展開します。

学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を通して、発達段階に応じた選択や判断ができる持続可能な社会のづくり手となる人づくりに努めるとともに、学習指導要領の着実な実施とGIGAスクール構想におけるICT活用に取り組みます。また、子供たちが安心安全に学べるよう、いじめ防止対策や不登校対策を強化します。

学校給食においては、小中学校を通じて、児童生徒が複数在籍する家庭については、第2子以降の児童生徒の給食費の保護者負担分に対し、補助により無償化することとしております。

社会教育については、図書室の生涯学習拠点化を継続して進めることとします。

スポーツレクリエーション事業及び文化事業では、3か年にわたり中止を余儀なくされてきた各種大会等の実施について、関係団体等と協議検討を行い、再開の支援に取り組みます。

特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体特別大会、OWS、オープンウォータースイミング競技には、日本水泳連盟を始め、関係機関と細やかな連携と多くの協力を得ながら、大会を成功に導き、開催地としての責務を果たす所存であります。

次に、口永良部島の振興策であります。

口永良部島は、国による避難施設緊急整備地域の指定を受け、消防・防災施設整備補助金については、補助率2分の1を受けることができるようになったほか、県が防災営農施設整備計画を作成できるようになりまして、今後は噴火警戒レベルが1に下がったことから、県と計画変更の協議を進め、効果的な火山防災対策と地域振興を進めたいと考えております。

旧尾之間支所跡地の利活用については、医療法人観音会がスマートウェルネス屋久島の活動拠点施設整備として、屋久島おじゃんせウェルネスセンター建設に向けて具体的協議を進めているところであります。

旧宮之浦支所跡地については、老朽化の著しい離島開発総合センターの移転、建て替えを前提に、引き続き、地域の意見や要望等を集約し、具体的利活用方針を取りまとめることとしております。

次に、屋久島空港滑走路延伸早期事業化の進捗状況であります。

現在、環境影響評価法に基づく手続や空港施設の基本設計が行われ、島内の交通事業所等へ駐車スペース案が示され、意見交換が行われたところです。

また、用地取得の同意についても、地権者の9割の方から得ているところです。

以上、令和5年度の主要・新規に係る説明とさせていただきます。

事業実施にあたりましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

す。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は、後ほど当初予算も含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑でお願いしたいと思います。

また、一般質問に関わる質疑も御遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

もろもろ、たくさんの事業にまた、今年度もかかっていくという御説明があったんですけども、事業をするにあたって、当然、職員の方の労務管理も町としては大事なことになると思います。

その労務管理に関わることで、最初の行政報告のときに触れられるかと思ったのですが、長峰牧場の公務災害が認定されたということで、その報告がなかったのですが、そのことと、あと全体的な労務管理について、町として令和5年度、どういうふうはこの事業をするにあたって取り組んでいきたいかという部分をお伺いしたいのですけれども。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

職員の労務管理につきまして、特に本庁につきましては、入退庁管理をしながら、月ごとの職員の残業時間を把握しております。

出先については、ほぼ、出張所については残業はないと思いますが、残業する際には、まず管理職に届出をして、時間外勤務命令が出たものを結局、時間外とします。そこで多くの過重がかかっているようであれば、総務課のほうにも報告があると思いますが、今のところ、そういう報告はございません。

ただ、本庁舎において時間外が多い職員については、その都度、ちょっと面談をしながら、適切な勤務時間内での仕事の整理をするようにという指導はしております。

○5番（眞邊真紀君）

今回の公務災害の認定については、町として、いつ発表されるつもりなのかお伺いし

ます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

公務災害につきましては、御遺族の方が直接と申すか、申請をされて、一応それが認定をされたという通知は町も受けております。

その原因について詳細なものが示されていないことから、町としては認定をする際に必要な書類の提出を行い、認定作業に協力してきたところですが、それについて町が認定をされましたという報告をする予定はございません。

○5番（眞邊真紀君）

町が会計年度任用職員として牧場で雇用をしていた職員が、結局は過労の状態で亡くなったという認定がされて、それ自体は御家族が申請をしたから、それで御家族に認定が下りたからということではないと思うんです。

町の方針ですから、それを言うか言わないかはもう、町の判断だとは思いますが、そのことについて、実際どうして過労になったのかというような理由を、基金に尋ねて知るべきだと思うんです。マスコミの報道でも、理由が分からないというふうにおっしゃっていましたが、御遺族が基金に問合せをして、理由書はきちんと手元に渡っています。それと同様に、町はどうしてこういうことが起きたのかというのを、理由書をもって精査しないと、労務管理は当然できないと思うんです。

そのことについて、今後、きちんと理由書を確認していただいて、精査、再発防止をやらないといけないと思うんです。

こういう事業は非常に望ましくて、どれもきちんと行っていただけたらいいかなと思うんですが、その前提に、やはり正しい労務管理が基本となると思いますから、そこはぜひ強く認識していただけたらいいなと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

今日、町長が直接話をされた所信表明と、私たちが事前にいただいた書面によるものが大きく違ってきますね。違ってはいないと、戸惑いました。

その中で、こっちのほう町長の思いをしっかりと詳しく書いているというふうには思うんですが、この文書も生きているということでもありますので、何点かで質疑をさせていただきます。

1つは、コロナ感染に対して、政府がレベルを2から5に引き上げるというふうには、そのことを前向きに評価もしていらっしゃいますが、ただ、政府がそういう見解を出したからといって、コロナの現実が変わらないわけです。コロナが今後もし来たら、さら

に第9波になりますか、10波と、それがなくならないという保証はどこにもないわけで、そういう中で、町長の警戒心といたしますか、そこが薄いというか、感じられなかったというふうに思うんですが、まずその点をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が薄いとおっしゃるんですけれども、それは、私は決してそうは思っていないくて、それは警戒をしながら、やはり経済活動もやらなければいけない。今までやらなかった行事もやっていかなければいけないということで、それはそれで注意を払いながら、また、そういうことが起きたら、そういう対応をきちっとやっていくという、そういう気持ちです。

○14番（渡邊博之君）

そういうのが、読んだ私には伝わってこなかったということで、その辺をただした次第であります。

もう1点は、先程も言いましたように、コロナが今後どうなるかは本当に未定で、専門家の中でも、政府のそういう表明というのはやっぱり早すぎるだとか、そういう声もあります。

そういった中で、町長は、この中に8ページ、9ページでの表明ですけれども、産業の振興について、ポストコロナに対応した新たな戦略を実行する商工業への支援というふうに述べておられますけれども、この具体的内容は何かありますか。

これまで、色んな支援をしてきたわけですから、そういう中の何かを実行するということになるのでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

9ページのほうから10ページにかけて具体的に書いてありますけれども、やはり商工業の方々はまだ、コロナ前に回復しておりませんので、ここに書いてありますように、商工業安定資金の貸付事業とか、当初予算ではまだ国の交付金はどうなるか分かりませんから書いてありませんけれども、コロナの交付金を使った活用なんかを、また交付金があれば実施をしていきたいと思っております。

それから雇用機会拡充事業、これは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業ですけれども、これらのものも実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

町民に歓迎されたコロナ支援がありましたので、もちろんコロナの状況に応じて、そ

ういう支援はやっていただきたいというふうに思います。

もう1点、これは提案なんですけれども、実際の言葉の中でも、地域創生の源にあるという表現で、ばか者、よそ者、こういう言葉が使われました。文書の中ではもっと過激でそういう言葉が使われているんです。表現したい気持ちは分かるんですが、今、ジェンダー平等が大きく叫ばれている中で、ばか者というのはやっぱりパワハラの、そしてよそ者というのは地域においてはいわゆる差別用語になりますよね。言っている意味は分かるんです、使っているその気持ちは分かるんですけれども、こういうものはなるべく、もう文面から削除をすると、別な表現ですということをご提案したいと思うんです。

特に、一人歩きしそうなのが、歴史を知らないよそ者という表現があります。だけど、実際私たち屋久島に来ていらっしゃるIターンの皆さんは、歴史も自然も、やっぱり事前につかんでしっかり勉強もする人もいますし、我々より詳しい皆さんもいるわけですから、ここが一人歩きすることがないように、私は削除と別な表現で表すということをご提案したいんですが、最後にそれをお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

それは、今まで地域振興をやると、結局、ばか者という言葉、かねてからずっと何年か使われてきた、そのまま私もそれを使った。今、議員がおっしゃるようなことも重々に分かりますので、表現を変える、そういうことでやっていく。

歴史というのは、私が言いたいのは、ここで生まれて育って、子供の頃から成人をするまでの間に、色々地域の人とか自分たちの仲間とかから教わったこと。例えば、その辺に書いていますけど、川を渡るときには咳払いをしろとか、要するに、私たちは中学生ぐらいまでごく当然に亀の卵というのは取っていましたがけれども、自然を保護といいますか、枯渇をさせないように、100個あったら30個置いてこいというような、そういうことを教わってきた。

そういうことをだんだん地域の中でも話をされなくなる、そういう形で、だから地域を知らないというのは、そういう意味で言ったことで、別に悪い意味で言ったわけではございませんので、そういう理解をしていただければというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

1点だけ、町長に見解を求めたいと思います。

まずは、私はじめ、同僚議員から過去に要請がありました、電気自動車の普及加速化補助制度、今回創設をしていただきまして大変うれしく思うところです。このことによって、また一段と普及率が上がれば非常にいいかなと思って期待をするところです。

もう1点は、これも私はじめ、これまで同僚議員が提案をしましてまいりました学校給食費の無償化の問題であります。今回、義務教育小学校・中学校に限り、第2子からということで政策提案がございました。

大変うれしい限りなんですが、私が考えるには、義務教育だけじゃなくて、子育て支援の一環からすると、幼児含めてこども園、保育園等も対象にすべきかなというふうに考えているんですが、このことについての町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

財源が許せば、議員がおっしゃるように全てのものの無償化をやりたいという思いは強く持っております。ですが、色々内部とも調整をした結果、国も4月からこども家庭庁ができます。国とのそういうものを絡めながら、国がやるべきこと、また私たちができること、そういうことを合わせて、なるべくそういう方向に近づけるように努力はしていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

先程も申し上げました、大変評価する1つです。

若い世代が、やはりこれからも子供を産み育てていく。そのためには、義務教育だけじゃなくて幼児の支援というのも必要かと思っておりますので、ぜひ今回の提案をステップに、今後、幅を広げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○9番（榎 光徳君）

なかなか、一般会計と関連があるものですから質問しにくい部分もあるんですが、8ページの畜産関係についてなんですが、昨年、鹿児島県全国和牛オリンピックですか、これで優勝して、非常に鹿児島県の和牛を華々しくPRしたんですけれども、ここに、島内における和牛肥育の取組に大きな期待を寄せているというようなことがあるんですが、町内で当然、町営牧場があります。

島外というか、今、中間地区に水迫牧場が進出してきまして、当時は社長も、ブランド化して、屋久島ブランドとして、非常に大々的に売り出すんだという意気込みがあって、それから今、取組をしていると思うんですが、ここら辺との連携みたいなものはうたわれていないんですが、そういったものはどの程度あるのか。もし、分かっていたら教えていただきたいと思っております。

それと2点目なんですが、9ページの水産業について、急速冷凍機の導入というのがあるんですが、今、アゴだし等についても非常に注目を浴びているところです。

以前、あれは山口水産でしたか、サバの急速冷凍で売り出そうという取組をした経緯がありましたけれども、先だってテレビ放映で、どこでしたか、関サバか何かを通常の冷凍ではなくて、塩水を冷凍してゼリー状にしたものに漬けて凍らすと、元に戻したときに非常に鮮度が高いというようなことで、それをPRしていました。

この急速冷凍というのは、かつての山口水産の取組とか、そういったものとは関係がないのか、どのようなことを目指しているのか、もし分かればです。

それと、もう1点、3点目なのですが、今年は待ちに待った鹿児島国体があります。これも延期になってきたわけですが、今、スポーツ関係で、これ私、以前に一般質問でも申しあげましたけれども、コロナの関係で町体や駅伝はもうずっとありませんでした。

例えば、去年はだいぶ下火になってはいたんですが、最終的に町体も駅伝も中止になりました。特に、町体に限って、5月に早々と中止を決めたわけですが、これは私も町長とのやり取りの中で、ちょっと早きに期した感があったんじゃないかというようなことで、実行委員会があるので、そこに委ねたという部分もあるんですが、今年はぜひともこれを行っていただきたい。

そこら辺、町長も、いや今年はやるよという思いがあると思いますけれども、そこら辺の決意というか、考えを示していただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、中間で水迫ファームさんが肥育場を建設しております。当初の計画からすると若干遅れているようなのですが、あそこは肥育を専門ですから、子牛を買ってきて肥育をして、肉牛として出荷するという施設になっております。

それにつきましては、子牛の段階から屋久島のものをに入れてそれを出荷したいということで、町の方にもお話がありました。

ただ、今、種子島に屋久島の子牛を持って行って出荷をしておりますけれども、少し競りの市場自体が下がってきておりますけれども、去勢と雌で若干の違いがありますけれども、60万前後で取引をされているところです。

肥育を行う業者としては、できるだけ元牛、子牛は安く入れたいというのが本音だと思うのですが、そうすると屋久島の牛が安くで取引されてしまうということもあります。

そうはならないように、一応業者さんのほうにも市場を通して購入をしてくださいと

ということで、今のところ、水迫さんも実際に種子島の競りで屋久島の牛は購入をさせていただいております。それは、指宿とか自社の牧場で肥育をされて肉牛を出荷されていますけれども、そこら辺につきましては、また、関係機関を入れて、牧場の水迫さんのほうとも、業者さんのほうとも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の冷凍機につきましては、先程議員のほうからお話がありましたように、山口水産がサバをとということでやったんですけれども、事業自体がもう撤退をされました。

今回、議員のほうからお話がありましたように、今、冷凍機につきましても色んなものが出ていて、すごくいいものが出ております。今、考えているものはサバということに限らず、屋久島には色んな魚の種類がありまして、それが時期によって高く取引されるときと、そうでない安くなる時とありますので、安いときに買い支えをする。その冷凍も丸々するのではなくて、フィレの形で冷凍をして、ものがいっぱいあるときにストックをして、それをある程度の単価で販売をしていくというふうに考えています。

細かいところにつきましては、漁協とも協力をしながら、詰めて事業を実施していきたいと思っております。

以上です。

○社会教育課長（泊 竜二君）

議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍におきまして、町民体育祭を始め、各種行事が中止になっておりますけれども、令和5年度につきましては、予定どおり開催をしていきたいなというふうに考えておりますけれども。

実行委員会等で協議をして開催する、しないというのが判断されるわけですが、先月2月18日に、町の公民館連絡協議会を開催いたしました。来年度の事業計画等をお示ししまして、町民体育祭、駅伝競走大会を実施する予定だということで話をしております。その際に特段、公民館長さんのほうから意見はありませんでしたので、例年どおり大会が実施できるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

水迫牧場の件は大体分かりましたけれども、課長、今、牛舎やら造成中だと思うんですが、地元雇用というか、そういったことについて、課長が御存じかは分かりませんが、そういったことの話があるのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思っております。

それと、町体・駅伝の件ですが、先程申し上げましたように、今年は絶対に私もできると思っております。

ただ、やっぱり最終的に、前回はそうだったんですが、実行委員会に委ねるといふか、そこでテーブル、話し台に乗せるわけです。ところが、特に1地区でもやらないという地区が出てきたら中止するとかという、そういう申し合わせをしているわけですが、やっぱりこれは例えば災害があったとか、色々な地区の色んなことがあって、これはもうやむを得ないよなというときはそれでもいいんです。

ですが、やっぱり私はトップセールスじゃないんですが、実行委員会にしても町長、色々な大会にしても大会会長は町長です。町長がやろうということ言えば、その方向に行くんじゃないかなと私は思っております。

ですから、そこら辺も十分お含みおきをお願いしたいと思っております。

先程の雇用の件は、もし分かれば。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

業者さんのほうから、当初計画があったときに雇用のほうは地元雇用をやりたいという意見は聞いております。具体的に、いつ頃から何名というのはまだ聞いておりませんが、地元雇用をしたいという旨、伺っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

エコツーリズム推進事業について、町長の見解を少しお聞かせください。

来年度、全体構想案が上がってくると思うんですけど、その中で、町長の言葉からも公認ガイドの普及・拡充という言葉が出ていますが、全体構想案、エコツーリズム推進法の中では、地域の観光資源を案内するガイドさんの送迎とか、そういった、いわゆる白タク行為になる行為が認められるというのがありますが、その認められるガイドというのは、エコツーリズム推進協議会に所属する団体のガイドになります。

ここで言う屋久島の場合は、推進協議会に公認ガイドはもちろんあるんですけど、観光協会のガイド部会というのもあって、140名登録しています。

町長が公認ガイドの普及・拡充に努めるということは、そちらをより強く推していくということなんでしょうけど、そういう白タク問題を1つ取ると、ガイド部会と公認ガイドの立場というのはどういうふうに、どちらを取るのかということか、どちらも含めて言っているのか、その辺の見解を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

自然遺産に登録をされて30年になるんですけど、いつも話題になるのはガイドの問題が一番多いです。屋久島の観光を生かすも殺すもガイドじゃないかと、言葉は悪いですけども、そういう言葉もよく聞きます。

ですから、私が言うのは、2つのガイド部会がある。同じ島にそういうことじゃいかんなど。1つに、やはり将来的にはすべきだというふうには思っています。それ、時間がかかるかしれませんけれども、やはりここにちょっとメスを入れないといけないのではないかというのを実感的に感じています。

それで願わくば、ガイド料金を公認ガイドでやって、例えば1つの例として、白谷を案内するには統一の料金で案内をしてほしい。ガイドによってまちまちだというのが1つ、先程も少し言いましたけど、要するに屋久島のルールを作れなかった。

だから後進のところは、知床にしても、奄美、沖縄にしても、やはり屋久島のそういうものを、言葉はあれですけど、悪いところをまねして、いち早くそういうルールをつくって、今、行って、知床はうまくそれで回っているみたいなどころもあります。

それをずっと、なかなかそこに手をつけられなかったというのがあります。議員もそういうところにいらっしゃいますから、実態がよく分かっていると思いますけれども、やはりお互いが歩み寄って何らかの形でやって、これからの30年をやっていかなければいけないという思いが今、強くあります。

ですから、本当の屋久島の本来の価値観というのは何だったのかということ、もう一遍思い起こしてほしい。30年前に屋久島が自然遺産に登録されたときに、知の巨人と言われたそうそうたるメンバーが屋久島のことを応援していたんです。あの人たちが1,000文字にまとめた文字を読ませていただくと、それはすごいこと書いてあるんです。

その1つでもできているのかという、そういう思いもすごくあります。

そして、少し長くなりますけど、やはりガイド業というのは、今まで、30年前に屋久島になかった産業、新しく自然遺産に登録をされて、新しく生まれたのがガイド産業。

これを、屋久島の今までのそういう価値観の中にどういう形で位置づけていくのかというのは、これから先、屋久島には非常に重大なことだと思う。議員と一緒に、また色んな形で勉強しながら、いい方向につくり上げていければいいなというふうに思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

それでは、公認ガイドというのは町がつくった、条例でつくったガイド制度でありますから、これが今現在、全て正しいというわけではないと僕も思っているんですけど、観光協会なりほかでガイドをしている方々も、やっぱり全てそこに登録をしてもらってこの事業をしていくという方向が、町長も一番望ましいという考えでいいですか。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○12番（日高好作君）

学校教育の安全ということでお尋ねをします。

子供たちが安心安全に学べるよう、いじめ防止対策や不登校対策を強化しますということで、これはこれでいいんですが、以前、私が教育長にお話しした、学校によって不審者対応の講習あるいは訓練をやっていないところがあるということで、教育長にお聞きしたら、それは学校単位で一応、任せているというような回答だったと思うんですが、その旨、私も学校にも伝えたりはしました。

今回、高校生による学校侵入で教員が傷つけられた。何とか命あったからいいですけど、もっとひどい状態になる可能性も十分考えられた。ですから、こういうことが屋久島でも起こらないとは言い切れない現代社会ですので、やはり全体に通達といいますか、訓練の要請とか、そういったものもやっぱり統一した形でやるべきではないかなというふうに感じているのと、また実際に侵入者を防ぐ道具、いわゆるさすまたとか、ああいったものがきちっと学校単位、あるいは教室単位で整備されているのかの点検もしていただきたいというふうに思っておりますが、その辺についてお伺いします。

○教育長（塩川文博君）

不審者対応等の学校における訓練につきましては、今までも、極力そういうものについてはやるようお願いもしてきて、指導もしていたところでございます。

ただ、学校において、こういう避難訓練に割ける時間というの、ある程度、限られた時間がありますので、その中で、例えば高いところにある学校は洪水とか津波の避難訓練というのは必要ないわけです。そういったところで、学校の立地条件とかそういったものを鑑みながら、各学校が判断できる余地を残しながらという意味で、各学校にお任せしますというふうなことを申し上げましたけれども、こういった不審者、侵入者に対する対策等につきましては、やはり各学校、必ずやるべきかなと思います。

それから、そういった防止に対する備品等の整備につきましても、各学校もう一度確認をしながら対応していきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

△ 日程第19 議案第9号 屋久島町宮之浦多目的集会施設等の
指定管理者の指定について

△ 日程第20 議案第10号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の
変更について

- △ 日程第21 議案第11号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第22 議案第12号 屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- △ 日程第23 議案第13号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第14号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第15号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第16号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第17号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第28 議案第18号 屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第29 議案第19号 屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- △ 日程第30 議案第20号 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定について
- △ 日程第31 議案第21号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第32 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第33 議案第23号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- △ 日程第34 議案第24号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第35 議案第25号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理

条例の一部改正について

- △ 日程第36 議案第26号 令和5年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第37 議案第27号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第38 議案第28号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第39 議案第29号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第40 議案第30号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第41 議案第31号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第42 議案第32号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第43 議案第33号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第44 議案第34号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第45 議案第35号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第19、議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定についてから、日程第45、議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの27件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第9号から議案第35号について御説明いたします。

議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定につきましては、宮之浦多目的集会施設、永田地区のふるさと創生会館及び果樹会館、長峰農産物加工施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者として各区を指定しようとするものであります。

議案第10号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条を適用し、税制の特例措置を実施するため、

計画を変更しようとするものであります。

議案第11号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、令和2年度から令和6年度の各施設を計画している本計画について事業調整を行った結果、事業費の増額があったため、計画変更をしようとするものであります。

議案第12号、屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条を適用し、製造業や旅館業等の設備に係る固定資産税の課税免除を行い、設備投資を促進しようとするものであります。

議案第13号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、職員の休憩時間制度の柔軟化のため、人事院規則が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

議案第14号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児短時間勤務の規定について、勤務開始時間を午前5時から可能とする人事院規則が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

議案第15号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正により引用条項を整理するため、所要の改正をするものであります。

議案第16号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除され、また、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、安全計画の策定、自動車を運行する場合の利用乳幼児の確認、衛生管理に係る研修並び訓練を定期的実施するよう求める規定が追加されるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、こども家庭庁が令和5年4月1日から設置されるに伴い、学校教育法及び子ども・子育て支援法の改正により、引用する条項を整理するとともに、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたため、所要の改正をするものであります。

議案第18号、屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に、安全計画の策定、自動車を運行する場合の利用者の所在確認、業務継続計画の策定規定等が追加されるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第19号、屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を整理するため、所要の改正をするものであります。

す。

議案第20号、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定につきましては、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会に対し、保護管理を行うために必要な資金を貸し付ける条例を制定しようとするものであります。

議案第21号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正につきましては、出産費用の高騰により、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の出産一時金の支給額が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、及び、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するため、所要の改正をするものであります。

議案第23号、屋久島町宮旭牧場条例の一部改正につきましては、畜産農家の繁殖雌牛の預託業務を町宮旭牧場で行うため、所要の改正をするものであります。

議案第24号、屋久島町宮単独住宅管理条例の一部改正につきましては、城ヶ平住宅に2戸の退去があり、当該戸数を借り主に返還したため、管理戸数を2戸減じる改正をしようとするものであります。

議案第25号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正につきましては、宮之浦教職員住宅第50号を屋久島町北部教育支援センターに転用したため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号、令和5年度屋久島町一般会計予算につきましては、ごみ処理施設整備基本計画に基づく廃棄物処理施設整備を令和6年度末完成を目指すことから、これまで以上に業務事業の見直しによる歳出削減、長期振興計画等に基づく事業の厳選など、財政健全化を念頭に予算編成に取り組んだところですが、ごみ処理施設整備事業費およそ14億2,300万円などにより、一般会計当初予算総額は116億5,000万円、前年度当初予算と比較して11億8,600万円、11.3%の増額となったところであります。

歳出の主な増減につきましては、性質別では廃棄物処理施設建設による普通建設事業費、電気自動車購入への補助により、補助費が増となり、一方で旧支所などの公共施設の解体費用の減少が影響して、物件費が減額となっております。

また、目的別では、廃棄物処理施設による衛生費、神山小学校防災機能強化事業や公民館大規模改修事業などによる教育費が増額となっております。

また、自主財源比率は24.9%で、前年度より0.7ポイントの増となりました。要因としては、廃棄物処理施設整備に係る財源構成によるもので、建設に当たり国庫支出金や町債が増額となりましたが、それ以上に公共施設整備基金からの繰入金が増加しました。しかし、憂慮すべきは自主財源比率の低さであり、今後、一層の財政健全化を進めるた

めには、自主財源の確保が大きな課題であると考えております。

議案第27号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、給水戸数7,110戸の安全かつ良質な水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設整備の修繕等に必要な経費を計上し、収益的収入及び支出における水道事業収益の予算総額は4億7,380万5,000円、前年度比1,042万1,000円の増額に、水道事業費を4億2,171万3,000円、前年度比1,199万8,000円の増額にするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、長峰地区取水・導水施設の耐震化、志戸子地区配水管強靱化などの整備、あわせて、水道事業債償還のため水道事業資本的収入の予算総額を3億4,289万円、前年度比1億4,213万円の増額に、水道事業資本的支出3億9,427万4,000円、前年度比1億3,726万8,000円の増額にするものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する5,138万4,000円は、当年度利益剰余金の処分額で補填するものであります。

議案第28号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、安全かつ良質な水を安定的に供給するため、令和元年度から令和2年度にかけて整備を行った施設の維持管理及び当該施設の地方債の償還に係る経費などを計上し、予算の総額を2,681万9,000円、前年度比898万6,000円の増額にするものであります。

議案第29号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原集落利用戸数197戸の農業集落排水施設の適正処理のための施設の維持管理経費及び施設機能診断の結果に基づく最適化整備構想策定に係る予算を計上し、収益的収入及び支出における排水事業収益の予算の総額を4,337万円、前年度比303万1,000円の増額に、排水事業費用を4,337万円、前年度比72万2,000円の増額にするものであります。資本的収入及び支出につきましては、処理場施設修繕工事、農業集落排水事業債償還金のため、資本的収入の予算総額を2,707万1,000円、前年度比9万4,000円の増額に、資本的支出を2,857万1,000円、前年度比159万4,000円の増額にするものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額150万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第30号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、疾病の早期発見と健康づくりへの支援とともに、持続可能な医療保険制度を目指し、医療費抑制のため、生活習慣病の改善や重複受診、重複服用の減少に向けた保健指導、各種情報発信に取り組むための経費を計上し、予算の総額を18億9,353万8,000円、前年度比1,278万5,000円の増額にするものであります。

次に、議案第31号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・

介護・生活支援等が包括的に確保され、体制の構築に努め、自立支援、介護予防、重度化防止への取組を進めるための経費を計上し、予算の総額を14億6,361万9,000円、前年度比1,758万2,000円の減額にするものであります。

議案第32号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、健やかな地域社会づくりを推進するために、町内3診療所の安定的な運営に努めることとし、継続して眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの特定診療科を提供するために予算を計上し、予算の総額を1億5,612万6,000円、前年度比511万8,000円の減額にするものであります。

議案第33号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合による財政運営の下での事業実施に努めることとし、また、後期高齢者医療事業及び国民健康保険事業の保険業事業と介護保険事業の地域支援事業を一体的に実施するための計画策定及び事業実施を推進するための予算を計上し、予算の総額を2億96万5,000円、前年度比572万9,000円の増額にするものであります。

議案第34号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、旅客数6,490人、貨物量2,570トン、自動車航送2,580台を予定するフェリー太陽Ⅱの安全な運行に向けて、細心のメンテナンスを行うとともに、車両・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化による乗客と物資を安全・確実に届けるための安全確保・重大事故防止、及び地方債の償還に係る予算を計上し、収益的収入及び支出につきまして、船舶事業収益的収入を5億2,949万9,000円、前年度比1億1,553万4,000円の増額に、収益的支出を5億2,949万9,000円、前年度比1億2,299万8,000円の増額にするものであります。資本的収入及び支出収支につきましては、地方債償還及び船舶建造年賦支払いのための船舶事業資本的支出を1億863万7,000円、前年度比3,385万7,000円の増額にするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定内部留保資金1億105万9,951円と、消費税及び地方消費税資本的収支調整額757万7,049円で補填するものであります。

議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、供給件数3,555件、2,763万5,833kw/hを予定する志戸子地区から長峰地区までの配電供給区域内へ、安全・安心・安定した電力の供給体制の確立と、管理設備に起因する停電防止のための配電設備の強化・充実を図るための予算を計上し、収益的収入及び支出につきまして、電気事業収益及び電気事業費用ともに6億7,059万8,000円、前年度比44万6,000円の減額にするものであります。資本的収入及び支出につきまして、宮之浦小原町線、長峰線、中迫線、楠川線、高低圧線改修工事のため、電気事業資本的収入の予算の総額は1,000円、前年度比550万円の減額に、電気事業資本的支出を5,900万円、前年度比29万4,000円の減額とするものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額321万8,000円、建設改良積立金3,578万1,000円、損益勘定留保資金2,000万円で補填をするつもりであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第9号から議案第35号までの27件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

説明、ありがとうございます。

まず、議案第20号、屋久島レクリエーションの森運営資金貸付条例についてなんですけれども、こちらの条例につきまして、本条例の提案に至った経緯とレク森の財政状況、また林野庁との協議といったものをどのように行ったかというところをお聞かせいただければと思います。

もう1点です。議案第23号、旭牧場の条例一部改正につきまして、これまで長峰牧場のほうでは実施されていた繁殖雌牛の預託を旭牧場のほうでもできるようにするというところで、南部の畜産農家にとって大変朗報であると思います。

ただ、この実施に当たって、業務が増えることになるのかなど、僕、素人なんですけれども、そう思うんですけれども、今年度ちょっと退職される職員もいるというふうに聞いたものですから、そういった中で、職員の体制についてどのような方針を持っていらっしゃるかということをお聞かせいただければと思います。

あと、議案第26号、令和5年度の一般会計予算ですけれども、41ページになります。41ページの目の6です。地域活性化対策費の中の負担金補助及び交付金の中に、移住者住宅取得事業等補助金1,500万円が入ってきております。

こちらにつきまして、私のほうで一般質問もさせていただいたところだったんですけれども、その中で、金額の増であったりとか、町内居住者への支援といったところも提案したところだったんですが、その制度の見直しについて検討が実際に行われたりしているかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

あと、77ページ、同じく一般会計なんですけれども、77ページの目の2ごみ処理施設管理費の委託料です。委託料の町有施設管理委託1億2,999万4,000円の予算が上がっております。

こちらにつきまして、クリーンサポートセンターが通常稼働し始めたのが2006年度。2006年度は管理委託料が税抜き6,500万円ほどであったというふうに、ちょっと僕は調査をしております、2021年度には、これが税抜き1億2,000万円ほどになってきてい

るという現状があると思います。

管理費が15年で2倍ほどに膨れてきているというふうな状況があると思うんですけども、また、現状の施設運営では故障するたびに町が別途修理費を出しているような実情もあるのかなというふうに認識をしているところです。

自治体によっては長期的に運営契約を結んで、修繕費等もあらかじめその中に入れた、含むような入れ方で契約しているところもあるようなんですけども、もう、今までそうやって増えてきたことだったりとか支払ってきたものに対してどうこう言うつもりはないんですけども、今回、せっかく新たなごみ処理施設を建設するというタイミングですので、そのタイミングにあたって、管理運営費を抑える方法というものをどのように考えていらっしゃるか、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

議案第20号、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定について、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、経緯につきましてなんですけれども、今の決算の状況を含めまして、レク森協議会の運営状況につきましては、決算報告のほうを毎年度、協議会ホームページのほうで公表させていただいています。それを御覧になっても分かると思うんですけども、コロナの影響によりまして、以前6,000万円ほどあった協力金の状況が令和元年で5,100万円、令和2年で2,300万円ほど、令和3年で2,500万円、今年度につきましては若干回復をいたしまして、大体3,700万円ほどで見込んでおります。

また、繰越しの状況を見ましても、令和元年と令和2年度までは1,000万円を超える繰越しがございましたので、なんとか運営状況は、こういった借入れを行わずに済んでまいりました。ただ、今年度につきまして、令和3年度が430万円ほどの繰越ししか出せずに、また今年度に至っては、今の見込みでは200万円ほどしか見込んでおりません。

この件につきましては、コロナ禍になった時点におきまして、色んな場面で事あるごとに、協議会、総会、幹事会、それから検討委員会の中でも協議を重ねてまいりまして、その際に、ほかのレクモリの状況も踏まえながら協議をしたんですけども、こういった、うちのような協力金の多額の収受を受けて、職員が、正職員が今、7名ですか、それから臨時を含めると20名という多くの雇用を抱えているところの例がないということもお聞きしました。

そうであれば、林野のほうも町のほうに何とかお願いできればというお声もございましたので、町としましても民間の金融機関からの借入れも視野に入れながら検討を重ね

てまいりましたが、法人格を有していないということからそれができずに、そういう中で、今の現行の予算の中で加工組合さんですか、そちらのほうがかような形で貸付条例をつくって、貸付けをしているという例がございましたので、それであれば、年度内の無利子での貸付けができるのではないかとということで、今回、計上させていただいたところであります。

林野のほうとも、御指摘のとおり協議を重ねておりますし、これまで林野のほうも全く支援をいただいているわけではなく、レク森の組織として、林野のほうバックアップ機能を持っておりますので、今年、昨年も、支障木に係る費用を30万円ほど、また、平成28年、29年も、トイレの改修であるとかそういった経費で300万円、400万円ほど支援を、交付金等をいただいておりますので、そういったことで、今回については300万円を計上させていただきましたが、それで、何とか年度内に返せればというふうな感じで上げております。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

旭牧場の件に関しましてお答えいたします。

秋口に職員から退職の申出がありまして、その後すぐ募集をかけたのですが、なかなか応募がなかったのが現実であります。

その中で、現在いる職員、それから資格等の取得状況を考えまして、それから、先程ありましたように農家からの要望もありまして、旭牧場でも長峰牧場でも、両方、雌牛、子牛を飼育できるようにしようということで、今回の条例の変更になりました。

色々今、内部でもまだ検討している最中なんですけど、休み等のことを考えると、どうしても最低でも3名は必要だということで、3月で職員が1名、旭のほうは退職するものですから、今、募集をかけているんですけども、ちょっとまだ募集がない状況です。

4月になりましたら、また会計年度職員も含め、新しく応募するように今、準備を進めておりますので、3名体制というのは維持をしていきたい。3名で、どのぐらいの規模まで飼育ができるのかということも、今、中身についても協議をしておりますし、もともと合併してから、町内にやはり施設として同じものが2か所あるということは、ほかの施設も含め、検討するべきだということも言われていますので、今後、町営の管理する牧場として、2つがいいのか、統合するべきなのか、どういう目的を持って運営をしていくのかということにつきましても、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

40ページの目の6、地域活性化対策費の中の41ページ、移住者住宅取得事業等補助金1,500万円につきまして、昨年当初と比較しまして500万円多くなっております。昨年と同じ請求額でいただきましたが、当初においては1,000万円という計上でございました。

当然、実績からすればかなり足りないというふうに思っております。

また、議員のほうから一般質問がございましたが、町としましては、その下のほうに新規で出しております。移住者だけでなく、若者を含めた結婚・新生活支援事業補助金900万円を今回、新規で計上させておりまして、これにつきましては、町内において若者がそれぞれ希望する年齢に結婚することができる環境を整備することで、希望出生率の上昇や少子化対策につなげ、地域の活性化を図ることを目的として、今回上げております。

内容としましては、県の補助が2分の1、残りをだいすき基金で財源としては見ておりまして、年齢制限がございますが、29歳と39歳という年齢で区切っておりますけれども、それで交付金が異なるようにはなっておりますけれども、こういったことで新規事業として計上させていただいているところです。

○生活環境課長（計屋正人君）

次に、77ページのごみ処理施設の管理費の委託経費の部分についての答弁となります。

町有施設管理委託、御指摘のとおり、クリーンサポートセンターの管理運営費となります。令和4年から令和6年、この3か年につきましては債務負担行為を組みまして、1年度当たり1億2,999万3,600円で契約を結ぶと、3か年の単年契約が1億2,999万3,600円となっております。令和6年までこの金額で推移いたします。

議員御指摘の、当初、クリーンサポートセンターが稼働した当時は、6,800万円ぐらいで確かに始まっております。この時点では、従業員数が約17名、今24名の雇用というような形になっておりますが、従業員数が17名、そして炭化炉の連続運転時間が16時間というような状況でございました。

それが、徐々に連続運転時間も24時間に、こちらのほうが圧倒的に電気の消費量であったりとか、そういったところが圧縮されるということもあって、途中で切り替えております。それにより、人員配置については、先程申し上げた24名というような体制で、あとは消費税が徐々に上がっていったといったところが大きな要因で推移なのかなと考えているところでございます。

あと、新施設、いよいよ令和5年から着工いたしますけれども、当然、リサイクル部分は現状施設を利用いたしますので、その人員配置は多少やっばり見直す必要がございますが、そのまま考えております。

ただ、新焼却施設とリサイクル施設、その他のところを含めまして、今年度、運営部分の発注者支援の委託経費も計上させていただいておりますので、今年の早いうちにコンサル業者を決定いたしまして、来年の夏場ぐらいまでには、新しい運営業者といったところの選定を考えなければならぬかなと考えております。

その中で、これまで例えば電気であったりとか、燃料であったりとかは、公すなわち

町の負担、議員が御指摘いただいた施設の修繕、軽微なものは委託業者にさせていただきますが、軽微でないところのものは町が負担するというようなところになっております。

今回の事業者選定の中で、今後20年の整備といいますか、補修といいますか、維持といいますか、そういったところの見積り等も取っておりますので、そういったところも含めて、発注者支援で新たな運営業者のほうを、来年の夏場ぐらいまでに決定をしていきたいと思っております。

その中には、今、議員がおっしゃられた施設の修繕に要する経費等も盛り込んでいければいいのかなというふうには考えておりますが、そのあたりは今後詰めていくところになってまいります。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○1番（岩川卓誉君）

回答ありがとうございました。

議案第20号のレクリエーションの森運営資金貸付条例につきましては、状況はよく分かりました。私も、貸付けをするなということではないのですけれども、僕も9月定例会の一般質問で町長に宿泊税の実施の可否をお伺いした際にも、町長も、国にもうちょっとお金を出してもらおうような方策を考えますということもおっしゃっていた矢先に、この貸付けの条例が出てきたものですから、ちょっと若干驚いたという部分も実はありました。

なので、最初から町が全額持ちますよというふうな協議ではなくて、過去にも林野庁からの交付金等もあったという話だったので、その辺もせめて林野庁と費用を折半するとか、そういった協議も行ってから提案していただけたらよかったのかな、提案してほしかったなというふうに思っているところです。これは、もう意見ということです。

あと、旭牧場の条例に関しては、説明、よく分かりました。なかなか募集しても応募がないという状況だということなんですけれども、今回、この条例を可決したとしても、やっぱり職員が無理なく働けるような体制が整ってからというか、実際に預託を始めるのはそれからですよみたいな感じで、運営、運用の面でその辺を工夫していただけたらいいのかな、ちょっとそこが心配だなというふうに思ったところです。これも意見です。

あと最後、クリーンサポートセンターのほうなんですけれども、20年の運営契約というところも、もしかしたら考えの中にあるということだったんですけど、今回契約したテスコ株式会社さんが、運営にも精通した業者だというふうに議会にも説明があったなと思っております。

ほかの自治体の例を見れば、例えば、今回でいうテスコ株式会社さんのような町外の事業者さんと町内の事業者が合同会社をつくって、その合同会社に管理運営を委託してやるみたいな形も見受けられると思うんです。

超長期の管理契約がもし実現可能であれば、ぜひそういった方向でお話し進めていただいて、そうすると、町内の事業者にもお金が回るようになると思いますし、なるべく町の持ち出しが少なくなって、町の中でお金が回るような仕組みというところを、ぜひ念頭に御検討いただければと思っております。

すみません、生活環境課長に、先程、リサイクル部門はそのままというふうにおっしゃったと思うんですけど、それはリサイクル部門については今の業者さんにそのままするというお考えでしょうか。そこだけ、ちょっと確認させてください。

○生活環境課長（計屋正人君）

ちょっと、言葉が足りませんでした。リサイクルの施設については、そのまま施設は利用します。ただ、運営に関しては、今年以降、今年度始まるところで、そこも含めてのお話になってくるというふうに理解をしております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○10番（緒方健太君）

すみません、議案第26号、一般会計予算について、ページ数が35ページ。目の1、節の12委託料、宿直守衛業務委託です。これは、個人との委託業務なのか、それとも法人との契約なのか教えてください。

それと、38ページ、目の4財産管理費です。節の12委託料の中に、民間資金等活用事業調査業務委託というのが入っています。これは、どういった事業になるのか教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

宿直守衛業務につきましては、これまでとおり個人との委託を想定した予算の計上をしております。

○政策推進課長（三角謙二君）

民間資金等活用事業調査業務委託ですが、ここにつきましては、町長の施政方針にもありましたように、今、旧支所の利活用の在り方の検討委員会とワークショップを4回しました。後ほど、提言書もお渡しするように準備をしているところなんですけど、その中で、宮之浦の総合センターについて、特にホールについては耐震性もないということと、老朽化が著しいということで、移転を前提に建て替えをしたいということを考えております。

あと、宮之浦の体育館についても、御承知のとおり台風で屋根が破損しまして、今、応急処置の状態でありまして、非常に危ないということで、今、体育館とホールを多目的に使えるような形のアリーナの検討を今後していきたいと思っております。そこについて、民間資金のP PとかP F Iを活用できないかという部分を、今回、内閣府の事

業を入れて、令和5年度でしっかり調査して、実効性のあるものにしたいということで、今回、計上させていただいております。

以上です。

○10番（緒方健太君）

今の民間資金等の活用の事業業務委託というのはよく分かりました。慎重に進めていただきたいなというふうに思います。

宿直守衛業務なんですけど、なぜこれを聞いたかというところ、個人と契約するのと法人と契約するのでは大きな違いがあるなというところがあって、もし今後、個人と契約した場合、事故、事件等があった場合、どういった責任になるのかなということも考えまして、やはり個人との業務委託契約ができるということなんだろうけれども、できれば会計任用の職員で雇用するとか考えていただきたいなというのがありますので、これは委員会でしっかり審議していただきたいなと思いますので、総務文教常任会のメンバーの方々はよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第26号、屋久島町一般会計予算から質問をいたします。

まず、62ページの放課後児童についてお伺いします。

放課後児童健全育成事業委託6,350万2,000円がついていますが、昨年度が1,485万6,000円ということで大幅に上がっているの、その内容をお聞きします。

それと、72ページの12委託料、環境保全等業務委託2,200万円がついております。海底清掃の委託料だと思うんですが、昨年もこれについて事業が行われています。その成果物はどうなっていたのかということと、今年のこの事業の内容、それを教えていただければと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

62ページの、これは放課後児童健全育成事業とありますが、学童のことです。

これまで、2か所の事業所が放課後児童クラブを実施してまいりました。このたび、新規の補助事業として2か所ほど、新たな事業として採択の依頼が来て、さらに1か所については、新規ということで施設等の補助についての検討も当然入ってきますので、今年度はその関係もあり、事業が膨らんでいるという実情です。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

72ページ、環境対策費の中の委託料、環境保全等業務委託2,200万円についてお答えします。

この事業につきましては、これまで寄附者の思いというので環境保全に圧倒的に多い中で、町としまして、それほど環境保全に多額な事業をこれまでやってこなかったというのがございましたので、中間事業者であるJTBのほうに相談しましたところ、こういった事業があるという提案を受けまして、株式会社オーシャナさんのほうと契約をしまして、今年実施をいたしました。

内容につきましては、海底清掃を一湊で2回、それから安房側でも1回行いまして、普通、海の中のごみというのは外からのものというイメージがあるんですけども、実際は中からのごみが結構多いということも分かりまして、これにつきましては、こういったビデオ、情報発信をするPR動画を作成したことと、あとは冊子をつくって情報発信をしたという実績でございますが、まだ成果品をこちらのほうに納品をいただいておりますので、そこはまた、近々になるということにはなっております。

新年度にしましても、同じような形で何か所かそういった海底清掃を行いながら、川であったりとか山の清掃にも将来的にはつなげたいという事業内容にはなっておりますけれども、新年度で大きな目玉といたしますか、教育旅行者に対する教育プログラムをつくっていただくということで、今の協議の中では、そういったことで見積り等をいただいているところであります。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程、御回答の中で少し誤りがありましたので訂正いたします。

事業所につきましては、3事業所が追加となります。ちなみに、神山校区の小学校、小瀬田校区の小学校、宮之浦校区の施設、どちらも3施設です。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

放課後児童の委託というのは、事業所が新規で3件増えたということで分かりました。

この事業に関して、補助事業の対象となるのが、屋久島町の条例では1日平均10人以上いることというのが補助事業であるんですが、鹿児島県とか国の条例の見解を問うと、離島や僻地はその対象ではないという条文もあります。

その辺に関して、今後、やっぱり1日平均10人以上というのが、島の子供たちがどんどん減る中で厳しくなる事業所がどんどん増えてくるんじゃないかと思うんですけど、その辺りの検討は課でされていないと思うんですが、今後していく予定はないか、してくださいという要望です。

それとあと、先程の観光まちづくり課のほうの環境保全事業です。これ、来年度は教

育旅行のプロモーションビデオみたいなのをJTBさんがつくって、それに対する予算という感じでよろしいですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

本年度に続きまして、海底清掃のほうもちょっと回数を増やして行っていくこととしております。

今、言われた教育プログラムも同時進行という形でやっていきたいというふうには思っています。

○4番（中馬慎一郎君）

海岸清掃を含め、やっぱり色々な環境問題に関心のある町民も非常に多くて、ダイバーやガイドさんたち以外の方もやっぱりこれに興味を持っている方々もいるので、できましたら多くの方が参画できるような事業であればいいのかなと思っていますので、これは要望です。

あともう1点、すみません。先程、同僚議員からもありましたレク森の貸付けについてですけど、これも要望になるかもしれませんが、やっぱりもう協力金制度の限界の1つだと思っています。今年の事業計画の中にも、観光基本計画の見直しに準備を始めるとありますので、ぜひ協力金制度の見直し、その中でも、やはり同じ屋久島の中に、国立公園の中に2つの協力金制度があるというのが利用者にも分かりづらい構図になっていますので、協力金の一元化も含めた見直しというのを検討していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

要望でいいですか。

○4番（中馬慎一郎君）

はい、いいです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○9番（榎 光徳君）

議案第26号についてお尋ねをいたします。

66ページの保健衛生費の衛生総務費なんですが、ちょっと勉強不足で確認したいんですけど、18の負担金補助及び交付金の、この私的二次救急医療機関というの、これ、徳洲会を指しているんですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

ただいまの質問にお答えいたします。国が指定している私的二次救急医療機関につきましては、屋久島町の場合は徳洲会しか対象になっておりませんので、そこに対する救急医療の補助金ということになります。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

同じく保健衛生費の環境対策費ですが、72ページです。今年は、世界遺産登録30周年ということで、たびたびこの話が出てきていますが、先だっては世界遺産登録5地域の連絡会議もありました。ここに、白神山地と屋久島世界遺産登録の負担金と、世界自然遺産登録30周年事業の負担金が組まれているんですが、白神のほうは相手もあることですから、どのような事業内容なのか、協議をしているんでしょうけれども、また、下のほうについては、これは本町の登録記念事業に対する負担金だと思うんですが、この内容を少し分かれば教えていただきたいと思います。

それと、もう3回になりますので、94ページの商工費なんですが、貸付金で屋久杉加工協同組合の負担金、貸付金が400万円ほど組まれております。土埋木対策協議会への負担金も組まれているんですが、土埋木対策協議会は当然、町とかこの加工組合とか森林管理署ですか、もろもろ入って協議会をつくっていると思うんですが、この屋久杉加工協同組合の貸付金、これは、今現在の屋久杉加工組合というのはなかなか大変厳しい状況だと思うんですが、今、何社ぐらい、大体いるのか。

それと、この貸付金の限度額というのはどれぐらいなのか、分かれば教えてほしいと思います。

それとあと、最後に観光関連なんですが、96ページです。負担金補助及び交付金の中で、後ろのほうで訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金400万円ほど組まれております。

先程、町長の施政方針の中でも、この観光関連についてインバウンド対策ということ強化していくんだというようなことで、クルーズ船の寄港の対応のためにも色々施策を展開していくんだということがありましたけれども、この多様な関係者による本町ならではのおもてなしをしていくというようなこともありました。これまでも、色々、クルーズ船については地元の太鼓ですとか吹奏楽部ですとか、それから、色々特産品の提供とか、そういったことをしてきたと思うんですが、本町ならではのおもてなしというのが400万円のこれと関係があるのかどうかです。そこら辺を併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

72ページ負担金補助及び交付金の中の、まず白神山地、屋久島世界自然遺産登録30周年記念連携事業負担金165万円につきましては、本年度と同額を計上させていただいております。

本年度は、白神さんのほうから提案をいただきまして冊子のほうを作成、製作をいたしました。それと、ノベルティグッズと冊子とを併せて製作したところで、実際にもう、成果品のほうも届いております。

あわせて、補正で製作をいたしましたのぼり旗も届いておりますので、それと一緒に、港であったり空港であったり、町の公共施設も含めて配布をできればというふうを考えております。

新年度につきましても、合同プロモーションということでメインとしては考えておりまして、東京、大阪でそういったプロモーションを屋久島と白神でできればということで予定してございます。

次の世界自然遺産登録30周年記念事業負担金200万円につきましては、内訳としましては、実行委員会のほうで50万円、それから記念事業のほうで150万円というふうな予定でございます。

これまで準備に係る協議を県と町と、それから財団の3者で何度か行ってまいりました。その後、今回から国の環境省、それから林野のほうも入っていただいて協議を進めてまいりまして、今、2回ほどしたところでございます。

この50万円につきましては、今までとおりの実行委員会への50万円でございますが、150万円につきましては今、住民団体のほう等も協力をいただいている関係もございまして、そういった事業連携といいますか、もしこういった形で30周年に向けて事業が一緒にできればという形での150万円ということで計上をさせていただいております。

以上です。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

屋久杉加工組合の件についてお答えします。

私の記憶では、9社ほどだと記憶しているんですが、廃業された事業者さんもいるということなので、また正確な数字は、後もってお知らせいたしたいと思っております。

この400万円につきましては、組合全体の運営資金ということで、年度当初に貸し付けて年度末に返還してもらうという、以前に森林組合の貸付けがあったと思うんですが、それと同じような形で貸付けを行う予定にしております。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

96ページの観光費の中の負担金及び交付金、訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金400万円につきましては、これにつきましては環境整備に係る補助ということで、2019年から2023年度までの時限補助でございまして、Wi-Fiであったりトイレの洋式化であったり、そういった補助に対する支援を行っているところでございます。

先程お話のありましたクルーズ船対応につきましては、ようやくこちらのほうもお見

送り等の際にイベント等も実施できるようになりましたので、屋久島ならではの、以前から行っておりましたトビウオ招きですとか、屋久島太鼓であるとか、そういったことができればと思っておりますけども、ただ残念ながら、パシフィックビーナスの航行がなくなったということで、日本丸と、あとは外国船籍のほうが今年から10回ほど予定がございますので、そういった際に対応するため、屋久島高校を含め、関係機関と連携を取りながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております日程第19、議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定についてから、日程第45、議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算についてまでの27件は、お手元にお配りしております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第46 令和5年陳情第3号 屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第46、令和5年陳情第3号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備についての要望書を議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項及び第3項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月8日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時09分

令和5年第1回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和5年3月8日

令和5年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

| 質問者 | 質問事項及び要旨 | 質問の相手 | | | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 14番 渡邊博之 | <p>1. 政治姿勢について</p> <p>(1) 戦後初めてと言われる「武力攻撃」に対応するとされている避難訓練が本町で行われようとしているが、政府からどんな説明を受けて応諾したのか、その内容をつまびらかにしていただきたい。</p> <p>(2) 自衛隊への個人情報の提供は、現在どんな形で行っているか、明らかにしていただくとともに、個人情報保護との整合性について町長の認識をお伺いしたい。</p> <p>(3) 議会に提案する議案や町長などの答弁について、事前の内部検討はどんな形で行っているのか、現状を示していただきたい。</p> <p>2. 国民健康保険財政について</p> <p>(1) 国保財政安定化基金について、県から意向確認があったかどうか。その内容は。</p> <p>(2) 令和5年度の運用と本町への具体的な反映はどんなものになるか、お示しいただきたい。</p> | 町 長 | 町 長 | 町 長 | 町 長 | 町 長 |
| 12番 日高好作 | <p>1. 長峰地区までの配電設備の充実と災害発生時の停電対応について</p> <p>(1) 既存の幹線以外の路線の支障木対策について伺います。</p> <p>(2) 停電時の対応について十分と考えるか伺います。</p> <p>(3) 将来を見据えた複線化について伺います。</p> <p>2. 分遣所の現状について</p> <p>(1) 北分遣所の高台への移転について以前質問し</p> | 町 長 | 町 長 | 町 長 | 町 長 | |

| | | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| | <p>ましたが、分遣所の統合も含めて検討していくとの答弁でありました。その後、どのような検討がなされたか伺います。</p> <p>(2) コロナ対応での職員の勤務体制は十分であったか伺います。</p> | 町 | 長 |
| 15番 大角利成 | <p>1. JRホテル屋久島の閉業について</p> <p>(1) 情報を得たのはいつ頃か。</p> <p>(2) これまでどのような協議がなされたか。</p> <p>(3) 今後についてどう考えているか。</p> <p>ア 土地使用賃借契約の件について</p> <p>イ 温泉利用権の件等について</p> <p>2. 旧役場支所周辺の利活用について</p> <p>(1) 旧支所の跡地活用協議会で協議し、来年3月を目途に報告書をまとめ、公表するとしていたが、いつ頃公表の予定か。</p> <p>(2) 尾之間中央公民館はどのように考えているか。</p> | 町 町 町 | 長 長 長 |
| 5番 眞邊真紀 | <p>1. 口永良部島簡易水道工事について</p> <p>(1) 住民訴訟裁判において、屋久島町の答弁書には職員が独断で公印を使用し、報告書を提出したと記載されているが、この事実は国に報告したのか。または今後報告する予定はあるのか。当該職員らへの聞き取り調査はしているのか。</p> <p>(2) 工事が未完了の段階で工事請負業者に前払いした問題について、関係した職員らへの調査をしたのか。</p> <p>(3) 上記1. 2に関係した職員らの懲罰等についてどのようにお考えか。</p> <p>(4) 工事が遅延した工区の請負業者に補助金返還の責任があるものとして、町は6業者に対し請求を行ったが、業者への聞き取りなど、詳細な調査を行ったのか。また、その結果は。</p> | 町 町 町 町 | 長 長 長 長 |

| | | |
|--|-----------------------------------------------------------------------|----|
| | <p>(5) 今後、1業者に対し損害賠償請求訴訟を提起する予定とのことだが、費用や代理人についてどのような検討がなされているのか。</p> | 町長 |
|--|-----------------------------------------------------------------------|----|

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 岩川卓誉君 | 2番 | 内田正喜君 |
| 3番 | 小脇淳智郎君 | 4番 | 中馬慎一郎君 |
| 5番 | 眞邊真紀君 | 6番 | 相良健一郎君 |
| 7番 | 岩山鶴美君 | 8番 | 渡邊千護君 |
| 9番 | 榎光徳君 | 10番 | 緒方健太君 |
| 11番 | 高橋義友君 | 12番 | 日高好作君 |
| 13番 | 岩川俊広君 | 14番 | 渡邊博之君 |
| 15番 | 大角利成君 | 16番 | 石田尾茂樹君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 岩川さほり君 |
| 議事調査係 | 小池祐士君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 岩川茂隆君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 泊光秀君 | 町民課長兼地域住民課長 | 中村一久君 |
| 福祉支援課長兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 計屋正人君 | 産業振興課長 | 鶴田洋治君 |
| 建設課長 | 日高望君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 教育総務課長 | 長美佐子君 | 社会教育課長 | 泊竜二君 |
| 産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当） | 日高望君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |
| 総務課統括係長 | 木原幸治君 | | |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

産業振興課長より発言を求められていますので、許可いたします。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

昨日の総括質疑の中で、榎議員より屋久杉加工組合に加入している業者は何者かという問合せがありました。加入している業者は8者でしたので、報告させていただきます。以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の渡邊博之でございます。通告した内容で、順次質問をしてまいります。

その前に、本議会に学校給食費の父母負担の軽減のための予算が計上され、長年の保護者の皆さんの念願が部分的とはいえ実現できそうということについては喜ばしく、そして、大きな福祉の前進として心から歓迎をいたします。そして、財源の工面で御苦労もあったと思いますが、一步踏み出した町長の勇断を心から歓迎したいと思います。

最初の質問を行いたいと思います。武力攻撃を前提にした、いわゆる戦争を前提にした本町での避難訓練についての質問です。

南日本新聞が報じたこの一報に、多くの町民が驚きと不安を覚えたのではないのでしょうか。私自身は、昨年暮れ、島外の知人からの情報で知り、その計画があることは担当課に確認済みでした。

しかし、その後、なぜという疑問が膨らむ一方でした。

今回、このことについて折々に、そして、幾つかの点で町長に質問をしてみたいと思います。

まず最初に、町長は、政府から全国初とされるこの訓練の目的と背景、そして、なぜ本町がその最初の自治体となったのか、これらについてどんな説明を受けたのか、明ら

かにしていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

渡邊博之議員の質問にお答えをします。

国民保護訓練は、武力攻撃事態など、大規模自然災害、重大事故、重大事件等が発生した場合における国民保護法及び国民保護計画に基づく手続を確認するとともに、国をはじめとする関係機関相互の連携を図ることを目的として実施をするものであります。

鹿児島県では、テロ等を想定した国との共同訓練をこれまで5回実施しております。また、弾道ミサイルを想定し、国と地方公共団体の共同で行う住民避難訓練を、令和3年度までに25都道府県、29市区町村で実施しており、令和4年度は全国10の市町村で訓練を実施しております。

国は、都道府県の訓練の実施状況に開きがあることや、訓練内容が固定化していることなどから、令和3年度から全国を6ブロックに分け、各ブロック内において輪番制で訓練を実施するとともに、これまで取り決めていなかった県境をまたぐような広域的な避難訓練を国の主導の下で実施しているところであり、令和5年度は、武力攻撃抑止予測事態を想定した国重点訓練を鹿児島県で行うことが決定したところです。

国が示す理由として、鹿児島県は離島を多く有していること、過去に下甕島において離島を舞台とした国民保護訓練の経験があること、国としては国民保護法第52条第3項の規定に、離島の避難住民の輸送に特に配慮しなければならないこととされており、ノウハウの蓄積が必要であることから、口永良部島噴火災害による全島避難の経験を国民保護に応用できること、幅広い想定を行うため、本土との直接の交通手段がない二次離島を有していることなどから、本町が候補となったところです。

本町における訓練は、武力攻撃予測事態下における離島の住民避難について、関係機関の連携や認識共有を図ることを目的としており、これまで自然災害を想定した避難訓練は実施してはありますが、圏域をまたぐ地域と連携した避難訓練の経験がないことから、訓練のノウハウは本町のみならず、全国離島の参考になるものと考え、訓練候補地として受諾したところであります。

○14番（渡邊博之君）

国の言い分というのは、今説明されたとおりのことになるとは思いますが、私は、まず始めに、訓練の内容についてといたしますか、そのことについてお聞きしたいと思います。

図上訓練ではおっしゃるとおり、口永良部の皆さんを一旦本町へ避難させ、それから

6日間かけて本土へということだったんですけれども、噴火の際は口永良部の皆さんが本町へ避難する、これで完結です。これで終わり、本町まで噴火の影響というのはいりませんから。

ところが、今度はそれを超えて、本町全員が本土へ避難するということになるわけで、規模という点でも大きく違いますし、そして戦時、戦争と、そういう事態というのは災害とは違う、性格も大きく変わるといふふうに思うんです。

そのことを前提に、その行った先、私たち約1万2,000人の島民といふのはどこへ避難するのか、この説明は受けていらっしゃいますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

1月18日に県のほうで図上訓練を行いました。その際に、県の想定といたしましては、鹿児島県内及び熊本県と連携をして、熊本県内での受入れも要請をするということで計画しております。

○14番（渡邊博之君）

この際の訓練といふのは、当然、戦争が終結するまでと、安心できるまでということになりますね。

ウクライナの状況を見ましても、もう1年経過をする。戦争といふのは一旦始まると、なかなか終わらせることができないといふのが歴史の実態でもあるわけです。歴史から見た戦争の実態だといふふうに思うんですけれども、ただ、国民には暮らしがあります、生活があります。そうしますと、全島が避難した中で、働いている現職の方は収入がなくなるわけです。商売をされている方、これも全て休まざるを得ない。そうしますと、その間の補償といふのはどうなるのか、そこまでは聞いていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そこまでは聞いておりませんが、私たちとしても、口永良部島の全島避難を経験しております。全島避難をした際に、避難はスムーズに行けましたが、その後の生活といふところで、かなり色々な対応をしてまいりました。そういう話も、この前の図上訓練の中で一応お知らせはしたんですけれども、避難をした後の対応といふのが重要になるといふことで考えておりますが、今回の場合は、一応国民保護訓練は、生命・財産を守るということが目的になります。生命・財産、命を守るということが最優先になりますので、その後の避難後の生活については検討されておられません。

○14番（渡邊博之君）

これは、おかしい話になりますでしょう。だって、国民には暮らしがあります、営業があります。これが補償されない訓練といふのは、納得できないんじゃないでしょうか。

私は、やはりこの訓練を受け入れた以上、屋久島町としても住民の命を守る、そういう義務が同時に、責任が同時に発生するわけです。そういう点で、これやっぱり十分に

考えて、暮らしをどうするかというのは、私はやっぱり突き詰めて聞く必要があるというふうに思うんです。

口永良部の場合は、国が補償してくれたわけです。大方国が補償した。この場合も、生命財産を守るというのであれば、そこまでやって初めて責任ある避難という措置というふうになると思うんですけれども、町長これはぜひ聞いてもらう必要があるんじゃないでしょうか。そうしないと、住民は納得できないとか、安心できないということになると思いますので、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

それは、また確認をしたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

すべきだというふうに思います。

この訓練は、主に政府の意識としては、武力攻撃をされた場合ということが前提になっているというふうに思うんですけれども、確かに今の台湾に対して中国が武力も排除しない、統一のためには排除をしないというふうに言っている物騒な発言とか、あるいは北朝鮮の核ミサイル、こういうものを見ますと、国民の不安というのは間違いなく存在はします。

しかし、私からの疑問の一つは、このこと自体はもう今に始まった話ではなくて、ずっと以前からあるわけです。そういうときには、この問題というのはなかなか出てこなかったわけですが、戦争前提にした避難訓練というのは、先程言いましたように、部分的にはありますよ。だけど、これは総動員してやるということですから、そういう意味で、少し私にとっては疑問がある。果たして武力攻撃をされた場合だけかということの疑念が一つはあるわけです。

それから、もう一つ考えていただきたいのは、この訓練は、これが現実になったときに、屋久島町民だけではないということです。沖縄県民もあります。それから、県下の離島15万人、沖縄146万人ですか、160万人が同時にこういう行動をすると、避難をするということになるわけで、それを考えたときに、本当にそういう状況を国民が受け入れる、これは本当に大変だなというふうに思うんですけれども、この辺もぜひ聞いていただいて、住民に示していただきたいというふうに思います。

先程言いました、本当に武力攻撃をされたときの訓練なのかということがありますがけれども、この疑問を、私、すっきりしたのは今度の国会でした。国会で、共産党の志位委員長が、国民に何の説明もなく、そして国会の議論も経ずに閣議決定した戦後安全保障の大転換と位置づけたいいわゆる安保3文書、この中にあるのではないかとということを少し述べさせていただきたいと思います。

3文書というのは、敵基地攻撃の能力を保有する、それから5年間で43兆円の軍事費

を積み上げる、そして必要な財源は国民負担で賄うということからなっていますけれども、これは専守防衛をかなぐり捨てる敵基地攻撃のためのスタンダムミサイルの備え、それから世界第3位となる43兆円もの軍事費、そのためには国民は我慢をとった内容になるわけですが、このことについて少し話をさせていただきたいと思います。

安保3文書の元になっているのが、アメリカの世界戦略の構想にあるIAMDという構想であります。IAMDとは統合防空ミサイル構想というもので、同盟関係にある国々との間で、これまでのサイド・バイ・サイド、戦場における役割分担、そういう構想から融合を意味するこのアマルガム、合金、それからシームレス、切れ目のない融合というふうに大きく変えて、言ってみれば、みんなで決めたことはみんなでやろうと、こういう文字どおり一体化した構想になるわけです。こういう戦略構想をアメリカは持っています。

岸田総理はアメリカのバイデン大統領と会ったときに、これに参加をする、協力をするということを約束をしているわけであります。このような戦略を持つIAMDに日本が参加すれば、日本が攻撃されていないのに自衛隊が海外へ出かけて行って、実際に戦場で戦うと、こういうことになるわけであります。

しかも、このIAMDの中には先制攻撃も入っている、戦略の一つに。アメリカはもう先制攻撃ずっとやってきた歴史を持っているわけですから、このアメリカが先制攻撃をすれば日本もこれに組み込まれる、一体ですから、もう一緒に、相手から見たら同じ敵ということになってしまうわけです。ここで、この現実が今本当に姿を現わしつつあるという、そういう危険性を今度の国会では明らかになりました。

この場合、相手からの報復は必至で、日本だけは攻撃しないでほしいといったような、こんなのは通用しないわけです。もうアメリカと一緒に敵と見なされるわけですから、当然反撃、攻撃を受ける。そうすると全面戦争になります。人口密集の日本です。原発もある。こういうところが、日本が攻撃されたら、これはもう大変なことだということは、まさに身の毛もよだつような、そんな感じになってしまうわけです。そういう構想に今日本は参加しようとしている。

志位さんの質問に岸田総理は、構想は知っているけれども、日本は参加しないんだ、専守防衛に徹する、こういうふうに否定はしていますけれども、これはもう通用しない話なんです。国民に対して真実を話していないと言わざるを得ません。

実際には、21年の9月に日本、アメリカ、インド、オーストラリア、4か国が集まった首脳会議が開かれておりまして、その中身は、会議は、中国を迎撃する能力をさらに高めるため、IAMDの構築を行うという会議の目的に、日本からは当時の菅首相が参加をしています。ですから、岸田首相が知らないはずがないわけなんです。こういうことが、国民の知らない間に着々と進んできているということです。

さらに、今度の国会では、300にも及ぶ自衛隊基地の地下化が計画をされているということも明らかになりました。周辺には学校や住宅街、そういうところに基地があったりするわけですがけれども、ここに自衛隊の基地の強靱化という名目で地下化、地下というのは、この地下の目的は何かというと、核や化学兵器などの攻撃に耐え得る、そういう強靱化だということなんです。

ですから、核戦争も、あるいは細菌、化学兵器の攻撃も想定した、そういう準備を進めているという、驚くべき内容が今度の国会で明らかになったものであります。

ここで最大の疑問というのは、国民はどうするのか、こういうことです。国民に対しての、国民を守るということが、色んな訓練の目的なはずですけども、実際は国民そっちのけで、一部の指導者やそういう者が生き残ればいいというような準備を進めているわけです。

こういうことを町長が確認する必要はありませんけれども、町長、こういう内容はIAMDという内容は御存じでしたか。

○町長（荒木耕治君）

聞いたことはありますけれども、中身についてはよく存じてはいません。

○14番（渡邊博之君）

本当にそうだと思います。今、残念ながら、マスコミが大手のマスコミがこういう問題を正面から取り上げるということをしていません。やっと地方からそういう新聞の記事が出るようになっていきます。

参考までに、今日本が準備しようというスタンダムミサイル、これミサイルですけども、マッハ5で飛ぶ超音速、こういうミサイルとか、あるいは3,000km、超長距離のミサイルとか、こういうものが装備されようと、あるいはトマホーク、装備されようとしているわけですがけれども、このような武器を持つことというのは、自民党さえ、歴代内閣さえ憲法は禁じる他国への脅威そのものと認めてきていたものですけども、こういうものを持つと戦争を呼び込む危険な道だと、日本に、そういうことが分かっているから、この立場をずっと維持してきたわけですがけれども、岸田政権はこの立場を捨てる行動、こういうふうには言わざるを得ません。

自民党の重鎮であった古賀誠さん、それから公明党の元副委員長の二見さん、あるいは「新しい戦争前夜」と表現したタレントのタモリさん、俳優の吉永小百合さん、演出家の宮本亜門さんなど、今、著名人が多くそのことを心配して声を上げています。最近では、女たちは戦争を許さない、こういう落合恵子さんとか、テレビでおなじみの下重暁子さんとか、こういった皆さんが声を上げ始めているのが今の情勢の特徴であります。

これは「核攻撃被害も想定、全国300自治体基地化強靱化」赤旗の記事ですけども、こういうふうに、今、本当に日本は大きな転換点に来ているということを町長にもぜひ

理解をしていただいて、この訓練には向き合っていたいただきたいというふうに思います。

ですから、今度の訓練も、他国が攻めてきた場合と、こういった単眼ではなくて、今進んでいる、進めている、進んでいる日本の歩んでいる道の中にこういう訓練を位置づけると、これはまた見方が違ってくる。ぜひ複眼的な目で見ていただきたいというふうに、対応していただきたいというふうに思います。

軍事対軍事の対応では、やはり危険な道だということが分かると思います。現実にもこのような動きを見て、中国が軍事予算を増やすということも報道されています。まさにここにそれが示されているというふうに思うんです。

私たちは、戦争に明け暮れていたASEANが、この半世紀、戦争のない地域をつくったのは、徹底した話し合い、徹底した平和外交、これを着実に粘り強く進めてきた、そういう力をここでは示されているわけで、話し合いの。ですから、日本も憲法9条を持って平和国家を目指すと、こう言っているわけですから、ぜひ9条を盾にといいですか、表に出して、平和外交の先頭に立つということが今強く求められているのではないかと、いうふうに思います。

これから実施訓練、実動訓練も行われるわけで、色んな町民の皆さんからの声も聞かれると思うんです。そのことにやっぱり丁寧にそれを受けていただいて、それをしっかり政府にも返して、先程言ったような疑問点もぜひしっかりと聞いて、そして町民の皆さんに知らせていっていただきたいということを申し上げて、この問題は置きたいと思えます。

何か町長があれば、平和外交ということについてはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員縷縷お話をされましたけれども、聞いていて、そういう一つのものが、水面下にそういうものが含まれているというのがありますけれども、また、先程総務課長も言いましたが、生命・財産を守ることが私どもの今一番のやるべきことだというふうに思っています。その後にもそういうことがあるということですから、それは今から県とか、あるいは国とかのやり取りなどはやっていきたいと思えます。

ただ、今、日本に対して周辺国が、今言われるように、中国、ロシア、北朝鮮、数年前よりそういう、緊張したというか、切迫をしたというか、そういう状況に日本が置かれているというのも、一方ではそういう危機感を私自身も感じていることもあります。

ですが、言うように平和外交をもって、そういうことはきちんとやっていただければいいなというふうに思っておりますので、そういうふうに申し上げていきたいというふうに思えます。

○14番（渡邊博之君）

私も地方議会とはいえ、やはり住民の平和を守るという点では、これからも必要なこ

とはこの議会でも申し上げていきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

2点目は、自衛隊への個人情報の提供は、現在、どんな形で行っているか明らかにしていただくとともに、個人情報保護との整合性について、町長の認識をお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

自衛官等の募集事務に係る防衛省への個人情報の提供につきましては、募集案内等を送付することを主な目的として、防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長の連名で、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報提出について、町に対し依頼があり、町では、これまで住民基本台帳より抽出した対象者名簿を紙面にて提出をしております。

このことは、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき実施可能であり、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではなく、個人情報保護との整合性につきましては、個人情報の保護に関する法律第18条第3項第1号の規定により、自衛隊法に基づく事務であるため、利用制限には当たらないと判断しています。

しかし、個人情報の保護に関する法律は、第1条において個人の権利・利益を保護することを目的とするとされており、法的に問題はなくても、個人情報が提出されることにより得られる職業選択に関する情報が個人の利益にならないのであれば、一定の配慮をすべきと考え、近隣市町村の状況も踏まえながら、本年度以降の情報提供につきまして、防衛省への個人情報提供について対象者へ目的等を十分周知した上で、望まない方については対象名簿から除外することとし、そのことを町報3月号に掲載するとともに、2月24日には屋久島高等学校を訪問し、生徒へ周知を依頼したところであります。

○14番（渡邊博之君）

これまでやってきたことを自衛隊法に即してということをおっしゃっていただけませんが、この自衛隊法は決して自治体に提供しなさいということをおっしゃっているわけじゃないんです。政府通達も出ていると思います、出しなさいと、これはもう通達ですから。

しかし、それより優先するのは、やはり個人の情報を保護すると。私たち住民は、屋久島町に対しては、それを信頼して、それを保護されるものと信頼して預けているわけです。これが本人も知らないうちに、これまで、しかも行政において自らそれを差し出してきたということは、やはり法律とかそういうのは本当はないかもしれませんが、これはもう理論、理屈的におかしいということをおっしゃるを得ないと思います。

今、町長はやはり保護法を重視して、そして希望、本人の合意を得る、了解を得る、了解が得られないものは出さないと、拒否してきたものは提供しないという改善を、今、答弁も一緒にされたわけですがけれども、改めて保護法、個人情報の漏えいということで

考えてみますと、色んな犯罪につながっています。最近のフィリピンの特殊詐欺、大型詐欺事件ですけれども、これも個人情報の漏えい、その基になっているのは、そう言われております。そこから得た情報、独り暮らしか、あるいはどのぐらい収入があるか、こういう日常の生活はどうか、こういったところまでつかんで、そしてそれを犯罪に利用するというのが明らかになりつつあるわけですが、そういう犯罪の温床といえますか、そういうふうになりつつある。個人情報というのは、もう端的にお金になるわけです。こういう背景がある限り、こういう詐欺だとか、犯罪はなくならないと、これを利用した。そう考えて、我々は対応すべきだというふうに思います。

そして、町自身は、我々が、住民が色んな書類をしようとしたら、必ず身分を証明するもの、これの提出を求めていますね。そういう厳しさを一方ではしながら、一方では、私は安易だとあえて言いたいと思いますけれども、個人情報を、たとえ政府とはいえ、政府機関とはいえ、出していたということには、やはり反省が必要だろうというふうに思います。

議会も、今回は独自のこういう議会保護条例そういうものを出していますけれども、それだけ厳格になりつつある一方で、この改善は、私ももちろん一つの前進として歓迎はしますけれども、ただ、周知をされない場合があるわけですが、そういう文章を見ていない、該当する若者、それから、もらってもしないという人もいるでしょう。だけど、そういう人でも合意ではないですよ。その人の意思が示されたということではないわけで、だから、そういう返事がないから、あるいは拒否のそういう申請がないから、あとの人はもう出すと、そういう人は出すということも、私は安易ではないか、間違っているのではないかと思うんですが、町長はどう感じますか。

○町長（荒木耕治君）

議員は、今、そういうことでおっしゃられますけれども、色んなものも通達をして返事がある、それから周知をして返事がない、そういうことは、色々判断の仕方もあると思うんですけれども、今、これに関しては、今までは出してきたものを、そういう周知をして、まずこれをやったこと、初めて今度からやるわけですから、そういうことで、どのくらいのもが出てくるのか、ちょっと経緯を見ながら、また改善をするところがあれば改善をしていこうというふうに思っています。

○14番（渡邊博之君）

自衛隊の皆さん、前にも申しましたけれども、安保法制ができてから、自衛隊も激減しているんです。志望する若者が、やっぱり怖いという思いがあるんだろうというふうに思いますけれども、だから、そういう意味では必死になって、自衛隊は勧誘に一生懸命なんですけれども、そういう背景があるんですけれども、例えば北海道では制服を着た2人組が突然訪ねてきて、そして話し込んで、もうなかなか帰らないとか、あるいは

孫のところに来たと、突然来てびっくりしたというような高齢者の皆さんの声とか、そういうふうに、今、この問題をめぐっては、矛盾と申しますか、そういうのが顕著になってきているのが特徴です。

そういった意味で、やはり大元には基本台帳を自衛隊に提供しているということがあるということも、ぜひ止めていただいて、もう完全にこれを整合性を保つのは、自衛隊には来てもらうんですよ、見てくださいと、そんな数じゃないですから、屋久島町の場合は、100人か200人ぐらいでしょう、対象者というのも。

だから、来てもらって、そして自分たちで閲覧して書いていけばいいんですよ。これがもう一番いいんです。以前これやっていたんですけども、だんだん政府に付度をするというか、そういう政府の要請に応じるようになったという経過があるわけです。

同じようなことでは、私たち選挙名簿もあるんです、有権者名簿。私たちも、当然そういうのを閲覧することができるわけです。そこには、厳しい内容があります。ですから、私も気をつけて、それはしっかり守るように、その責任もやっぱり大きいものがあるわけで、そういう形にするのが一番すっきりとした、そういう形なんです。検討はしていただけませんか。

○町長（荒木耕治君）

私は、そういうことがあったというのは全く知りませんでしたけれども、そういうやり方もあるのであれば、検討の一つであるのかなというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

以前は、そういう形でやっていたんです。みんなやっぱりそういう疑問を感じながら対応していましたが。けれど、安倍総理などが国会で自衛隊の募集に自治体が協力をしないと、威嚇とも取れるような発言をしたりして、政府通達がその後出てきて、だんだんなびいていったという流れがあります。

でも、今やはり個人情報保護、この大事な権利を守るべきだという声が強くなっていることも事実であります。いずれにせよ、今、改善策である本人の合意、このことは徹底してやっていただくということをお願いをしておきたいというふうに思います。その改善は、一応了解したいと、評価したいと思います。

次の質問に入ります。議会に提案する議案、あるいは町長などの答弁について、事前の内部検討はどんな形で行っているのか、少し気になることになっていきますので、ぜひまずこのことについてお聞かせいただけますか。

○町長（荒木耕治君）

議員も御承知のとおり、議会へ提案する案件につきましては、地方自治法第96条に規定されております。

まず、予算につきましては、各係が必要な予算要求を行い、課内での調整後、町の作

成する計画等と整合性を踏まえ、財政担当のヒアリングを行い、町長査定を経て議会に提案をしております。

条例案につきましては、条例の制定及び改正が必要なものがある場合には、条例案を作成した起案により決裁を受けております。上位法令の改正によるもの等の軽微なものを除き、法令審査会の審査を経て提案しております。

その他、契約案件、人事案件等につきましても、関係各課への合議決裁を経て提案しております。

事業に関しましては、振興計画等、計画の策定に職員間の協議を行い、職員への周知を行いながら調整をしているところでありますが、状況の変化や緊急の対応が必要なものなどありますことから、引き続き関係各課と十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

議会前に担当者とヒアリングをするということは、私も聞いております。

私は、今回、4回目再選させていただいて、4回目の議会になるわけですが、この間、非常にぎくしゃくとした議会と行政との関係というのが顕著だったように思います。議会と行政は車の両輪とよく言われるわけですがけれども、これは、一方が右を向いて一方が左を向いてでは、これは、車は進まないという意味です。

だからといって、慣れ合いを意味しているわけではないと思います。やはりしっかりと議論をする、そしてその結果は多数で決めるというのが議会のルールですがけれども、この間の中で少し具体的なものを作りたいと思いますけれども、例えば、口永良部支所の改善でしたけれども、これも揺れに揺れました。委員会では反対、原案に反対です。しかし、本会議では賛成という結果になりましたけれども、このことにつきましても、この賛成の議員の中にも、原案に対してここはやはり改善すべき、考えるべきじゃないかとか、配慮すべきじゃないか、こういった注文がつくような賛成だったですね。これは事実上もう、もしその方がそのことを主張して反対に立ったら事実上の否定になっていたわけで、ほかにも機構では否決になりましたし、ぎりぎりのものがある。

それから、教育長の給食費における、教育長は困難だと、責めている意味ではありません、困難だという回答をされました。結果的には、町長はやりたいということで三役不一致の現状が出たわけですが、私はこういう背景に、やはり議会前に議論が足りないのではないか、集中的な議論、しかも多くの皆さんが集まって、担当課だけではなくて、全ての皆さんが集まっての議論、これが不足しているのではないかという思いを強くしているわけです。

課長さんたちは、色んな畑を回ってきているわけです。それから、課長を経験した皆さんも、まだ庁舎にはいらっしやるわけですから、そういう人たちの知恵も借りながら、

一つ一つを吟味すると。口永良部の庁舎の支所の改善にしても、もしそういう場が設けられていたら、これは補助金は使えないのかと、こういう話になったりしますし、教育長の答弁にしても、教育長、これ、こういう答弁というのは間違いじゃないのか。できない、できるというのは、執行権のある町長しか言えないわけで、そういう忠告も出たり、私はするというふうに思うんです。時間的なものもあるかもしれませんが、この辺はどうですか。町長は、もう今でも十分だというふうに思いますか。

○町長（荒木耕治君）

提出したものがスムーズに全部通っていくような議会では、どうかなというふうに私は思って、今、議員が言われるように、もめにもめてもいいじゃないですか。それは、個人がそれぞれの思いで、私どもが出したものが、全てがそれは100%じゃないという、それぞれの立場でそれぞれの立ち位置によって色んな見方があるでしょうから。

教育長の答弁を言いますけれども、前はそういうことで、財政のことから色々勘案をして、私もそう思っていました。

だけど、やはり新年度に当初で、そういうことはやらなければいけないという、私が政治的な決断をしてやったということでございます。

ですから、今そういうことを全くやっていないわけじゃありませんので、議会に出したものは、議会で議会のルールもあって、議会できちんとそのルール上に行っていれば、議員が今おっしゃられるようなことも分かりますけれども、やはり私どもは、今やっていることは、そんな横断的にやっていなくて、何か一部の人間で決めているような、そういうことはないというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

反論を受けましたけれども、私は、やっぱり集団的にやるっていうことは本当に大事だというふうに思うんです。ただ議会を乗り切れればいいとか、あるいはそういうのを議論したらいいんじゃないかとかいうことではなくて、（発言する者あり）いや、そういうつもりじゃなくて、やっぱり内容を充実させるということです。

我々議会16の頭、頭脳ってちょっと、考える頭、力を持っているんです。32の目で見ているわけです。だから、これに私はふさわしいものにやはり中身はするべきだと、ここは謙虚に受け止めるべきだと思うんですけれども、町長、分かります、反発する気持ちは分かります。それはそれでももちろん何も批判はしませんけれども、より充実したものにすると。

だって、今回出てきた、この間出てきたものを私は強く感じるんです、本当に。感じたものっていうのは本当に最初のイロハの、イカハのところじゃないですか。そう思いますよ。だって、庁舎の問題、口永良部の支所問題、改修の問題も、4,000万円という、言わば補助金をふいにしたという内容ですから。これで集団的にやっていて、これ使え

ないのかというようなあれが、知恵が出てきたら、こういうことはなかったかもしれないわけです。

そういうことを言っているわけなんですけれども、町長もそう言うのであれば、こういうことはもう起きないということだと思います。

やっぱり、やればいいじゃないですかというのは、これはちょっと乱暴な話で、やっぱり議会は、車の両輪というのは、私はその意味はちょっと違うと思います。

○町長（荒木耕治君）

議会は議会の中で議論をして、最終的には、民主主義ですから、そういうふうに進んでいくわけじゃないですか。私も対立して言っているわけじゃなくて、議員が、それは長い議員歴の中で色々体験をして見てきて、今、そういうふうを感じられているというのは、若い頃は多分そういうのを感じなくて、がんがんやっていたと思いますけれども、今になって心配。

やっぱり私もそれは、出したものはきちんと色んなことを精査をして議会に一言も文句が出ないような形で提出するように、今までは、議員が言われたことも肝に銘じて、これからの提案に関しては十分な審査と協議をしてやっていきたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

時間が迫ってきましたので、次の質問に入ります。国保税について、最後、お尋ねをいたします。

鹿児島県は、国保安定化基金の新年度の運用について、ある意向を各自治体へ、県下の自治体へ行っておりますけれども、それがあったかどうか、そしてそのことを受けて、本町はそれをどう反映させるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

県の国保財政安定化基金のうち、財政調整事業分は、市町村が県に納めた国民健康保険事業納付金の決算剰余金を積み立てたものであり、被保険者1人当たりの納付金の増額が見込まれる場合に取り崩して、県全体の納付金の総額を減額できるようになっています。

この活用方法について、鹿児島県では、各年度の納付金額を算定する際に、11月の仮算定から1月の本算定にかけて大きく増減しないよう、必要に応じ基金の取崩しを行っています。

さらに、納付金の年度間調整として、被保険者1人当たりの納付金が、前年度から10%を超える伸び率だった場合に、基金を取り崩すことを県が提案したところ、基準を5%に引き下げる意見があったことから、今後の協議の参考とするため、令和5年1月19日付で意見照会があったところです。

本町としましては、まず、納付金の年度間調整における取崩し判断基準について、県の提案である10%に同意をしております。これは、県の試算では、延び率を1%下げるために5億円近く必要となっており、現在、基金残高である約35億円と比べると大きい額であること、また、近年は新型コロナウイルスによる影響が大きく、今後の納付金額の変動が懸念されること等によるものです。

また、納付金の仮算定から本算定にかけての変動への対応については、仮算定の金額により次年度予算を作成しており、本査定で大きく変動すると修正が困難になるおそれがあるため、これまでどおり基金の活用を希望すると回答しております。

○14番（渡邊博之君）

基金を活用したいということを回答したというふうにお答えになりました。

去年の11月、毎年行っている共産党の鹿児島議員団と県との直接交渉の中で、この基金の活用を要請しておりました。これに対して検討したいという、そのときは回答で終わったのですが、こういう形で出てきたということで、本町の県の算定結果というのは、屋久島町は4億85万3,894円という査定であり、充当額が415万円という内容です。そういう基金運用がなければ、この415万円というのは町の負担と、赤字ということに解釈できると思うんですけども、結論として、新年度、国保の値上げはないということで理解してよろしいでしょうか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

令和5年度における国保税の税率の引上げはあるのかという質問ですけども、平成30年度の国保制度の改正によりまして、国保特会は黒字に転じております。その結果、国保税率は平成25年度に改正されたときのまま、これまで引上げ等を行っていないところであります。

令和5年度の予算編成においても、財源が不足する見込みはないということを確認しておりますので、議案にもその旨の予算の提案をしております。今のところ引上げの予定はありません。

○14番（渡邊博之君）

コロナの中で、しかも物価高騰の中で、それでなくても国保税高いという声はずっとあるわけで、国保の引下げといいますか、やっぱり負担をかけないという努力は今後も続けていただきたいというふうに思いますし、今度のこの件の裁定で、新年度はないということもお約束いただきましたので、それはそれで歓迎して、私の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前10時58分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

皆さん、お疲れさまです。

今から100年前の1918年に流行ったスペイン風邪は、世界で猛威を振るい、当時の世界人口の3分の1に当たる約5億人が感染して1,700万人が死亡したとされています。日本では、当時の人口5,500万人の43%に当たる2,380万人が感染し39万人の方が亡くなったということです。そして、終息には3年ほど要したようです。今のよう情報もない時代に、その恐怖は想像もつかないものだったろうと思います。

しかし、現代社会においても人はこのような新しいものに対して、同様の恐怖に包まれました。思い起こせば、県内でも当初のコロナ感染者はひどい誹謗中傷を受け、村八部の扱いを受けました。いつの時代も、人の心は弱いものだと痛感させられます。

いよいよ5月には第5類のレベルになり、以前のような生活に戻れそうな状況になってきました。皆さんの健康と経済活動が一日でも早く回復することと、この春、屋久島を離れて新しいスタートが始まる全ての人に幸多からんことを願うばかりです。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

今回の質問は、1点目が長峰地区までの配電設備の充実と災害発生時の停電対応について、2点目が分遣所の現状についての2点です。

まず、1番目に、既存の幹線以外の支障木対策について伺いたいと思います。

この質問は、2年ほど前に同僚議員が同様の質問をしておりますが、やはり町民から危惧する声が聞かれ、そして私自身も、やはり防災面、そういった災害面で気になることがありますので、質問をさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

日高好作議員の質問にお答えします。

町が屋久島電工株式会社から供給を受ける受電地点は、配電区域のほぼ中間に位置し、配電線路の幹線は、宮之浦の町なかを含む志戸子方面と長峰方面へ、負荷の割合が均等に振り分けられた2系統となっております。

長峰地区は受電端に位置し、近年需要が増加傾向にあることから、本年度の事業において既設の高圧自動電圧調整器を容量の大きい機器に更新し、安定供給へ向けた対策を講じているところです。

電気を供給する上で、配電路線の影響を及ぼす支障木の対策は必要不可欠なことであります。

停電を引き起こす電気事故には、大きく分けて短絡と地絡の2つがあり、本町においても支障木が起因する地絡による停電が大部分を占めております。

長峰方面への幹線は、支障木の影響がない県道沿いに配線されていますが、山間部への分岐配線は農道及び林道の支障木が点在するところを配線していることから、影響を受けるところが多く存在しています。

対策としましては、職員2名で毎月1回幹線の巡視と、3か月に1回全ての線路の巡視を行っており、支障木が危惧される場所を発見したときは、軽微のものは高所作業車を使用して、職員により伐採を実施しています。大がかりな伐採が必要な場所については、業者に伐採をお願いして対応しているところです。

また、建設改良工事等で設備を更新する際に、支障木があれば、地権者に相談して切らせていただいたり、長尺腕金を使用して、少しでも道路側に線路を出す工夫を施し、縦引き配線にすることにより、支障木の影響が及ばないようにしているところでもあります。

近年、勢力を維持したまま接近してくる台風が支障木に影響する停電を回避することは難しいですが、通常時に支障木が原因となる停電を発生させないため、今後も線路巡視及び点検を十分な時間をかけて行うことで、安定供給に努めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（日高好作君）

私の考える支障木に対しての対応の仕方とちょっと違うかなというふうに考えるわけですが、上のあれは農道になるんですか。町道という表現がいいんですか。上の道路、ずっと線が通っているところを見ますと、もう全体に支障木対象かなと、私の見方では支障木対象かなと。

今、南部のほうでは農協がかなり、もう数年前から徹底して支障木対応ということで、県道沿いの木をかなり切っているのは、町長も御存じだと思うんですけど、今の北部のほうの線を見たときに、もっと、何ていうんですか、力を入れて支障木の除去というものを、もうちょっと低い位置からやっていたら、五、六年は対応できるのかなと。

上を切りますと、当然それから出る枝は弱いわけですから、そんなに次の支障木の除去も軽くて済むのかなというふうに思うんですけど、担当課長でもいいんですけど、実際、今の答弁では邪魔になる木だけ取るというような印象を受けるんですけど、具体的に範囲を決めてやるような、そういう考え方というのは担当課ではないのか伺います。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの御質問にお答えします。

建設改良工事で改良をしていく際に、かなり切っていっていますが、今現在のところは支障木、触れるところだけを切っているという形を取っております。

○12番（日高好作君）

やはり私は、長期的に見てその支障木というのは、例えば年内に、1年間に1kmとか距離を決めて、ひどいところから伐採をしていって、対応するということが今後必要じゃないのかなというふうに思うわけです。

新年度予算にも、言葉では支障木の伐採ということで文言は出てきますけど、例えば農協に聞いたら、農協は4年度で年間400万円の予算を組んでやっているということなんですけど、4年度はちょっと予算の分できなかった部分もあったということなんですけど、でも、やっぱり町民のインフラを預かる立場としては、そういう長期的に毎年距離を決めてやっていく、そういう予算も組んでいくというようなやり方が必要なのではないかなと思うんですけど、今後についてどのように考えるか、町長でも担当課長でもいいです。

○電気課長（内田康法君）

今年度、長峰方面の旧本庁のほうの配電の改修工事を行っております。その際は、かなり大がかりで切っておりますので、改修工事をするところは切っていきますけども、あと、どうしても大がかりな伐採が必要だと判断したところは計画的にやっていきたいと思えます。

○12番（日高好作君）

その判断が、考え方が、ちょっと私の思うところとは違うと思うんですけど、やはり課長も言われるように、一番の支障は台風とか、そういう自然災害によるものがあると思うんです。

今の現状を私の目で見たとときには、もっとやはり年間計画して、しっかりと伐採をして除去をしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ担当課のほうで検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、2番目の停電時の対応について十分と考えるか伺います。

○町長（荒木耕治君）

災害発生時の停電は、毎年のように発生する落雷及び台風によるものが考えられ、落雷への対策としましては、既設設備を更新する際に、高圧線路約300mに1か所、主要な機器の前後に避雷器を設置し、線路に侵入してくる誘導雷に備えております。

また、台風への対策としましては経年劣化が見受けられる設備を毎年計画的に更新することで、災害に強い設備の構築が図られ、これまでより停電の範囲及び時間が減少していると感じているところであります。

しかし、直撃雷等による停電、また、強い勢力で接近してくる台風による停電は、予測不能であり回避できないのが現状であります。

このような停電は、発生した後の復旧作業に重点を置き、速やかに原因を特定し、防災無線を利用して需要家へ周知をするとともに、迅速かつ安全に作業を行うことを徹底しているところであります。

また、平成25年に整備しました監視システムにより、屋久島電工株式会社の遮断機と幹線12か所の開閉機の状態を監視しています。停電が発生した場合、職員に警報が通知され、停電の原因が屋久島電工株式会社によるものなのか、町の設備によるものなのかの判断ができ、停電範囲は情報が共有されていることから、復旧作業に対する迅速な初動体制が図られております。

現在、電気庁舎から4か所の開閉機の操作ができますが、今後は幹線全ての開閉機の操作ができるようシステムを構築したいと考えています。

この操作が可能になりますと、職員の現場での操作が不要となり、停電時間の短縮にもつながると思っているところであります。

災害発生時の停電の対応につきましては、復旧作業を迅速に行うことを常に心がけ、需要家の期待に応えられるようにしたいと考えています。

南海トラフ地震など、これに伴う津波による対応につきましては平成26年9月に策定された、鹿児島県津波浸水想定に示されている図面で確認すると、宮之浦川下流の一部と県道の城之川及び榑川のところに浸水が予想されております。

本件につきましては、今後どのような対策が必要か、検討してまいりたいというふうに考えています。

○12番（日高好作君）

平時であれば、今、町長がおっしゃるそのような対応といいますか、それは十分できているのかなという印象は私も持つわけですが、やはり災害時の対応という点では、ちょっと今の設備では不足ではないかなというふうに考えるわけです。

例えば雷で、落雷によって、何ていうんですか、SVRというんですか、一旦電圧が落ちたのをそこを通すことによってまた元の状態に戻すという、そういうトランスみたいなのが上がっているみたいですが、専門の方数人に私も色々聞いた中では、それに落雷があると、それが損傷すると、壊れるとなかなか時間がかかる、また、すぐに品物がないというようなことで、非常に危惧する面があるというようなことなんですけど、その辺は、万が一そういうSVR等に落雷があったときの対応というのは、どのような感じになるわけですか。

○電気課長（内田康法君）

ただいま質問にありました、SVR、自動電圧調整器といいますけど、そのSVRの前後には必ず避雷器を取り付けておりますので、落雷の対応としてはやっておりますが、議員おっしゃるとおり、直雷というのを受けた場合には、それが破損するかどうかとい

うのはまだ分かっておりません。

ただ、今までの中で、SVRが落雷によって破損したということはまだ聞いておりませんので、今後、メーカーにも確認して対策をどのように取ったらいいか、検討したいと思っております。

○12番（日高好作君）

ぜひ、そこらの確認をお願いしたいなと思います。

これは、1基、設置費まで含めると1,500万円ぐらいするんだそうですね。ですから、担当課で在庫として持つというのはなかなか難しい、現在ないわけですよ。そういったことで、今の御時世で物がすぐ入るような環境ではないですので、そこら辺の対応といたしますか、万が一そこに落雷があった場合に、何かケーブル等をつなぐことができるんですか、そういうような対応も考えられるということなんですけど、万が一そういう事態になったときの対応というのは、どういう状況になるわけですか。

○電気課長（内田康法君）

SVRの前後には開閉器を設けて、通さなくても迂回することはできますので、電気を供給することはできますが、電圧がどれだけ降下するかというのは、その電力の使用量によって異なります。

町の施設においては、4台のSVRを設置しておりますので、実際そのときの状況によって、同じ容量でありますので、もし志戸子方面の分で、SVRがなくても対応ができるような電圧であれば、それを強引に乗せ換えるという形も取れるとは思っております。

○12番（日高好作君）

分かりました。

空港の近くの幹線で、一部山手側に電柱があるというのは、これは航空法によって、コスモスですか、どこか裏から、庁舎の駐車場辺りに延びている線ですけど、この部分が、非常に機材が入りにくい、そういうような状況で、万が一そこで何らかの故障があると、非常に対応に苦慮するというような、そういう危惧を持っている話も聞くんですが、そういったところの対応というのはどのように考えている。

○電気課長（内田康法君）

コスモスの辺りに関しては、航空法の高さ制限に抵触するために、県道には電柱が立てられないことから、迂回しております。

そこには機器というのは取り付けておりませんので、故障が発生した場合は、早急に対処するんですが、今まで迂回しているところで、停電、何らかの故障が発生したことはありませんけども、もし発生した場合には早急な復旧を心がけたいと思っております。

○12番（日高好作君）

分かりました。今までない部分でも、どこでどう起こるか分かんないですけど、いわゆる現場を見てのシミュレーションといいますか、そういう対応はお願いしたいなというふうに思っています。

災害という中で、特に私が危惧するのは、いわゆる南海トラフの津波というのを、これ2点目も関連することですけど、考えるわけです。

そうしたときに、分遣所の職員の話では、宮之浦が大体2mから5m、津波の高さが、それが南に行くほど高くなっていくんだそうです。ですから、永久保から安房にかけては10mから11mの高さで押し寄せると。それが、第2波、第3波によって押し寄せてくるというような、そういうような想定になっているらしいんです。

そうした場合に、今言われましたように、志戸子と南のほうに分岐しているヤマサキパチンコの辺りですか、宮之浦の町なかの。それは分かれています、高校のほうには、結局宮之浦の下のほうの橋、県道の橋に沿って線があるという、そのような解釈でよろしいんですか。

○電気課長（内田康法君）

長峰方面あと川向い方面、屋久島高校方面の線路については唐船峡橋、田代別館の前にある橋に2回線が橋梁添架しており1回線は架空で飛ばして3回線を送っているところなんです。

○12番（日高好作君）

全て田代別館のほうの橋のほうにつけているということですかね。

東北の震災のときに、課長も見られたと思うんですけど、やはり川を駆け上がってくる波の大きさというのは、また狭いところに集中するわけですから、当然高くなってくるわけです。

万が一橋が壊れたりとか、そうした場合に、結局川から南にとっては完全に電気が遮断されるわけです。そういう想定というのは、担当課の中では考えたことはないですか。

○電気課長（内田康法君）

1回線だけ架空を100mほど飛ばしていますので、橋が壊れても1回線の幹線は生きますので、対応はできると思っております。

○12番（日高好作君）

その1回線の太さというのは、十分耐えられる大きさということよろしいですか。

○電気課長（内田康法君）

そのときの需要にもよりますが、通常時であれば十分耐えられるとは思っております。

○12番（日高好作君）

やはり災害時で一番心配することは、停電によって、病院とか役場もそうですけど、

そういったところのやはり停電というのが一番問題になってくると思うんですが、前回の答弁書を見たときに、当然建築法とか消防法でそういうところは自家発電機を設置する義務があるということで、あれですけど、これは法的に、例えば自家発電機というのは何日もつようにとか、そういう何か基準があるんですか。

○電気課長（内田康法君）

それはちょっと存じておりません。

○12番（日高好作君）

私なんか、多分ディーゼルエンジンだと思うんです。それに対しての軽油の確保とか、色々災害時には必要になってくると思うわけです。例えばエンジンを2日も3日も継続して、連続して運転しなきゃいけないような状況というものも、当然災害時には想定はしなきゃいけない。そういった場合に、役場本庁もそうですが、どのような対応をするかというのは、シミュレーションをやっておくべきじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、先程言いました波の高さからいったときに、楠川から梶川ですか、小瀬田のちょっと高台になってくる海拔20mぐらいまでの間というのは、非常に電柱もなぎ倒される、そういう可能性もあるわけですけど、その辺のシミュレーションといたしますか、そういった防災面のことというのは課内で協議したことがあるのかどうか。

○電気課長（内田康法君）

先程の町長の答弁にもありましたように、鹿児島県の津波浸水想定に示されている図面においては、県道沿いは城之川の橋のところと梶川の橋のところ少し浸水するような図面にしかになっておりませんので、県道が全て津波で覆われるというのは課内では想定したことはありません。

○12番（日高好作君）

ないかもしれない、あるかもしれない、それが災害です。ですから、最悪の場合どうするかって、最悪の場合どこまでやられるのかという、それはやっぱりこういう町民の命を預かる、生活を預かる担当課としては、私はやるべきことではないかなと。総務課も含めてそういうシミュレーションを行って、最悪の場合はどうするか、そのための対策としてはどうするかというふうな考え方を、私はきちっと作り上げるべきではないかなというふうに思っております。

それでは、将来を見据えた複線化について伺います。

○町長（荒木耕治君）

長峰地区への高圧幹線は、楠川、城之川までの間で停電が発生しても影響はないよう、無負荷で配線をされています。

この配線は、既に整備されていた設備を改良する際に、高圧配線を上段と下段に分け、上段を長峰方面専用で使用し複線化したものであります。

城之川から長峰地区までは単線であり、この区間を複線化するには、県道と並行する町道及び農道を利用する方法が考えられます。

しかし、停電が発生する原因で最も多いものが台風の影響を受けた支障木に起因するものであるため、支障木の多い道路への複線化は避けたいと考えているところであります。

また、需要家のない道路で新規整備するために莫大な費用をかけ、その後の補修及び改良にも費用をかけるより、現状の幹線の設備更新を早めることで、災害に強い設備を構築できると思うところであります。

長峰方面は今後需要の拡大が見込まれることから、令和3年度の電力使用量が最大となる夏場に、特殊な機器を用いて電流値を測定したところであります。結果、使用している高圧電線の最大時の使用率は58.9%であり、幹線として特段支障ないものと判断をしたところであります。

また、本年度の事業において、柱上用変成器を取り付け、長峰方面の電圧及び電流値が電気庁舎で確認できるよう整備中であり、完成しますと、現在の需要状況が監視できることから、今後の需要の変化に対応できると考えています。

このようなことから、将来を見据えた複線化について、現段階では想定をしていないところであります。

○12番（日高好作君）

私は、最初に支障木のことについて聞いたのは、複線化に向けて、やはり災害時にどう対応するかということで、先程言いましたように、楠川から小瀬田までの間、非常に県道沿いの電気が遮断されると、非常に皆さん困るわけですので、そこもやはり想定しながら複線化を考えていかなきゃいけないのかなというふうに私は思うわけです。

そうした場合に、楠川から小瀬田の手前辺りですか、楯川でもいいんですけど、農道を使って高台に、やはりそういった万が一の災害に備えての対応というのは、平時に私は、やっぱり少しずつ整備をしていくべきではないかと思うんですけど、その辺は町長、長期的に考えてどのように思われますか。

○町長（荒木耕治君）

台風も常襲し、雨も多い、雷も多いところですから、将来的にはそういうことはやっていかなければいけないというふうに私個人は思っております。

○12番（日高好作君）

ぜひ、町長の口から、年次的に整備していくという、そういうあれを聞いておきたいという思いがあるんですけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

先程来支障木の話をしませけれども、四、五年前までは南部地区で停電が多いと聞か

されて、役場にも何で停電なのという電話が、宿直によくかかってくるという話を聞いていました。それは、原因は大きなものは支障木です。

そのときに、うちの線路は支障木をずっと切っていたんです。それが原因だということで、JAがそれをやって、予算をつけて、支障木を切り出して、停電が少なくなった、停電の時間が短くなった、そういうことは出ています。

ですが、本町もそういうことで、支障木はやっているわけですがけれども、目に見えているところではなくて、やはり今言われるように伸びてきたから切るのではなくて、やはり年次的にそういうものも計画をしてやっていかなければいけないというふうには、私も常々は感じております。

だから、電気課とそういう話し合いは、また内部で協議をして、長峰までの複線化も含めて、将来的に災害に備えてどうするかということも含めて、内部で協議をさせていただければというふうに思います。

○12番（日高好作君）

ぜひそのような検討を、やはり毎日災害もない生活で日々を送っていると、どうしてもその辺がおろそかになりがちといたしますか、今、盛んにテレビでも南海トラフのことをやっております。やはりそういったものがいつ来るか分かんないというところに問題があるわけですので、ぜひシミュレーションを描いてやっていただきたい。

それでは、大きな2番目の分遣所の現状について、4年前に同じ質問をしている、見ましたらしております、北分遣所の高台への移転について質問しましたが、分遣所の統合も含めて検討していくと当時の答弁でありました。その後どのような検討がなされたのかを伺います。

○町長（荒木耕治君）

これまで平成31年第1回定例会、令和3年第4回定例会において、議員から同様の質問を頂いており、これまで熊毛地区消防組合を離脱した場合を含めて、内部で検討をしましてまいりました。

本部を新たに設置した場合と、本部を北分遣所の移設を伴う統合した場合、分遣所の統合などを想定して検討を行ってまいりました。

まず、熊毛地区消防組合から離脱して単独で設置する場合、準備に相当な時間がかかることや、設備の整備や人員の増など経費の負担が大きくなります。

両分遣所の統合となりますと、地理的な要件から救急搬送に時間を要することなどから、救急隊の増設などが必要となることが想定をされますことから、早急に検討すべきは北分遣所の高台への移設となりますが、移設場所の検討が重要と考えております。

北分遣所の高台への移設先として、体育館周辺が最も適していると考えておりましたが、町が進めている公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置ワークショップの

意見の中で、老朽化する離島開発総合センター、勤労者体育館などを一体化したアリーナ建設の計画案が示されております。

また、津波被害を想定いたしますと、この場所は小学校、中学校の移設先として検討する必要もありますことから、近隣住民への影響なども踏まえ、移設可能な場所の選定を進めながら、引き続き熊毛地区消防組合との協議を継続してまいりたいというふうに考えております。

○12番（日高好作君）

今の分遣所の建物は築35年経過しているということなんですけど、総務課長でもいいですが、耐用年数とございますか、そういったものっていうのはどのようになっていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

一般的に鉄筋の建物であれば、耐用年数は40年から50年ほどはあると思います。

○12番（日高好作君）

その築年数等含めて、当初分遣所が開設されたときの人員が、両分遣所とも11名でスタートしているみたいです。現在16名まで増えて、非常に手狭になっているというような、そういう状況も生まれております。

高台への移転の場所も、これだけ年数をかけてまだ決まっていないという、そこら辺があまり前向きに考えていないのかなという、私は印象を受けるわけですけど、全て色んなものが、今、この分遣所のことでは関係してきている状況にある。今言ったように築年数も、それから、非常に手狭になっている。

それと、一番危惧することが、今の職員の年代構成です。これが、50代が14人、40代が3名、30代が6名、それから20代が10名ということで、この中で救急救命士の資格を持っているのは、50代が8名、40代が3名、30代が3名で、20代が2人というようなこと。

一番危惧するというのは、50代の14人ですか、この方々が、ここ五、六年の間に退職して、その中で50代の方が、8名が救急救命士の資格を持っているわけです。片や、20代のこれから担っていく若い隊員が、10名のうち2人しかその資格を持っていない。こういう状況、この五、六年で町民の生命を守る体制が維持できるのかなという、非常にその点も危惧するわけです。

今、消防の出動には、必ず救急車には3名で出動している。1人が通信の係で、分遣所に待機してなきゃいけない。だから、4人体制で3交代ですか、そういう体制でやっている。その中には必ず救命士が同乗しなきゃいけないというようなことで、これを五、六年先を考えたときに、非常にそこら辺を危惧するわけです。

旧町時代に、この救命士の資格がスタートしたときに、たしか1人に半年ぐらいかけ

て600万円ぐらいの経費が要るような記憶があるんですけど、そこら辺は今どういう状況ですか。総務課長でもいいですけど。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

救急救命士の資格の状況、取得の状況というのは、熊毛地区消防組合のほうでやっています。町としては負担金として収める中に、たしか300万円ぐらいだったと思うんですけども、はっきり後もって報告はしたいと思いますが、大体年に1人ぐらいでしか出せない状況であると思います。

○12番（日高好作君）

私が先程言った危惧する点、これから5年から10年先のことを考えたときに、熊毛の消防組合で何もかもその判断で任せていいのかなということを考えるわけですけど、ぜひ、これはどうなんですか。うちの総務委員長と議長が出席するわけですけど、こういう問題に対して、熊毛組合の議会に一般質問として出して改善しなきゃいけないのか、総務課としてそれを前向きに検討して、組合にも提案していくのか、それはどちらなんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

50代が14名いらっしゃる、その中で救急救命士8名ということですが、もう役場もそうなんです、定年延長というのが来年度、5年度から入ってきます。最終的には令和13年度に全て65歳になる。これは、分遣所も同様であります。

ただ、分遣所の体制として、高齢者、60代が多いというふうな状態がいかがなものかということは危惧されますので、そこら辺については、熊毛管内での人事異動も含めて、熊毛地区消防組合とは協議をしていきたいと思っております。

○12番（日高好作君）

救命士だけの活動であれば、私は延長しても体力的には大丈夫だと思うんですけど、普通の消防全体の業務、相当な体力が要るし、いざ一旦緩急の際は出動していかなくちゃいけない。そういう点では、あまりそのほうでの戦力は考えられないんじゃないかなというのは、私も消防にずっといて、体力的なものというのは非常に理解しておりますが、そういうことも含めて、救命士だけの延長ができるのか、そこらもぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

ですから、原点に戻って、北分遣所のことから始まって、統一したものを造るのか、そこら辺も、非常にもうこの一、二年で、私は、町長、回答を出さないといけないんじゃないかなと、ちょっとあまりにも時間をかけすぎじゃないかなというような気がしてなりませんので、早急な答えを出していただきたいというふうに思っております。

一つだけ、今の北分遣所の中で通信施設が、前も聞いたんですけど、1階にあるということで、西之表の消防署も同じくゼロメートル地帯にあって、どうなっているのかと

ということで職員に聞いたら、西之表は重要な通信施設は市役所に設置してあるということなんです。

ですから、高台への移転がまだ時間がかかるようでしたら、その通信施設だけでも何らか移転をして、緊急に備えるという、そのぐらいのやっぱり対応を私は早急にやるべきじゃないかなというふうに思いますけど、町長いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

分遣所現場を詳細に見ていませんので、見に行つて、そういうことが可能であれば、予算的なものもあるでしょうし、それはうち単独でやるのではなく、熊毛本部と協議をしながらやることになろうかと思しますので、それは進めたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

それでは、分かりました。ぜひ、お願いしたいと思います。

2番目のコロナ対応での職員の勤務体制は十分であったかを伺います。

○町長（荒木耕治君）

これまで、両分遣所において、救急搬送等による感染はなかったとの報告を受けておりますが、家庭内感染や濃厚接触者の指定により勤務できない職員が発生した際など、不足する職員への対応として、分遣所間で調整を行い対応してきたところです。

また、熊毛地区消防組合では万が一に備え、他地区からの職員派遣の体制は整えておりましたが、派遣の例はなかったようです。

新型コロナウイルス感染防止対策では、分遣所は事前に感染者の情報を把握しておりましたが、患者が搬送後に陽性が判明した場合など、救急車・隊員の消毒作業が必要となりますが、南分遣所からの搬送は時間を要することから、搬送後の消毒作業を北分遣所で行うなど、搬送業務だけではなく、あらゆる事態を想定して、分遣所間の協力体制を取りながら、臨機応変に対応していたようであります。

人員の不足に対する要望として、現在の1班5名体制の3班体制では対応しておりますが、特に南分遣所では、救急搬送の2次出動の場合に、人員が不足する可能性があることや、職員の長期研修等による不足があり、1班6人体制への増員の希望があるようですが、熊毛地区消防組合全体の職員定数や、他地域への影響もあることから、本町のみに判断することはできないと考えております。

熊毛地区消防組合では、地域内の体調不良による休職者などを本部付の職員とし、南分遣所で不足する職員1名を4月1日付で採用を予定しており、今後の業務に支障をないよう努めているところであります。

○12番（日高好作君）

私も職員の方に話を聞きまして、この3年間、非常にコロナ対応というのは御苦労があったというふうに思っておりますし、感謝をしたいというふうに思っています。コロ

ナ搬送、疑いのある人も含めて、搬送する場合は、休みの職員を救急待機ということで招集していたということです。

それで、疑いのある人を救急搬送した場合、今言ったように、受入れの病院で、まず、その方が陽性なのか陰性なのか、この確認が取れないと隊員は戻れないという、そういうようなことで、先程言った南の隊員が出動した場合、北の分遣所で車の消毒、隊員の消毒までやって、結果を待って南へ帰る、そのような状況で、普通の場合も、やはり搬送後は分遣所に戻ってから、車と隊員の感染予防というのを図りながらやっていたというように、件数が大体両分遣所で51人ぐらい、コロナ患者とか疑いのある人を搬送したみたいです。中にはヘリで運ばれた方もいるわけですけど、だから、その回数分だけそういう対応をしていたということです。非常に御苦労があったんじゃないかなというふうに思います。

今回非常に、初めてこういうウイルスに対応しなきゃいけなかったという状況が生まれたわけですけど、議員研修で、ある防災の専門家が言われたこと、今でも頭に残っているんですけど、温暖化によって今まで氷河に閉じ込められていたウイルスや細菌、こういったものが氷河が溶けることによって地上に出てくると。ですから、今後このようなことは感染する、世界的な感染、今は鳥インフルでタイかどこかで少女が亡くなったという、そういう鳥インフルも人間にうつるような変異をしていった場合、同じようなことが起こるのかなと。そういったときに、ある意味、今回のコロナの対応というのは非常に今後参考にもなり、対応の仕方というのは考えていけるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひそういったものも含めて、危機管理といいますか、十分執行部のほうでも検討して対応していただきたい。ぜひ、消防隊員の人員の増というものは、町長もぜひ強く申入れをしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言を求められていますので許可いたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

午前中の一般質問の中で、日高好作議員より救急救命士の資格取得に係る費用の御質問がございました。

確認をしたところ、受講に係る負担金が171万円程度、あと旅費が48万7,000円程度、その他テキストもろもろで21万円とありますので、約240万円程度の予算要求が出ております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまです。大角利成です。

なぜかしら、昨夜は布団に入ってから寝つきが悪くて、気づいたら朝の4時でございました。うつらうつらしながら6時のチャイムに起こされて少し眠いが、さっきまたおいしい昼食を食べて眠気がさしておりますが、できるだけ予定どおりに一般質問ができればと思っております。

許可を頂きましたので、一般質問を行います。

質問内容は、南部地域の活性化についてで、J Rホテル屋久島の閉業に関する件と、旧役場庁舎周辺跡地の利活用についての2件でございます。

さて、南部地域のシンボリック建物でありました旧屋久町役場庁舎の解体作業も終わり、現在、敷地の整理作業が行われていますが、同地区に居住する者として長年親しんできた思い出多い建物が姿を消し、日々寂しさも感じております。

幸いにして、庁舎跡地は尾之間診療所を運営する医療法人観音会が2022年から2032年までを期間とする屋久島南部医療圏構想長期計画を策定して、本年、令和5年から令和8年までの第1期事業として、健康拠点屋久島おじゃんせウエルネスセンター、内容としましては、通所リハビリセンターデイケア、歯科診療所、障害者就労レストラン、人材コーディネーションセンターを建設する準備を進めていると聞いており、安堵と期待感で一杯であります。

そのような中であって、一方でJ Rホテル屋久島の閉業に関する話に接しました。

昨日、町当局から報告がありましたが、確認の意味も兼ねて通告どおり質問をさせていただきます。

御承知のとおり、J Rホテル屋久島は、平成16年に旧屋久町と九州旅客鉄道株式会社、以後、発言の中でJ R九州と呼ばせていただきたいと思います。ホテル立地に伴う基本協定書に基づき、旧国民宿舎跡地に建設をされたものであります。

今日まで南部地域のリゾートホテルとして本町の観光振興、就労の場の提供そして交流施設としての多方面から大きく寄与し、多くの方々に親しまれてまいりました。

残念ですが、J Rホテル屋久島側から本年5月をもって閉業すると私も聞かされた一人であります。

さて質問ですが、町は、いつ頃、どのような方法でその情報を得たのか。そして今日まで双方でどのような協議がなされてきたのか。昨日、話をいただいたところですが、再度改めてお尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えをします。

J Rホテル屋久島の閉業について情報を得たのはいつ頃かという御質問につきまして、昨年、9月16日にホテル開発部部長、副課長が来庁され、ホテルの経営状況、役員会での事業改善の検討について報告を受けております。

この時点での決定事項ではなく、今後、検討に入る旨の報告でありました。

町としては尾之間集落に用地の提供をいただいた経緯があり、集落への説明あるいは議会への説明が必要であることをお伝えし、今後の情報の提供をお願いをしたところがあります。

○15番（大角利成君）

今、これまでの経緯を少しお聞きしました。

今のお話ですと、尾之間区のほうにもお話をするようにということを伝えたということですが、私のお聞きするところでは、今年の2月に入ってからだというふうに聞いておりますが、それまでJ Rさんと町のほうと接する機会があったかと思うんですが、そこら辺の確認作業は行ったんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

議員、おっしゃるとおり、尾之間集落への報告というのは先月、2月に入ってからでございます。

当初9月16日にお見えになったときも、この情報についてはまだ決定事項ではないということと、あと従業員等に不安を与えることから、なるべく内密にお願いしたいという申出がありました。

その後、また決定事項が決定をしてJ R自体が従業員に説明ができるようになったら、議会、集落への説明をしたいということで確認をしておりました。

○15番（大角利成君）

ということは、書面ではなくて口頭でそういう報告を受けたということによろしいですね。

それでは、今後のことについてお尋ねをいたしますが、先に申し上げましたとおり、ホテルの立地につきましてはホテル立地に関する基本協定書に基づいて平成16年12月1日から平成46年までの30年間で貸付期間とする土地の使用貸借契約がなされて1万

7,000余りの平方メートルの土地を無償で貸付けを行っております。

このホテルの閉業に際し、土地の使用貸借契約に関する町の考え方、町長の見解をお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

これまでJ R九州とは、平成16年11月に提携をした基本協定に基づき、本町が所有するホテル事業用地を無償貸付けとしておりましたが、J Rホテル屋久島の閉業に伴い、この基本協定は解除されることから、今後は有償による30年間の賃貸契約とすることで、新たな事業予定者と協議を進めております。

温泉の権利につきましては、平成17年9月に締結した温泉に関する協定に基づき、温泉掘削費用の負担割合によって、J R九州が100分の55、本町が100分の45の持ち分を有しております。

このJ R九州の持ち分がホテル事業を継承する新事業者を引き継がれるものとして、現在、協議を進めており、2月21日にJ R九州からこれまで交わされた基本協定及び土地使用貸借契約について、本年5月末をもって解約したい旨の申出があったことから、公有財産取得処分等審査委員会を2月の27日に開催し、事業継承者への土地貸付面積と賃貸料等を審議したところであります。

また、J Rホテルが行ってきた日帰り温泉における屋久島町民への優待制度は、これまでの経緯を踏まえ、新事業者にも引き継いでもらうことで協議がなされています。

いずれにしても、本ホテル事業は、スムーズに継承される環境を整えることで、町内の関連企業や従業員の雇用継続を図ることが重要であると考えており、協議が整った段階で、本町、J R九州及び新事業者による三者協定を締結する予定としております。

○15番（大角利成君）

土地の契約については、第三者に譲渡または転貸してはならないという条項が入っていますから、当然、解約ということになると思うんですね。

ただ、私が思うには、このJ Rホテルを立地する際に、旧屋久町時代ですが、町そして国民宿舎建設委員、尾之間の区有地あるいは民有地を旧屋久町に譲渡した経緯等もあって、尾之間区を含めたところで議会も一緒になって協議をしてきた経緯があります。まあ、時代の流れで同僚議員には、1名ぐらいしかそのときの方はいらっしゃらないし、副町長は当時、議員として関わっており、当時の活性化に関する委員長もされており、本件についてはよく御存じかと思えます。

新しくJ Rさんが閉業した後にやっていただく業者がいるということで、私自身非常に安心をしているんですが、そこに至るまでの取組が果たしてよかったのかなというように私自身は思うんであります。やはり過去の経緯がありますから、J R九州からそういうお話があった時点で、行政側からも議会ないし尾之間区のほうにも情報を流し、意

見を聞く必要があったのかなというふうに思うんですが、その件について町長は、どんなお考えでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

昨日、多分説明の中で私が11月にJ Rさんに出向いたことの報告があったかと思うんですが、その時点でも結局、J Rさんが屋久島にホテルを進出するときにおいて、地域としてJ Rさんに対して求めていたこと等についてお話をさせていただきました。

先ほど議員、おっしゃられるように、当時、私も議員としていろいろな場面にタッチをしたこともありましたので、J Rさんに対しては、当時、町が期待していたことが本当にJ Rさんとして果たせたというふうにお思いですかということも率直に言わせていただきました。

実際に関わる中では、もっとJ Rさんが積極的に地域のためにホテルの在り様等を、特に国民宿舎の跡ということで、当時、屋久島温泉においては結婚披露宴等もやっておりました。当時の町民の中ではそういうものができるような施設をつくってもらいたいということもありました。

しかしながら、残念ながら、あのホテルでそういうことが地元の人も含めてあったように記憶をしておりません。そういった意味では、本当にJ Rさんが責務というか、立地をするに当たってどこまで考えておられたんでしょうかという話もさせていただいたところです。

あと、事業者が決定する、実際に申入れがありました2月の21日までの間は、その新たな事業者についても一応、優先的な交渉相手ということで、そこで話が詰まらなければJ Rさんは自ら継続してやりますということでしたので、そういった意味では、そのJ Rさんのほうから実際に申出があった21日以降、そしてまた先程、総務課長からありましたように、雇用されている方々等のいろいろな心配とかあるいは地域に対してあらぬ、何て言うんですかね、こう心配をかけることに対してJ Rさんとしてはよしとしないところがあるので、正式に決まり、譲渡の相手も決まった後において公表をしていただきたいということがありましたので、そういう対応が実際のところできなかったのは事実でございます。

ですので、今後、新たに事業継承する事業者については、またそういったところも、議会のほうもぜひ新しい事業者が公表され、事業継承の運びのときにはぜひ、意見交換などしていただいて地域の、ある意味、町がある程度、関りを持つような施設でございますので、また御意見をさせていただければというふうに思いますし、町長、私も含めて執行部のほうもそこら辺は、新しい事業者と意見交換はさせていただきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

もう過去のことを言っても仕方ありませんから、ただ私、冒頭に申し上げましたが、夕べ寝れなかったっていうのは、たまたまホテル誘致のときの担当課長でありましたし、いろいろと関わってきました。果たして、あれでよかったのかなあ、あの対応でよかったのかなあということの反省の面が非常に多くて、実は夕べ寝れませんでした。

先程、申し上げましたが、幸いにしてやってもいいよというところが出てきた。これは大変ありがたいことだなというふう私は思っております。

先程申し上げましたように、設定時、ホテルの規模の問題、旧屋久町は使えなくなった国民宿舎の解体をする財源の確保ができないために、外部資本に公募して数社手を挙げてきました。ホテルも数社ありました。全てが規模が非常に大きいホテルでありましたが、地元の旅館組合の意向も聞こうということでお聞きしましたところ、組合としてはそれはノーだと、キャパとしては、規模としては、国民宿舎と同じ程度で、料金についても自分たちの営業を圧迫しないように、旅館・民宿の金額より少し高くしていただいて、そしてすでに進出をしておりました岩崎産業いわさきホテルとの調整も兼ねて今のようなスタイルでスタートした経緯もございます。

今回、そういうやってもいいよという業者がいるということですが、それであればなおさらのこと、これまでの経緯も踏まえて町のほうでしっかりとこれまでの、当初のことを整理し、そして以後、いろいろな問題を醸しださないように、しっかりと協議、調整をしていただいて、そして協議する最中でも結構でしょう、私は、議会並びに尾之間の区のほうにも情報を流し、意見を聞いていただきたい。このことをお願いをしたくて、今回の質問をしたところであります。

次に先程、温泉のことが少し出ました。

J R九州とのこの温泉に関する協定で、その前には、基本協定書の中で、町は温泉権の一部を取得するために温泉掘削等に要する費用の2分の1を支出すると。ただし、3,000万円を上限とするということが記載をされておまして、17年の9月に温泉に関する協定書を締結してございます。私の記憶では747mだったと思うんですが、総事業費6,640万円うち、屋久町は限度額の3,000万円を負担し、100分の45、先程、町長申し上げられました100分の45の持ち分の割合で権利を有しております。

協定書の中で、J R九州及び旧屋久町は、温泉利用に関する権利を第三者に譲渡してはならない。このように明記をされてはいますが、今回のJ Rホテル屋久島の閉業に際し、この温泉の権利に関する町長の考えをお聞かせください。

○政策推進課長（三角謙二君）

温泉に関する協定書につきましては、平成17年9月26日に協定を結んでおります。その中の第5条で、譲渡の制限ということころがありまして、甲及び乙は、本温泉の利用に関する権利を第三者に譲渡してはならないと明言されておりました。

このことから、現在、協議を進めていく中で、この部分についてやはりそういう条項がありましたので、J R九州さんとの今、2月21日付の解約申出の中では、具体的に解約を申出する協定書、契約書については、基本協定書、土地使用の貸借契約書が2回契約されていまして、この3つにつきましては、明確に表記されておりまして、温泉については双方で協議を進めていこうということで、第三者の事業継承も含めて今後、またさらに協議を深めようということでありまして、その他の事項の中で、温泉に関する協定書、2005年9月26日締結については、弊社の地位を新しいところに譲渡する予定ですので、そのことについてもさらに議論を深めていきたいというかたちで今、申出が来ているところであります。ですので、会社側としては、第三者のほうに事業継承と同時に温泉権も譲渡したいという旨を受けているところです。

○15番（大角利成君）

いつもなんですが、町長、すいません、私のしゃべり方が堅いもんだから、堅い話になってしまっていますけども、私はいいようにしたいがために提案をしているつもりです。誤解のないように。

この温泉については、掘削するときに自噴を、自分で湧くことに期待をして旧屋久町、J Rホテル、特にJ Rホテル、国民宿舎時代に尾之間区の泉源から温泉を引いていましたから、湯量も少ないし、それではいけないということで、J R九州のほうから掘削をしたいという申出があって、町も温泉を掘削することでホテルの誘致にという思いから一緒に協議をし、先程申し上げた協定を結ぶ。ところが、残念ながら自噴しません。747掘って、ある程度まで押してくるんですが、表面まで押し切らない。

鹿児島県の温泉に関する規程で、ポンプアップは、当時、毎分200ℓ以内ということでしたから、今、確か140、150ℓ程度のポンプアップで済んでいると思うんですね。その上のことから、当時、屋久町としても自噴をすれば福祉センターそれから保健センターで活用するつもりでしたけど、もうホテルで使うのも精一杯ということで、町は、J Rホテル屋久島のほうで100%温泉を使っていたとということで、町が使用するのはいくら経緯があって、これまで100% J Rさんは、温泉を使ってきました。経営がうまくいかずにJ Rさんが閉業するという事なんですけど、第三者に権利を譲渡してはいけないという前提がございます。町としてJ Rさんをお願いをして協議をして、この温泉の権利については100%町が取得することでの話をする考えはございませんか。

○町長（荒木耕治君）

それはJ Rも金銭的な負担をしているわけですけど、なかなか簡単にはいかないかと思えますけれども、今、議員がおっしゃるとおり、今後、将来的なことも考えれば、土地は町のものでありますから、その泉源についても今、言われるように、今度できる観音会の施設とか、そういうものが少しでも使えるようなことがあれば、そういうことが自由に

使えるようになればいいなというふうに思いますんで、またそういう話は、できるかできないかは別としてやってみたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

毎分140何ℓでしたかね、それぐらいの量では、今の温泉で、ホテルの温泉で2つの特別室の温泉で精一杯なんですね。ですからほかに使うというのは私は厳しいと。ただ、これまで20年近くJRさん100%使っていましたが、JR九州がホテルを開業するに当たって、これまで100%使わせていただいたので、屋久島町権限になりますよと、その話がうまくいかなければ町で最悪の場合は、この100分の55、彼らが3,640万円負担をしているわけですが、割合でいくと55%、このことについては、ぜひ1回協議をしてもらいたいと。そして町で、町で新しく泉源を確保して、そして次、引き継いでくださるところに、また町のほうからちゃんと協定を結んで、その権利は、使用の権利は与えていくということもぜひ相手方に相談をしてもらいたいなあと、こういうふうに私は思います。再度どうですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることもよく分かりますが、ただ、新しく引き継ぐ業者もこの55%、泉源温泉の権利を持っているという、要するにホテルがそれで使いたいという、それがあって、それがなくなったら、じゃあ、それをやるかっていうのも、まあ、ちょっとそこら辺の問題いろいろあると思いますんで、いずれにしましても、そういう話合いの場でまたそういう話はしていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

先程来、申し上げましたように、そういうこともやっぱり早め早めに情報を町のほうに流していただいて、相手があることですから、それは公表できない部分もありますけれども、そういうこともぜひ検討していただいて、私は、町が泉源100%、権利を取得して相手に使わせないということではないわけ、今のところ土地も町の財産であるし、温泉権も45持っているわけですから、そういうところもぜひ検討していただいて新しく継続していただく企業とよく協議をしていただきたいと思います。その前にJRさんとの協議もしていただきたいと思いますということのお願いをしておきたいと思います。

次に、関連することで、2、3お尋ねを申し上げたいと思います。

これまでJRさんとそれから本町とホテルの立地協定に基づいて事が進んで、残念ながら、営業がうまくいかずに今回の閉業ということになったわけですが、最初の立地協定の中で、今後、双方、いわゆる助け合いながらこのホテル業務をやっていくという文言が明記されております。私がいるときには、ちょこちょこ足を運んだり、旧屋久町のときには、企業誘致ということもあってやりましたんで、足を運んでおりましたし、おかげさまでと申し上げますか、会社のホテル関係の社長さん、交替されたり、あるいは

は総支配人さん交替されたりするときに交流、意見交換をこれまで色々させていただきました。その中で、私自身、この運営状況についても、縷縷質問し、あるいはまた総支配人さん代わる度に立地したときの当初の経緯をお話し、ホテル側としての責任もしっかり果たしていただきたいという願いをしてきたところですが、どうも私がこう感ずるところでは、最近あんまりそんなのは、町との関わりっていうのはなかったんじゃないかなあというようなことも私自身も反省をしております。ぜひ町長、特に町が関わった立地企業も数社、我が町にはございます。旧屋久町時代に企業懇話会なるものを開催をして、年に1、2度、業者各企業の運営状況なり、あるいは町に対する要望なり、あるいは町から企業へ対する要望なり、私の記憶では2時間程度の時間だったと思うんですが、旧屋久町時代に十数社の企業との企業懇話会なるものを開催をしております。

今回、急にこのような町が誘致したホテルの閉業ということに接したわけですが、ぜひ、私は当時のことを振り返ってみますと、非常に企業懇話会なるものは意味があったかなと、よかったかなあというふうに思っておりますので、ぜひそのようなこともこれから頭の中に町長、少し入れていただいて検討、そしてできることであれば実施をしていただきたいなあとそのように思うところですが、そのことに対する町長の所見をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

J Rホテルはできたのは合併前で、私は上屋久町の人間でしたから、なかなかJ Rホテルの企業誘致っていうのは、うちの国民宿舎、民間に売買をして、今もホテルとしてやっております。

その当時、私が個人的に感じたことは、小さいんじゃないのかなっていう思いはありましたが、ホテル経営として、あのキャパで経営がやっていけるのかなと、それは私、素人ですけどもそういうものが、今聞くと、要するに旅館組合だとか、色んなことがあってあんだけの建物しかできななかったと。当然、それはもう黒字にはならなかったんだろうなと、これ素人考えですけども、そんなふうに思って、今、ホテル、J R九州っていうのは17か18かホテル持っているみたいです。この3年間のコロナの中で、ほとんどがもう赤字で駅周辺の何か所かだけがよくて、だからそういうことでまず屋久島がいの1番にそういうことになったんじゃないのかなという思いがあります。ですが私もJ Rの支配人と代わったときに、挨拶に来られたときに会うことぐらいしかございません。ですから、以前そういうのがあったように今、議員からお聞きをしますんで、また機会があればそういう話もしてみたいというふうに思っています。

○15番（大角利成君）

分かりました。あとさっき、副町長のほうから宿泊者以外の温泉入浴のことがありました。このことも当初、立地をするときに私たちは当時の屋久町議会と何回も意見を交

換をしました。お叱りも受けました。そしてJ R九州側にも無理なこともお願いし、そして島外者のいわゆる宿泊者以外の入浴もさせていただくようになりました。当時、J R九州側は、尾之間温泉と同程度の金額でいいですよ、そのような格好で島の人たちにも温泉を提供しますという非常に好意的な意見であったんですが、そうすると尾之間区が運営する温泉のほうに入浴者がいなくなって、区のほうが困るということもあって、そこら辺の調整をしながら少し高めで、当然、ホテルの温泉ですから一般の公衆浴場じゃなくて特殊浴場で金額的にも鹿児島県の場合は、特殊浴場の場合高うございます。それで、今の金額をこれまで改正をしながらきて、そして改正する場合には、町との協議をするという、文書には残してはいませんが、そういう協議事項があつてこれまで来ております。ですからぜひ、新しく経営を引き継いでいただくところともそこら辺は、私はやはり、過去の私の経験からやはり行政がする仕事は文字、書類で残していないと後で色々起こります。私は、町有地の貸借の関係で苦い経験をしています。いざ事が起こったら、言った、言わんのことで裁判になります。ですから、ぜひ文書にそこら辺ははっきりと今度は残していただくようお願いをしたいと思っております。また、何遍も申し上げますが、当時の経緯がありますので、当初の屋久島の旅館組合あるいは尾之間区とも十分調整をしていただいて新しく引き継いでいただく方が気持ちよく、そして長くあの地で町の活性化のために寄与していただくように調整をしていただきたいと思います。このことをお願いをしたいところでございます。

これは通告しておりませんが、政策推進課長にお尋ねします。

昨日の報告会で、課長からこのような発言がございました。

今、J R九州にお貸ししている土地については、アバウト的になって言いますか、そのような考えで土地をお貸ししている。今回は実情に沿ったような契約にするというような発言がありましたが、そのことについてもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思えます。どのような意図でそのような発言をされたのかってことをお聞きしたいと思えます。

○政策推進課長（三角謙二君）

これまで平成16年11月27日に、最初の契約が1万7,337m²でありました。その後、ちょっと理由が私のほうではつかめなかったのですが、平成18年の7月17日に1万7,584m²とちょっと面積が膨らんでおります。

そこを今回、協議する中で、実際に図面と航空写真等で見ると利用不可能な傾斜地等も結構含まれておりました。

実際に今回は、有償でお貸しするというものでありましたので、事業継承者とも協議をしながら、実際に使っている部分を実測していただいて、その部分で面積を確定して金額を確定したいということもありましたので、今回、現地の測量等と実際に現地の調

査をしまして、その面積の確定をしまして財産取得委員会のほうに諮ったところであり
ます。

以上です。

○15番（大角利成君）

私は、昨日の報告の中であれって思ったのは、言葉悪く言うと、適当に、いい加減な
考え方でJR側と契約書結んでいるというふうに私はとったんです。私、先程も申し上
げましたように当時の課長ですから。土地をお貸しする段階で再三にわたってホテル側
の要望も聞き、実はあの場所は谷崎という岬なんです。灯台に行くところの東っかわ
から遊歩道があって、そして西っかわのほうの遊歩道で上のほうに帰ってくる遊歩道が
あります。途中2か所、海岸側に降りるところのコンクリートの階段が2か所できてい
る。当時、ホテルをつくるときに集落との意見交換をする中で、集落民が魚釣りに行っ
たり、貝採りに行ったり、あるいはたまには灯台のところに行ったりというところで、
遊歩道の部分は確保してほしいという集落民の要請もあって共有してきました。ただ、
西っかわの遊歩道については、当時の国民宿舎の温泉の渡り廊下の下を通っていて、一
時期、言葉は悪いですが、温泉の覗きとかがあるという噂もあって、ホテル側としては
その部分の遊歩道はシャットアウトしてほしいという要請もあって、町としては集落
と協議をしながら遊歩道の、西っかわの遊歩道はシャットアウトすることとして、東っ
かわは遊歩道の内側を敷地の用地としてお貸しするというので協議をしました。当時
は、今、結果的に経営がうまくいかなかったわけですが、その当時はその部分はホテル
の、いわゆる庭的存在として活用するということがあり、またホテルの西っかわについ
ては、駐車場並びに将来に向けて附帯施設をつくるということも出てくるだろうとい
うことで、双方で協議をして測量し、分筆をして契約をした経緯がございます。ですから、
当然、私たちはJR九州側と十分な協議をし、尾之間区の意見も聞きながら、そして議
会の皆さんの意見も聞きながらやってきたつもりでありましたので、少し、昨日の課長
の報告の中で疑問視を思ったところでもございました。そういうふうにして私としては当
時の課長としては、十分な協議をしながらやってきたつもりでありますので、そこら辺
は御理解を頂きたいというふうに思っております。

なお、その後に泉源から温泉を引く、いわゆるグラウンドの西っかわのほうもやはり
借地をするべき、させるべきということで、あとで温泉の管が通っているところは、追
加で別途土地の契約書はなされているというふうに私も理解をしているところですので、
そのようなことでお願いを申し上げたいと思います。

あまり堅い話はしたくないので、これぐらいにしますが、あと2点目の時間も迫って
きましたので、役場支所周辺の利活用についてお尋ねを申し上げたいと思います。

旧庁舎の跡地につきましては、冒頭で申し上げたところでもございますけれども、先の

議会で町長は、旧支所の跡地利活用協議会を設置し、こちらで協議をし、令和5年、本年の3月をめどに報告書をまとめて公表したいと発言をしております。

現在、2回の協議会がなされているようですが、ワークショップ等の提言等を受けながら協議がなされていると思いますけれども、この報告書をまとめ、公表する時期はいつ頃なのかをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

旧役場支所周辺の利活用については、昨年7月に各種団体長17名で構成する旧支所庁舎跡地利活用協議会を設置するとともに、5月からは公募等で募った町民の方々21名による屋久島町公共施設再配置ワークショップを計4回開催し、地域住民の主体的な参画の下、公共施設個別計画をたたき台として持続可能な公共施設の在り方について議論を賜り、先月7日、ワークショップで取りまとめられた提言書を代表の方から頂いたところです。

旧支所庁舎跡地利活用協議会では、先月14日、第2回の会合を開催し、この提言書の内容を踏まえながら、旧庁舎周辺施設の更新や複合化の方針を議論し、今月22日開催予定の第3回協議会で、計画書を取りまとめる予定としており、パブリックコメントを実施した上で公表したいと考えております。

なお、旧尾之間支所跡地の利活用については、公募型プロポーザルによって、優先交渉事業者に決定をした医療法人観音会による屋久島おじゃんせウエルネスセンター建設に向けて具体的協議を進めており、議会開会中に議員の皆様への報告も考えているところであります。また、旧宮之浦支所跡地については、老朽化が著しく、未耐震である離島開発総合センターの移転、建て替えを前提に、引きつづき地域の意見や要望等を集約し、具体的利用方針を取りまとめることといたしております。

○15番（大角利成君）

ほぼ当初の予定どおり進んでいるというふうに理解をいたしました。

なぜ私がこのことを確認したかと言うと、先程来ありますように、支所跡地、観音会が今、色々と計画をしておると、正式には14日ですか、3月の発表、15日だったですか、発表だと聞いておりますが、冒頭に申し上げましたように、1期計画、2期計画、3期計画まで今、考えているようであります。ぜひ、そのようなことがありますから、周辺の土地についても、また観音会のほうともいろいろと意見交換をしていただいて、相手方の観音会の今後の予定等も考え方も聞いていただいて、ぜひ検討していただきたいと、こう思っているんですが、思っているんですが、そこでですけども、もし観音会があそこ周辺を活用させていただくということになると中央公民館が現在、立地をしております。多分、多分ですよ、多分今の町長のお話ですと結論はまだ出ていないのかなあと思っているんですが、一応、教育長に通告しておりましたが、考え方が何かあればお聞かせ願

いたいし、まだまだそのまとめがあって公表した段階から検討するのかなというふうに私は受け取ったんですが、どんな状況でしょうか、教育長。

○教育長（塩川文博君）

先程、町長がお答えしましたとおり、22日に出される報告書を基にパブリックコメントですかね、それらを実施しながら結論を出していただくと。それを基に関係各課と何をどのようなかたちで公民館の中に入れていくか、そういったところも具体的な協議を進めていくことになろうかと思っております。

○15番（大角利成君）

分かりました。まだ方向性が定まっていないということでございます。

私もそのように予測はしておりました。であればなおさらのこと町長、観音会は今期、第一期計画を今出して財団のほうに支援を求めています。第2期では8年から11年にかけて、いわゆる今の尾之間診療所の拡充、入院施設を考えての規模拡大もあるようになります。定かではありません。

そして、第3次で、第3期の計画で令和11年から14年にかけて、いわゆる高齢者、サービス付きの高齢者住宅等、このような計画もあるかに私は伺っております。確定ではございません。そのような計画もありますから、ぜひ尾之間中央公民館のことも含めて、今回埋め立てた駐車スペースも兼ねて観音会のほうとも意見交換をしながら、観音会の長期計画が実現できるように検討していただける。このように思っております。

時間が来ましたが、冒頭のJRホテルについてもJR屋久島が閉業することで寂しさありますけれども、引き続きやってくれそうなどころがあるということで、大変安堵、期待をしておりますので、後々、問題を醸しださないように、限られた時間で大変かと思うんですが、ぜひしっかりと協議をし、そして議会並びに尾之間区町民の声も聞き入れていただいていい方向で事業展開ができるように調整をしていただきたいと思います。このことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。

複数の同僚議員が触れていますけれども、令和5年度から給食費の一部段階的な見直し2子目からの無償化ということで、私もその案を見てすごく喜んだ1人であります。もう私も子育てが終わりなんですけれど、自分も2人だけですけれど、子供を屋久島町の小中学校でお世話になっていて、やっぱり1人目の3,300円とかそのぐらいの金額のときはまだよかったですけれど、第2子が入学してその後ずっと2人分給食費を払い続けると。町の負担もたくさんしていただいたので、それでも負担は軽かったのかなと思いますけれども、実際に、2人、3人分って支払うの、毎月集金の時期がすごく早くて、結構大変だったんですね。なんで自分はもう卒業してしまいましたけれども、今後支払う保護者の方はどれだけ助かるかなあとって、本当、段階的な見直しでありますけれども、今後、全額無償化になればいいなあという思いを込めながら一般質問に移らせていただきます。

通告に従いまして、今回は、口永良部簡易水道工事についての1点だけです。

項目に分けておりますけれども、住民訴訟が提起されて係争中であったために、その間、質問は控えておりましたが、今年2月8日に結審したのとのことで質問させていただきたいと思います。

1番目に、住民訴訟裁判において、屋久島町の答弁書には職員が独断で公印を使用し、報告書を作成したと記載されているが、この事実は国に報告したのか。または今後、報告する必要はあるのか。当該職員らへの聞き取りはしているのかという質問にお答えください。

お断りしておりますが、今回、質問が結構職員についての聞き取りをしたのか、調査をしたのかということに集中しておりますが、悪気があったとか、故意に不正をしていたから追及するというものでは決してなくて、その起こってしまった事実に関してまだ不透明なところがたくさんありますので、今回、お聞きするということですので、そこだけは御承知おきください。よろしく申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

当時の担当職員が実績報告書を本町事務決裁規程に基づく手続を経ずに実績報告書に押印し書類を提出した事実については、これまで国からどのような事務手続により実績報告書に押印したか明らかにする報告を求められていないため、改めて国に報告する必要があるとは考えておりません。

なお、令和元年度分の本事業の実績報告に関わる決裁文書は存在していますが、令和2年度分の決裁文書は存在しなかったこと。代わりに公印に使用した手続として、公印

使用簿による承認を受けていたことの背景は、住民訴訟が提起され、時系列の事実関係を確認する際に判明したものであり、当然に関係職員に確認し、事実に基づいてその事実を裁判所に主張をしたものであります。

○5番（真邊真紀君）

町が令和4年10月21日に裁判所に提出した答弁書には、同年度内に全ての工事が終わったとする報告書を作成したのは、生活環境課上下水道担当参事であるが、同人が担当課長に工事未完成の事実を伝えた事実はない。

生活環境課上下水道担当参事は、提出起案の伺いをする事なく、3月19日の県との打合せに先立って、部下の生活環境課上下水道主査及び生活環境課上下水道主査に命じて公印使用申請書伺いという本来、簡易な文書に用いられる簡略な手続で公印を押さえておいた提出用のかがみに本件実績報告書を添付して独断で提出したものである。こう記載されています。

上司の決裁を省略して実績報告書を提出するなどということは、本来、手続上、普通の会社でもあってはならないことだと思います。

実際に起こってしまったら、その事実確認をして、その上で再発防止策を講じるという対処が必要だと思うんですけども、国から特に求められなかったからと言って、それをしなくていいわけではないと思うんですが、その点いかがですかね。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい。当時の担当職員の安易な事務処理といったところが引き起こしたことになりますが、これにつきましては、職務上の義務違反というようなものです。

先程、町長からありましたように、本町の事務決裁規程を違反するもの、言えば内規違反というものですので、国の一部取消しの決定に影響を与えるようなものではないとの考えから報告する必要がないものと捉えております。

以上です。

○5番（真邊真紀君）

国への報告についての考え方とちょっと切り分けて、先にこの手続について、その職員の手続上の義務違反があったということで、詳細を当然、聞取りはしたとおっしゃってはいるんですけども、その再発防止策というのは、それを調査に基づいて実際にこう文書でと言うか、かたちとして残されるかたちで再発防止策をたてられているのかどうかお伺いします。でないと、今後もまた同じようなことって起きてしまうような可能性があると思うんですね。その点ですいません、お聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい。決算の不認定における措置を講じておりますが、その中では、その防止策等々っていうのが特に明記はしてございません。

ただ、1番目の職員全員がやはりそういった意識を持ってする。私どもとしては、実績報告で本当に上司の、上役の決裁なしに出すっていうのはほぼ考えられないと思ってございます。したがって、明記はしてございませんが、措置の中の全職員が今回あったこの事案を振り返って、肝に銘じて今後、事務を遂行するといったところに集約されているものというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

その全職員がということを周知するために、この事実、答弁書を読まないとなかなかそういうことが起きたっていう詳細が分からないと思うんですね。この事実について全職員とどういうふうに共有をされているのか、現時点でされていないとしたら今後どういうふうにされるのかお聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

申し訳ないです。ちょっと日付、定かではございませんが、この措置を講じて議会に報告して講じた翌日に全職員宛通達をしてございます。もちろん、我々、生活環境課とここにいる町の執行部だけでなく、全職員宛のパソコンにこの起こったできごととその措置といったものを送って読んでいただいておりますので、通達のほうはできているものと考えております。

○5番（眞邊真紀君）

そして国への報告は、国から求められていないため、していないということですが、答弁書の中に4月14日に開かれた会議について、令和3年の4月14日ですよね。令和3年の4月14日に開かれた会議について、会議の目的はもっぱら虚偽公文書を作成し、行使した生活環境課上下水道参事の処分問題であり、既に同人が退職しているため懲戒処分はできないことから、差し迫った退職金の支給を提出するかどうか为中心課題であったということが記載されています。

報告書自体が虚偽文書であるということを町が認めています。

虚偽公文書作成について刑事告発を視野に入れた議論はなかったのか、そこをお伺いします。

○総務課統括係長（木原幸治君）

告発等のことについては協議はいたしませんでした。

○5番（眞邊真紀君）

告発等のことについて4月14日に開かれた会議についてはということに言及したからかもしれませんが、4月12日に役場本庁応接室で13時30分から1時間程度、会が法律問題等についての指導、助言依頼をされて、法務事務専門員も参加された会があったと思うんですけれども、その際の相談の具体的内容の中に、本件は刑事罰に該当しますか、

禁固刑に該当しますか、または懲戒免職に相当する事案でしょうかということが相談内容の筆頭に、1番目に上がっているんですけども、これについての答えがないもんですから、どういうふうな話になったのか、結論だったのかっていうのが分からずにいるんですけども、その刑事罰について協議したことはないというのは、それは違いますよね。

○総務課統括係長（木原幸治君）

告発をするかしないかっていうことの協議は行いませんでした。

相談の内容については、虚偽の公文書だったりとかっていうことに該当するのか、しないのかということが分からなかったために相談をいたしました。

12日の段階では、実際、職員がどのような背景でこういう経過に至ったのかということを確認する必要があるので、本人を呼んで聞き取りをしましょうということで、日を改めて実際の状況を確認をしたというのが経過でございます。

○5番（真邊真紀君）

ごめんなさい、刑事告発を視野に入れた議論はなかったのかということで、刑事告発を入れた、視野に入れた議論はなかった。この刑事罰に該当しますかという答えに関しては、該当しないという答えだったという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課統括係長（木原幸治君）

冒頭、答弁書のほうに退職金の支給について該当するかしないかということの話のこと、御指導いただいておりますけれども、いわゆる禁固刑にまでには当たらないじゃないかということで、退職金の差止めについても行わないという決定をいたしました。なので、刑罰の該当はしないんじゃないかという判断をいたしました。

○5番（真邊真紀君）

補助金を不正な手段や虚偽の申請により受給した場合は、補助金適正化法第29条に該当する可能性があるということです。

該当するか否かは、それは一旦置いておいて、まあ、そういう可能性があるということで、虚偽公文書を用いて申請した旨は、厚労省に報告していないので、報告する必要があると私は思っておるんですが、その点についてはいかがですか。

国は報告する必要がないと言っているから報告をしなくていいのか。ただし事実としては、虚偽公文書を用いて申請をしてしまったということは、裁判の答弁書でも町は取って主張されていますよね。その点について一体どうなんですかね。

○生活環境課長（計屋正人君）

先程から虚偽報告というのが答弁書に載ってあるといったところは、その段階では虚偽に当たるのか否かといったところが分からないといったところもあったので、そういう書き方をしているということです。

現在、私どもの町の主張は、虚偽報告によってというわけではなく、あくまで今回の事件は債務不履行といったところがメインだということを主張しておりますので、決して答弁書に虚偽報告が書いているから虚偽報告だっというような認識ではございません。以上です。

○5番（眞邊真紀君）

答弁書にはしっかりと虚偽報告というふうに記載がされているので、裁判所でもそのように取り扱っているかと思うんですね。

実際に、終わってもいない工事を、完成検査をしたというふうに3月26日に提出されているのは、明らかに虚偽だと思うんですよ。

厚労省への報告の中で、そのことが盛り込まれていませんでしたから、補助金適正化法の11条第1項と14条に該当するということで返還が命じられたと思うんですね。その補助金適正化法の第29条に該当する可能性があるということについては、恐らく町は触れていないから、そのことが判断がなされる前提にも立っていないというふうに解釈しているんですけれども、そこは間違えていますかね。

○総務課統括係長（木原幸治君）

まず、一部取消しの通知の中では、この文面を見る限り、生活環境課長が言っているとおりに、議会のほうでも報告しているとおりに。いわゆる年度内に完成をしなかったことが原因で、年度内に終わらせることが条件で補助金の交付決定をしているので終わっていない部分は一部取消しをしますというふうに判断をしております。なので、我々としては、虚偽の申請書、報告書があったから補助金の取消しになったというふうな判断はしておりません。

その29条の規定に該当するか否かについては、いわゆる補助をする実施団体、いわゆる厚労省が判断するものでありまして、屋久島町が適正化法違反になるんじゃないかということ判断するものではないというふうに考えております。

また、実績報告書の修正につきましては、工事が終わっていないということが判明した後に鹿児島県と厚生労働省が一緒になって、その状況を把握をしながら、その上で一部取消しの決定通知書を、いわゆる工事遅延という文面で決定通知を頂いているわけなので、虚偽報告が原因だということを現わしているものではないというふうに私どもは判断をしております。

○5番（眞邊真紀君）

町の見解はよく分かりました。ちょっと厚労省にも質問してみたいなと思いますので、この点は以上です。

2番目に、工事が未完成の段階で、工事請負業者に前払いした問題について、関係した職員らへの調査はしたのかという質問にお答えください。

○町長（荒木耕治君）

工事が完成していないにも関わらず、工事請負代金を支出したことについては、請負業者からの報告が少なく、連絡も取れず、また職員が年度当初の水道業務に追われスケジュールが取れず、現地確認ができない状況で請負業者の5月中に工事を完了させるという報告と検査調書があるという理由で支出を完了させたものです。

この支出に関わった支出命令書を起票した上下水道係職員、その支出伝票を確認した上、決裁した上下水道係職員と生活環境課長の聴き取りも済ませた上で、不適切な支出であったと認識をしております。

○5番（眞邊真紀君）

細かい調査はされたんでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい、聞き取りをいたしてございます。

○5番（眞邊真紀君）

その上で、工事等の事業が未完了の段階で完成払いが行われないような具体的な対策はとられているのかどうかをお聞かせください。

結局、工事が終わっていないにも関わらず、多額の金を支払いができてしまったわけですね。今後のそれを防止する対策として何か講じられているのかどうか、町としてお聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

はい。決算不認定になった対応の措置の②といったところに、請負業者に工事打合簿や月報の適切な提出を求め、工事進捗状況を把握し、絶えず工事の確認を行いますといったところですね。カバーができるものという、ごめんなさい、もう1つあります。

3つ目に、工事監督及び検査に関する規程を制定し、施工状況の監督検査体制を確立するというようなところでカバーをしているものでございます。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。そういう対策は恐らく元々とられていたにも関わらず、そこをかいくぐって起きたのが今回のことだと思うんですね。なんで、もう少し具体的に、特に口永良部島を有していますので、見えない点々であると思うんですよ、工事の確認のしにくさ、なんで今おっしゃっていただいたことを確実に職員が履行すれば、当然防げることだと思うんですけれども、そうでないところできっと起きてしまうかもしれないというのが予測されますから、今後の課題としてまた取り組んでいただけたらなと思います。

今、質問してきた1、2に関係した生活環境課の担当職員ですよね、上下水道係の。職員の懲罰についてどのようにお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

当時の担当者が実績報告書提出に係る決裁を経ずに公印使用簿によって公印を使用して実績報告書のかがみに押印したことに係る懲戒処分は、既に退職している職員で、地方公務員法第29条に該当しないため処分は考えていません。

工事金の支払いに係る事務については、そのことで今回の補助金交付決定の一部が取り消されていたわけではなく、取り消されたのは、あくまでも工事が未了だったため、当該部分の交付決定が取り消されたというのが町の認識、理解であること。また、それに関わった職員の各行為が法的にどのように評価され、どのように意味を持つのか、さらには町に対して損害賠償責任を負担すべき行為なのかどうか、責任を負担すべき行為だとしてその範囲はどこまでなのかといった問題は、5月17日の鹿児島地方裁判所による判決言い渡しによって明らかになることなどの事情から、この場で懲罰処分の方針を示すことは時期尚早かと考えている次第です。

もちろん、それら法的手続の中で、それら行為に関わった職員について何らかの責任があるというような裁判所の判断がなされた場合には、町としてはその判断に従って損害賠償請求あるいは懲戒処分といった、しかるべく対応をとることは当然と考えております。

○5番（真邊真紀君）

5月17日に判決の言い渡しがあるということで、それ以降、考慮されるということですが、実際に、今回の住民訴訟というのは、被告が町長、副町長、当時の担当課長で、そこに求償権があるのかないのかってということが軸になっている裁判なんですね。

今回のこの担当職員が法的にどういう責任があるのかどうかということ争っているわけでもなく、裁判所の判断ってというのは、ここは関係ないと私は解釈しているんです。

まあ、その5月17日以降にというのは構わないと思うんですけども、ちょっと法的な解釈というのは、この方、この職員たちに関しては関係ないのかなというふうに思っています。なんで、5月の17日をもって、それ以降に考慮されるということであれば、もうそのとおりでいいかと思うんですが、次に質問に移りたいと思います。

工事が遅延した工区の請負業者に補助金返還の責任があるものとして、町は6事業者に対し請求を行ったが、業者への聞き取りなど、詳細な調査を行ったのか。またその結果はお知らせください。

○町長（荒木耕治君）

県生活衛生課との協議により、令和4年1月から2月にかけて受注した全9業者から令和3年3月末時点での工事進捗の確認調書を令和3年11月に工期を大幅に遅延した受注業者と担当職員から、さらに令和4年4月から5月にかけて全9業者と担当職員からそれぞれ聞き取り調査をいたしました。

これらは本事案が明らかになった後、国へ正確な修正事業実績報告書を提出するため

のものとして再発防止のために設けられた屋久島町水道工事管理検討委員会が実施したもので、それぞれ修正事業実績報告書令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置についてとして結果をまとめております。

○5番（眞邊真紀君）

その詳細な調査の結果を議会に示していただく機会というのは設けていただけませんか。

○生活環境課長（計屋正人君）

内容について議会等で報告する考えは持ち合わせてございません。

当該調査と言いますか、すいません、令和4年4月から5月にかけて行った業者への再発防止検討委員会が行った調査の内容については、調査結果を公表することを想定してございません。相手方にもそういうようなお話の下、お話を聞かしていただいております。ですので、それが議会への報告等であったとしても、その内容を公表することは考えてはおりません。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

それはどの業者がどのような発言をしたかというところまで聞かせてくださいというのではなくて、実際に業者の方たちがどのような言い分を持っていたのかというの、やっぱり議会としても聞いてみたいところです。だから業者が特定できないようなかたちで報告していただくというのは無理でしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

再度申し上げますが、考えてございません。

○5番（眞邊真紀君）

まあ、必要に応じて議会から求めることがあるかもしれませんが、町の今の考え方は分かりました。

最後に、5番目、今後1業者に対し、損害賠償請求訴訟を提起するというふうにお伺いしておりますけれども、費用や代理人についてどのような検討がなされているのかお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

国による補助金の一部取消しは、工事が未了だったため、当該部分の交付決定が取り消されたというのが町の認識、理解であることから、議会にも報告しているとお伺い、関係する業者にはそれぞれの工区における損害額の補填を求め、6業者中5業者が自主的な返納に応じているところです。

応じていない1業者の対応については、法解釈に基づいた手続が必要なため、これまで鹿児島県町村会に紹介された弁護士事務所に相談をしているところです。

現在、町の考えとは異なる住民訴訟が提起されたことで、その作業は中断しておりますが、5月17日の鹿児島地方裁判所により判決言い渡しの結果を待ってどのように対処するか、引き続き弁護士事務所に相談し、判断したいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

じゃあ、まあこの件について5月17日までは一旦、据置きで、それ以降、判決言渡し以降に、またその民間の法律事務所に相談をするという運びになるということですが、今、町には法務事務専門員がいらっしゃいますよね。法務事務専門員への相談では駄目なんでしょうか。

○総務課統括係長（木原幸治君）

相談員につきましては、現在、被告代理人も務めていらっしゃいますし、経過が十分お分かりなので相談はしておりますが、地元の個人、会社を損害賠償を求めるということについては、やはり大きな判断を要するものであります。お1人の判断ではなくて大きな弁護士事務所の法曹事務を持っていらっしゃる方に十分な御意見を伺いしながら決定をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

そもそもなんですが、その6業者に返還金の全額を請求するということがどうなんだろうというのはいまだに思っているところです。

裁判のその答弁書の中でも、荒木町長らに対する求償権は原告にはないというふうな主張をされていて、それは書いてあることかなと思うこと書いてあるんで、求償権はないだろうと。私もそこは納得するところなんですけれども、なんですけれども、その答弁書の中に求償権はないんですけど、しかしその明許繰越手続を取らなかったことの是非、瑕疵の問題は別にあるとしてもというふうなことが書かれていて、その求償権がないから町長らが町にお金を返すとか、返さないとかっていうのはちょっと切り分けて明許繰越手続を取らなかったことの是非、瑕疵の問題は別にあるとしてもというところを考えると民事訴訟も臨まないといけないのかなあというふうに思っています。

この住民訴訟が提起される前に民間の法律事務所にこのこと、この損害賠償請求、民事での損害賠償請求について相談をした際、やはり業者に全額請求するべきだろうというふうな見解があったんでしょうか。どういう意見だったのかをお聞かせください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

この住民訴訟の被告代理人は、私と法務事務専門員のほうで、答弁書作成のほうも2人で相談しながら上司、生活環境課の経過を確認しながら作成をしております。

それと、業者への請求については、以前から町の考えが正しかどうかということについても町村会の弁護士事務所のほうがおおむねそうではないかということで、それで業者に

対しても7月にこういう考えになりましたので、返還に応じてほしいと説明もしましたので、相談の上での決定になっております。

○5番（眞邊真紀君）

町には一定の過失は、手続上の過失は当然ながらあると思いますけど、まあ法的にどういうふうに判断されるのかっていうのは別のことになるんでしょうけど、その民間の法律事務所をお願いする場合に、大体その裁判の費用、相談も含めて費用自体、幾らぐらいかかるのか、大体今、分かっているらっしゃいますか。

○総務課統括係長（木原幸治君）

今現在の相談費用はかからないというふうにはお伺いしております。

実際に訴訟をお願いする段階でのことになるんですけども、具体的に幾らになりますということはお教えしていただいております。

○5番（眞邊真紀君）

それでは5月17日の判決言い渡し以降に色々民事的な動きが出てくるかと思えます。

ただし、何て言うんですか、議会に細かい報告がしにくい内容で、何て言うんですか、業者の聞き取りとかは今後も議会に報告をいただくっていうような姿勢ではないということでは分かりましたが、裁判が一通り終わって全貌が明らかになったらやっぱりもう一度、議会に話せるところだけでも全体的な報告を頂けたらと思えます。

正直、裁判が始まってしまうと、その係争中だから話ができないとあって、質問もしなければ答えられないということが起きてしまいます。

ただ、裁判で全てが明らかになるんじゃないかと、裁判が始まってしまうとやりとりがしにくくなるどころかその明らかにならないまま司法の判断が出たというような位置づけで、その後、尻切れトンボのように何が起きたか分からないということがお互いにおきてくると思うんですね。そうすると、やっぱり同じようなことが起きて、調査で十分な再発防止策が講じられないまま、次のことがまた起きてというような繰り返しになってしまいそうな気がして。なんで議会側でもできることは、私たちが予算を承認する非常に責任を持っていますから、一緒にその調査とか再発防止策、どういうふうに立てたのかというのを知らせていただけて考えさせていただけたらなと思えます。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月9日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時18分

令和5年第1回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和5年3月9日

令和5年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

| 質問者 | 質問事項及び要旨 | 質問の相手 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 9番 榎 光徳 | <p>1. 楠川城跡地の整備について</p> <p>(1) 崖地崩落の修復として、現在、県が施工中である治山事業の進捗状況は把握しているか。又、完成時期はいつごろか。</p> <p>(2) 町指定文化財としての位置付けをどのように考えているか。</p> <p>(3) 遊歩道や案内板設置、防護柵設置等、町として整備していく責務があると思うが、県工事と並行して計画的に整備をしていく考えはないか。</p> <p>2. 町道等のインフラ整備について</p> <p>(1) 町内各集落の道路維持管理について、これまで幾度となく質問してきたが、現在の充足度を何%くらいと捉えているか。</p> <p>(2) 楠川中央通線の水道工事跡の路面のへこみや、白線（中央線・外側線・一旦停止線）の消失等を改善する考えはないか。</p> | <p>町 長 教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> |

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 岩川卓誉君 | 2番 | 内田正喜君 |
| 3番 | 小脇淳智郎君 | 4番 | 中馬慎一郎君 |
| 5番 | 眞邊真紀君 | 6番 | 相良健一郎君 |
| 7番 | 岩山鶴美君 | 8番 | 渡邊千護君 |
| 9番 | 榎光徳君 | 10番 | 緒方健太君 |
| 11番 | 高橋義友君 | 12番 | 日高好作君 |
| 13番 | 岩川俊広君 | 14番 | 渡邊博之君 |
| 15番 | 大角利成君 | 16番 | 石田尾茂樹君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 岩川さほり君 |
| 議事調査係 | 小池祐士君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 岩川茂隆君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 泊光秀君 | 町民課長兼地域住民課長 | 中村一久君 |
| 福祉支援課長兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 計屋正人君 | 産業振興課参事 | 川東眞稔君 |
| 建設課長 | 日高望君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 教育総務課長 | 長美佐子君 | 社会教育課長 | 泊竜二君 |
| 産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当） | 日高望君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

9番、榎光徳君に発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。弥生3月、春は、別れと出会いの季節でもあります。去る3月1日、我が母校、屋久島高等学校の81名の後輩たちが、希望に胸膨らませ、3か年過ごした学び舎を後に、大きく羽ばたいていきました。

私は、前日の同窓会入会式で、生徒の皆さんに、「若者の特権は失敗を恐れることなく夢と希望を持ち、目標に向かって何事にも果敢に挑戦して行ってほしい。たとえ失敗したとしても、時として、それは若者の失敗として許されるであろう」と、エールを送りました。

このことを我が身に置き換えたとき、自分は果たして、どれほどの目標を持ち合わせているのか自問自答をすることでしたが、70歳の古希を過ぎた頃の、これまでの目標を思い返し、まずは2つに絞りました。

1つ目には、私は山が大好きであります。屋久島に生まれ育ち、そこに山があるから登るというわけではありませんが、地元、屋久島はもとより九州の山々、四国の霊峰・石槌山、そして北アルプス、槍ヶ岳、穂高連峰と登ってまいりましたが、いまだ日本最高峰の富士山には登ったことがなく、いつかは登ることを目標にしてきました。

そして、もう一つは、フルマラソン20回出場を果たすことでありました。いつになることやらと思っていましたが、昨年7月、高山病に悩まされはしたものの、念願の富士山登頂を果たすことができました。晴天にも恵まれ、3,776mの剣ヶ峰の山頂に立ったときは、格別のものがありました。

また、今年1月、19回目となるいぶすき菜の花マラソンに出場し、さらには、つい先日、3月5日には鹿児島マラソンへの出場が叶い、ついにフルマラソン出場20回の目標も果たすことができました。

皆さんもそうでありましょうが、自分の掲げた目標を達成できたときの喜びはひとしおで、私自身さらなる精進を重ね、これからの人生の大きな糧にしていきたいと思うこ

とでありました。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

まず1点目の、楠川城跡地の整備についてであります。現在、崖地崩落の修復を行うべく、県が治山事業として工事を行っています。町として、進捗状況をどの程度把握しているのかをお示してください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

榎光徳議員の御質問にお答えいたします。

当該事業は、令和元年5月18日の屋久島豪雨による、楠川城跡北側山腹崩壊の災害復旧を目的とする治山事業でございます。現在、鹿児島県において、林地荒廃防止事業として施工されております。

全体事業費が、7,903万6,000円が計画されております。進捗状況につきまして、県に確認いたしましたところ、3月1日現在の進捗率が、金額ベースで22.4%となっているということでございました。

なお、施工計画期間といたしましては、令和3年度から令和5年度の3年間となっておりますが、3年度分の事業が繰り越されておまして、4年度に事業を実施しておりますので、完成時期は令和6年度になるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

町長、教育長にもお尋ねしたいのですが。単刀直入に、今の現場の状況を見て、どう思われますか。町長、どう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

どう思われるって。あれ、今からきちんとして、やるということですから。

○教育長（塩川文博君）

今、町長がおっしゃられたように、先程お答えいたしましたように、金額ベースで22.4%ですので、まだ工事の4分の1程度しか進捗していない状況でないかと思っております。

ただ、むき出しの地肌は、ちょっと、やっぱりかわいそうかなという気がいたしますので、早めに工事のほうを進めていただければありがたいなと思っております。

○9番（榎 光徳君）

先程、進捗状況はお聞きしました。確かにですねあの場所、先程ありましたように、令和元年に、ちょうどこの庁舎の落成式のときの集中豪雨だったと思うんですが、そのときに崩壊をしたものです。

その後、しばらく置いていたのを、県が調査をして、そして治山でやるというようなことが決まりました。そのときに、たしか事前に、教育委員会が発掘調査にも入ったと思うんです。

すぐにできるのかなと思っていたんですが、当時の工事受注者が色々、皆さん御存じのように色々ありまして。工事入札やり替えというようなことで、さらに1年遅れたわけですけども。今現在、そういう状況です。

ただ、私が先程、町長にも教育長にもお尋ねしたのは、あの崩れの現場を見て、工事中だから、あるいは途中段階だからというのはもちろん分かるんですが。みんな、「あれ、どうなっているの」と、「大丈夫かよ」という声がしょっちゅう聞かれるんですよ。だから、そういうことで、率直にどう思っているかなというのをお聞きしたんですけども。

やはり、そこは上層部というか上のほうは楠川城跡の町指定文化財だよと、史跡だよというのがありますから、そこを踏まえて。もう知っている人はいいですよ。だけど、知らない人は、「あれは、わざわざそこまでやらないかんのかい」と言う人や、色々あるんですけども。

やっぱり、そういうことで楠川城跡としての、その史跡としての位置づけというか、そこを行政、町としてどういうふうに位置づけをしようとしているかをお尋ねしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

指定文化財としての位置づけということでございますが、楠川城跡の文化財的な価値というのが、大きく3つあると考えております。

まず1つ目が、歴史資料としての価値でございます。

楠川城は、文献資料にも記載された中世山城でありまして、資料には、構築年代、構築者等が記載されております。文献で裏づけが取れております屋久島町唯一の山城でございます。中世戦国期から残る貴重な資料であると言えます。

2つ目が、考古資料としての価値でございます。

今回の治山事業や、これまでの土砂崩れ等によって、消失してしまった部分はございますが、その他は良好な状態で残存しております。石積み、曲輪、空堀、土塁、虎口など、山城としての遺構も確認できておりまして、発掘調査により輸入陶器類や銅銭も出土しております。

3つ目は、地域振興資源としての価値もあると考えております。

楠川城跡は、楠川区の行事である楠川城祭りでも活用されておりまして、地域にとって大切にされている文化財であると考えております。このようなことから、平成7年11月21日に、屋久島町の史跡として指定文化財に指定いたしました。

なお、文化財としての位置づけはどう考えているかという御質問でございましたけれども、今申しあげました3つの価値を含めまして、大切な史跡であると認識はしております。

○9番（榎 光徳君）

まさに今、そういう位置づけをされているということで、私もありがたいなと思っているんですが。

この資料をお持ちですよ、町長も。これは、当時の旧上屋久町時代の指定文化財、先程、教育長からありましたように、平成7年に指定をしているんですが。

島内には、山城が幾つもあります。昔をひもとくと、約500年前に当時の藩制時代ですから、屋久島・種子島は島津に支配されていたわけですけども、その中で屋久島は、また種子島に支配されていたと。そのときに、その当時の種子島首領の12代の種子島忠時でしたか。それが、その人が楠川城を造ったと。そのときに、吉田・永田城も一緒に造ったということがあるんですが。

今、教育長からありましたように、色々な空堀、土塁遺構、原型が残っています。やっぱり、日本城郭史の中に、たった1つ、屋久島は記載されているんです。

当時、私も以前、行政にいたときに、鹿児島短期大学でしたか、三木靖先生、もう何回も屋久島を訪れて、発掘調査等にも協力いただいたこともあるんですが。やっぱり、楠川城の位置づけというのを非常に重要視していただいていたわけですよ。

ですから、そういうことで、やっぱり地元としては、今、先程ありましたけれども、例えば、楠川城祭り、毎年5月5日のこどもの日にやっておりました。今は、ちょっとコロナでできないと。そして、また今、ああいうことで工事が追い打ちをかけて、今年もどうなるか分からないんですが。

楠川城祭りは、とにかく5月5日に子供を中心に、子どもみこしから始まって、子ども盆踊り、子ども鉄砲隊、そして、子ども紙芝居とか盛りだくさんやるわけです。教育長も町長も、何回も出席されて、そういったことで、地域のよりどころというか、そういう場所にも一つはなっていると。

そして、今、これも先程ありましたように、地域振興として、最近、里めぐりの中で、私も語り部としてたまに行くんですが。そこも一つのパワースポットというか、一押し場所なんです。あそこも。

そして、上に上がって説明をしたいんだけど行けない。工事中でどうしようもできないということもあります。最近、私も裏から行って、行けるものですから。もう町長、行かれたかどうか分かりませんが、行って、危なくない程度のところまで行って見ると、すごいねと言うんですよ。眺望もきけます。

でも、確かに、さっき言ったように、空堀はある、土塁、石垣があって、そして、曲

輪が、一の曲輪、二の曲輪、三の曲輪、あるわけです。確かに、そこで戦いのときに生活をしていただなというのもうかがえるような、そういう要素を施しています。ですから、ここを何とか整備をして、一つのそういうスポットとして復元できないかなという思いがあるわけです。

楠川城祭り、ずっと参加をしていただいていると思うんですが、あの祭りを見て、町長どう思われますか、感想は。

○町長（荒木耕治君）

難しい質問です。やっぱり、子供たちがよく伝統を継承をして、楠川の集落が、ずっと大事にしてやってきている祭りだなというふうには思っています。

○9番（榎 光徳君）

それで、今、県がそういう工事をしているんですが、当然、町としての整備の方針、史跡としてのです。県は最終的には、今、治山工事をやっていますから、上層部とか、段切りに、2段か3段に段切りしていくように計画しているみたいなんです。途中で防護柵とか、一番上も防護柵ができると思うんです。

1つ残念なのは、先程から言っている、曲輪が3つあったんですが、第2の曲輪、真ん中の曲輪というのが、もうほとんど、がさっとなくなっているんです。これはもう、工事施工上、しょうがないことだと思うんですが、そのまま置いていても、将来的には崩れてしまうと。だから、むしろ、そういう施工をしてもらって、しっかり固めてもらったほうがいいということもあと思います。確かに。

ですから、それは仕方ないとして、今後の方策として、やっぱり、そういう上のほうをしっかりと防護柵をすとか。

そして、以前、発掘調査も何回もしております。私も関わりましたから、よく覚えているんですが。平成10年から13年あたり、相当金をかけて、1,000万円以上かかったと思うんですが、発掘調査もしております。

やっぱり、あそこで、禰寝氏と種子島氏の合戦のときに、日本で初めて鉄砲が使われたんじゃないかといういわれがありまして、鉄砲の弾でも出ないかなという思いもあったんですが、残念ながら出ませんでした。

ただ、その遺構は、そこに例えばかまどの跡とか、そういうのは出てきて、やっぱりそこで生活していたというのはあるわけですから。そういったのを、あそこに上がったときに、見学者が、ここがかまど跡かと、遺構かと。ここが空堀、ここが土塁、石垣なんだなという。普通、あちこち観光地に行きますと、順路とか色々ありますよ。そういった看板の設置をずっとしたりして、そういう整備ができないかなと思っているんです。

県も、聞くところによると、案内板はできるというようなことも、ちょっと聞いたよ

うな気がするんですが。建設課長、そこら辺は聞いていないですか、そこは。

○建設課長（日高 望君）

すみません、案内板の話は、ちょっと聞いていないです。

○9番（榎 光徳君）

ぜひ県の工事に併せて、町独自のそういう整備をしてほしいという思いがあるんですが、そこら辺いかがですか。

○教育長（塩川文博君）

今、議員おっしゃったように、県の現在、行っております工事に並行してという計画は、今のところ予定はございません。

しかし、先程おっしゃいました、まず転落防止のための柵でございますけれども、こちらは今、行われております県の工事の中に、二の曲輪、それから三の曲輪にかけて、擬木の柵、木に似せた柵で、高さが1.2m、長さが40m、この区間に柵を設置するという計画だと聞いております。

そして、案内板のこともございましたが、こちらは町の指定文化財の案内板を今、順次、古いものを更新しておりますので、それに併せまして、工事が完了した折に、案内板の設置を我々のほうで行いたいと考えております。

また、遊歩道の整備につきましても、大規模な改修をする計画というのはございませんが、山城に登ったその雰囲気っていいですか、それを損なわない、なるべくならあのまま残したいなという気持ちも私にはあるんですけれども。大規模な改修にはならないと思いますけれども、整備につきましては、整備と維持管理でございますね、これにつきましては、適正に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

ありがとうございます。擬木のことも分かりました。

案内板は、全体の案内板は今、下にもあるんです。案内板が。私がさっき言ったのは、それもそうなんですが、さっき言ったように城内の上のほうの色々、ここは本丸跡ですよとか、ここは空堀とか、そういうのをずっと整備できないかということなんです。

それは以前、旧町時代には、やっぱり見学に行くっちゅうことで、ずっと立てていたんです。今もちょっと何枚か残っていますけれども、それは木で簡単に作って、当時の課長が工夫をして作ったんですが。そういうのをしてほしいということなんです。ですから、それはそんなに金もかからないと思うんですよ。ですから、ぜひそこらへんも検討していただきたいなと思います。

それから、町長、千尋の滝ですか、あそこの入り口の右側に展望台がありますよね。あれ、県の工事なのか、町の工事だったら旧町時代だと思うんですが、立派な展望台が

あります。あんな展望台じゃなく、立派なやつじゃなくても、木質で何か。ここは、やっぱり見張り台があったんだよというような、そういうのを醸し出すような、何かそういうのは、できないもんかなと思うんですが。

これも、今、それこそ地杉を使った色んなあれが提案されていますから。地元材を使ったそういうのができれば、また雰囲気も全然違うのかなという思いがあるんですが。

町長、そこら辺は、何か考えがないですか。

○町長（荒木耕治君）

最近、あの上へ行ったことないですけど、旧町時代に、私も議員時代には、あそこへ上がったことがあります。ちょっと今の雰囲気とはまた大分違うんだらうなと思ってはいますけれども。

今、言われるように、あそこ、じゃあどんなふうにするかという、それは今、議員がおっしゃるように、確かに眺望はいいですよ。ですから、それをそんだけして、価値観が。その眺望のために上がるのか、やっぱり、楠川城としての価値観を高めるために作るんだったら、また別の方向もきちっとやらなきゃいけないのかなというのは。

今すぐ、ここでそれをどうするっていうことは、ちょっとあれなんで。しばらく考えて、また議員ともそういう話をしながらやっていきたいというふうに思います。

○9番（榎 光徳君）

先程の擬木のこともそうなんですけど、地元でもこれまでに、歴代区長の中でも色々やってきました。間伐材を利用してずっと防護柵を作ったり、そういうのも地元のボランティアでやってきたんですよ。ですから、今回そういう県工事あたりで擬木もできるといいますから、転落防止とかですね。

今の工事のところだけじゃなくて、今、教育長、見られていると思うんですが、三の曲輪の東側のほう、小瀬田・楯川が、ぱっと見えるんです。そのところとか、一番高いところ、一の曲輪のところも、確かに防護柵が必要です。

そういったところも併せて、やっぱり私はロマンだと思うんです。ロマンですよ。だから、ぜひ、そこを今後の整備計画の中に入れてもらって。やっぱり地元の人たちが、やっぱり整備されてきたなと思うようなことを、ぜひお願いをしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問は、これで終わります。

次に、町道等のインフラ整備についてですけれども。

この件についても、同僚議員も当然あちこちの町道のインフラ整備、私も何回か質問をしてきました。

ここに、建設課から以前もらった資料があるんですけども。今、町道と称する道路が、一級町道で17路線、1万6,725m、二級町道が14路線、2万6,914m、その他の町道

が282路線、多いんですが、20万6,059m。合計で24万9,698mあるようです。

ちなみに、県道は1周95kmですか、白谷線とランド線がありますから、これを合わせると12万1,000kmくらいあるようです。

やっぱり、町道全体は県道の約2倍あるんです。これから行くと。ですから、こちら辺の、こだけある路線の維持管理といっても、それは大変だと思うんです。それこそ、いつも言うような草払いから、側溝の溝上げ補修、そして路面修復とか、あるいは交通安全上の対策に係るような補修から、もうたくさんあると思うんです。こだけ多岐にわたれば、多額の費用もかかるということも、当然、それは理解できます。

ですが、そういった中で、各地域からの陳情・要望というのも、当然、これまでもいっぱいあったと思うんです。それと別に、当然、行政主導として、町で色々見てやらなければいけないというようなところも、ずっとやってきたと思うんですが。

おおむねそこら辺も含めて、全体的にそういうインフラ整備が、どれくらい整備されているのかというのは、ちょっと難しいかもしれませんが。そこら辺はどういう感じをお持ちですか。

○町長（荒木耕治君）

本町が管理する道路につきましては、令和4年4月1日時点で、町道が251.6km、農道が140.4km、林道が88.7kmで、総延長480.7kmであり、いずれの管理道路も建設時から20年以上が経過し、劣化が進んでいる状況であります。

道路維持管理については、各集落の区長さんや町民から寄せられた情報等の現地確認を行い、雇用している道路維持管理業務作業員で対応できるものは対応し、対応できないものについては、修繕費、集落内整備工事費、町内危険箇所整備工事費等を活用しながらしているのが、現在の道路維持管理の実情となっております。

議員が質問をされている充足度につきましては、なかなか数値で表すのは難しいところもございますが、事業導入をしなければならぬ事項もありますので、充足度を約8割程度と捉えているところです。

○9番（榎 光徳君）

私も、多分8割か9割という答えだろうなと思っていました。先程言ったみたいに、それはもう相当費用もかかりますので、なかなか要望どおりにもいかなかったりする場合もあります。

ただ、やっぱり、残された20%、90%とすれば10%です。私は、これがやっぱり問題というか、色々もし何かあったとき、事故があったとき、道路管理者としての責任を問われることが出てくるわけです。

ですから、いつも質問すれば、調査をして優先度をつけてというのは、必ず来ます。それは分かりますよ。優先度を、だから、そこをやっぱり、残りの20%なのか10%なの

か、しっかりとした優先度をつけて、いざというときに対応できるような、そういう対策をしっかりとしてほしいなという気がするんですが。

私は、この維持管理について以前も、例えば、各集落で草払いとかそういうのをしてもらって、そして、そこに原材料というか何か、油代とか、あるいは草刈り機の刃、チップソーですか、そういうのを配ったりして。今、水土里サークルでそういう手法でやっていると思います。ですから、そういった方向でできないのかなということやら提案したことがあったんですが。

それと、建設協会がボランティアでたまにやります。あれは協会の県工事のランクづけの評価点にもなるというようなこともあるようで、それをやっているようなんですが。

何かそういったようなことで、この道路の維持管理について妙案というか、何かいい方法はないもんか。建設課長、何かないもんですかね、これ。

○建設課長（日高 望君）

今、議員おっしゃるとおり、町道だけではなくて、今、町長のほうで話をされた町道、農道、林道全てを合わせますと480kmと、県道に比べましたら、5倍近い道路が町内にあります。

これの全ての維持管理っていうのは、かなり厳しいものがあって。実際は、先程、答弁にもありましたように、区長さん並びに町民の方たちの、そういう情報関係を確認をした上で、維持管理をしているっていうのが実情でございます。

妙案ということですので、実は、今ちょっと5年度で、少しそこら辺の維持管理の今後の在り方っていうのを含めて、令和6年度ぐらいに、そこら辺の部分の見直しができたらなということで、今、建設課のほうでも少し考えているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

5年度で、何か妙案らしきものを提案できるんじゃないかということで受け取っていいんですか。

○建設課長（日高 望君）

はい。まだはっきりした部分ではないんですけど、行政事務連絡会の後に、そこら辺の区長さんのほうに確認をして、うちのほうで提案をしている部分については、いいですよということで返事を頂いております。

計画的には今、480kmというかなりの距離になりますので、各集落のほうで集落に点在する町道、農道、林道含めて、集落のほうで、ある程度の草払いとかできる範囲、さつき議員、おっしゃった水土里サークルも含めてなんですけど。水土里サークルにつきましては、農道だけが対象なので、町道・林道関係については、なかなかできないという部分もございます。

全ての集落が水土里サークルを利用していただければ、その分でもかなり、町として

の維持管理の部分が減ってはくるんですけど。

そこら辺も含めまして、各集落で自分たちの集落の生活道を含めて、農道も維持管理をしていただけないかという部分の提案もしてございます。それについて、5年度で少し精査をしまして、6年度の部分で実施ができる形を持っていきたいなということで今、考えております。

○9番（榎 光徳君）

ぜひ、そこら辺、いい形でできるように、ひとつよろしく進めていただきたいと思います。

そこで、最後の質問に入らせていただきますけれども。さっき町道の話をしました。楠川地区なんですけれども、楠川地区は集落内を県道が走っておりますけれども、今はバイパスが通っております。それで、農道・林道ありますが、町道は今のところ3本あると思います。その中で一番大きいのが、楠川中央通り線、中通り、県道跡なんですけれども。

この通りが、昔の県道ですから広いんです。広くて、今はスクールバスも朝晩通ります。大型車も通るんですが。残念ながら、白線が全然ないんです。外側線もないし、中央線もありません。

そして、地元の人たちも、ちょっとたまに飛ばして行ったりする車がおったりして、危ないよなというようなこともあったりして。何とか白線は引けないのかというようなことが、以前からあったもんですから。今回、提案してみたんですが。外側線なのか中央線なのか。

それと、一旦停止線も恵命堂寄りのほうはあると思うんですが、入り口のこっちの東側のほうは全くありません。止まれの看板はあるんですが、停止線はありません。ですから、そういったのも含めて、何とかその対策はできないものか。

それと、これも前から。これ、楠川だけじゃなくて、どこもそうなんですが、水道工事跡のへこみ、大きな陥没というのはないんですが、わだちのところはずっとへこんでいます。これも非常に、特にお年寄りが、そこを通ったりすると、引っかかりして、そうすると気になるわけです。

ですから、そこら辺の修復も含めて、ひとつ、ぜひ何か対策を講じてほしいんですが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃったことは、令和5年度にやります。

○9番（榎 光徳君）

いや本当、5年度にできれば、ありがたいんですが。私の今日の質問の一番の。分かりました。（笑声）

それで、私は今回、ちょっと先程の楠川城にしても、この楠川町道にしても、何か楠川に特化したような質問になりましたけれども、決してそれは楠川だけの問題じゃなくて。

例えば、文化財にしても町内あちこちあります。例えば、安房城跡も非常に、あそこは生活の跡の色々な遺物がいっぱい出てきたりして。それと、三角山遺跡、松山遺跡ですか。ああいったのも地元の人たちが、町歩きの場所にして、ずっと案内して、地元で一生懸命やっている、そういったようなことをしています。

ですから、町長、道路にしても。例えば、小瀬田中央通り線もそうなんです。見てみますと、ずっとバスも通っているんですが、一部ずっと線があったり中央線も残っていますけれども。ここも線がもう大分消えてきています。安房にしても、尾之間にしてもバスが通るわけですから、そういった公共交通が通る場所とかそういったところは、町全体を見渡しながら、金のかかることでもあるんでしょうが、そういった対策を、引き続き、ぜひ講じていただきたいと思います。

最後、何かありましたら。

○町長（荒木耕治君）

やりますけれども、中央線と停止線につきましては、路線状況や道路の幅員などの調査をやって、引けるものなら中央線も引きますけれども。そういうものは詳細については、ちょっと内部でやりますけど。やることには、やります。

ただ、この間、知事と会うことがあって、知事に、「シロノセンダングサを、屋久島は多いんで。今、2回しか刈らないんで、あれ4回ぐらい刈ってもらえませんか」っていう話を色々したら、すぐ知事が、「いや屋久島だけじゃないですよ。全県下そう言うんですよ」って。だから、「じゃあ、予算を増やせばいいじゃないですか」って言ったら、「いや、この間増やしました」と。だけど、それでも足りない。それで、「その次に何が多いですか」って言ったら、今、議員が言われる白線とか県道のラインが消えている。それを引いてくれという、これが2番目に多いというような話だったんで。

町道にしても、屋久島なんかそうですけれども、県道を見てもそうです。ですから、町道もやっぱり安心、安全のために、そういう白線というのは、きちっとやりたいというふうに思います。

楠川をスタートに小瀬田、ずっとそういうことを、予算もありますけどやっていきたいと思います。

○9番（榎 光徳君）

そのラインは、今、町長がおっしゃるように、確かに。さっきの話に戻りますが、楠川の人たちも「県道は、すごくよくなってきている」と。「白線があちこちできて」という声が非常にあったんですよ。ですから、今おっしゃったように、確かに国体に向け

て色々やっているみたいですが。

そういったようなことで、先程、大変期待の持てる御回答を頂きましたので、今後とも、ひとつ、ぜひよろしくお願いをしたいということをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月24日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前10時43分

令和5年第1回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和5年3月24日

令和5年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月24日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第9号 屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第10号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第3 議案第11号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第12号 屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第18号 屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第19号 屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第23号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第25号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第26号 令和5年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第19 議案第27号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第30号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第31号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第32号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第33号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

て

- 日程第26 議案第34号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第35号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第28 令和5年陳情第3号 屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備について
- 日程第29 議案第38号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結について
- 日程第30 議案第39号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第31 発委第1号 屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第32 発委第2号 専決事項の指定について
- 日程第33 議員派遣について
- 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 岩川卓誉君 | 2番 | 内田正喜君 |
| 3番 | 小脇淳智郎君 | 4番 | 中馬慎一郎君 |
| 5番 | 眞邊真紀君 | 6番 | 相良健一郎君 |
| 7番 | 岩山鶴美君 | 8番 | 渡邊千護君 |
| 9番 | 榎光徳君 | 10番 | 緒方健太君 |
| 11番 | 高橋義友君 | 12番 | 日高好作君 |
| 13番 | 岩川俊広君 | 14番 | 渡邊博之君 |
| 15番 | 大角利成君 | 16番 | 石田尾茂樹君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 岩川さほり君 |
| 議事調査係 | 小池祐士君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 岩川茂隆君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 泊光秀君 | 町民課長兼地域住民課長 | 中村一久君 |
| 福祉支援課長兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 計屋正人君 | 産業振興課長 | 鶴田洋治君 |
| 建設課長 | 日高望君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 教育総務課長 | 長美佐子君 | 社会教育課長 | 泊竜二君 |
| 産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当） | 日高望君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第9号 屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定について
- △ 日程第2 議案第10号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更について
- △ 日程第3 議案第11号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第4 議案第12号 屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定について
- △ 日程第5 議案第13号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第14号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第15号 屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第16号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第17号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第18号 屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第19号 屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第20号 屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定に

ついて

- △ 日程第13 議案第21号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第14 議案第22号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第15 議案第23号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- △ 日程第16 議案第24号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第25号 屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第26号 令和5年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第19 議案第27号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第20 議案第28号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第21 議案第29号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第22 議案第30号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第23 議案第31号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第24 議案第32号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第25 議案第33号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第26 議案第34号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第27 議案第35号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定についてから、日程第27、議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算についてま

での27件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。令和5年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案10号、11号、12号、13号、14号、22号、25号、26号、34号、条例案5件、予算案2件、その他の案件2件の計9件でした。

委員会審査は、3月9日13時より、第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、議案第10号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

委員より、令和5年から8年という区切りに理由はあるかとの質疑に対し、過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度まで5年間の期間で計画書が作りられており、令和7年度が終わると、令和7年度末には新たな5年計画を令和8年度から作り、法律がある以上は継続的に更新をかけていくとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてであります。

委員より、電気通信に関する施設の事業費がゼロだが、どのような場合の考えなのかとの質疑に対し、過疎債を使い、光ファイバーの施設などについては、この電気通信事業の中の項目に入っているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定についてであります。

委員より、屋久島町離島振興対策実施地域産業開発促進条例のほうでも、固定資産税の免除を定めている業種がある。どちらに利便性があるのかななどの情報はあのかとの質疑に対し、国土交通省の離島振興課から、令和5年度以降の離島税制については、産業振興促進事項を過疎持続計画の中に盛り込み、こちらのほうを優先的に使うという通達に来ており、今回、条例の制定をするものである。今後は、新しい条例を使ってほしいという旨の附則になっているので、今後、屋久島町離島振興対策実施地域産業開発促進条例は、時期を見定めて廃止になる可能性もあるのではないかとの回答がありました。

また、委員より、情報の整理と広く広報してほしいとの要望がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、議案第13号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、この条例が改正されることで具体的な運用は想定されているかとの質疑に対し、具体的な想定はないが、勤務の状況により、現場作業などで12時から1時を超えて勤務することが該当すると思うとの回答がありました。

また、委員より、庁舎の中に休める場所を確保することも必要だと思うので、検討してほしいと要望がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、午前5時から勤務開始時間が可能になることになり、具体的な運用の話はあるかとの質疑に対し、子育てをする中で、自分が働ける時間というのを自由に選択できるということなので、制度を周知しながら、今後、育児休業、短時間勤務をする職員が出てきたら対応したいと思う。窓口業務などは、今後、担当課と協議していきたいとの回答がありました。

また、委員より、会計年度任用職員にも適用されるかとの質疑に対し、フルタイム会計年度任用職員は該当するとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

委員より、今回、これに該当する町民はどれぐらいいるかとの質疑に対し、本町で6名いるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正についてであります。

委員より、北部教育支援センターとして利用するに当たり、トイレや設備に不具合はないか。また、周辺住民への説明などの対応はしているかとの質疑に対し、トイレや設備の使用に支障はない。また、通学路が一部かぶるところは、通学時間をずらすとか、保護者の送迎で対応しており、特に周辺住民からの苦情は届いていないとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

次に、議案第26号、令和5年度屋久島町一般会計予算（分割）についてであります。
多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、総務課所管では、委員より、宿直守衛業務の個人委託が会計年度任用職員や民間会社への委託にしたほうが働く本人にとってはよいと思うが、検討されたことはいかとの質疑に対し、前回は指摘を受け、内部で協議をしているが、まず、会計年度任用職員にするに当たっては、時間帯によっては時給が変わる。月給とし、会計年度は難しいかと考える。民間の警備会社に委託については、役場の場合は、庁舎の管理だけではなく、電話対応や停電や断水など災害時は職員が対応しており、そういうところを考慮すると、なかなか一般の方が入るのは難しい。あと、電話を留守番電話などにして鍵を警備会社に委託するという方法もあるが、戸籍の届出であるとか、電気・水道の問合せもあるので、関係課と検討していきたいとの回答がありました。

また、委員より、町長交際費についての予算計上はどのような検討がされたのかとの質疑に対し、令和5年度は世界自然遺産登録30周年や国体もあるので、例年並みの予算要求をしているとの回答がありました。

また、委員より、公民館のブロードバンド導入事業補助金の説明を求める質疑に対し、公民館などに無料Wi-Fiを整備する際に、集落の規模にもよるが、大体12万円ほどの補助というような制度で始まっている。令和4年度現在で9地区が未導入ということで、駐在員会で検討し、この9地区については小さい集落が多いということなので、導入には補助が出るが、毎月の通信費、プロバイダー料とネットの加入料・使用料を補助してほしいという要望があった。月額上限を5,000円とし、世帯数200以下の集落及び世帯数400以下で高齢化率が40%を超えている集落については月額5,000円の補助で要綱を改正している。ほかの集落からも、一律であるとか、幾ら補助をしてほしいという要望もあるので、予算の範囲内で補助していきたいとの回答がありました。

地域住民課所管では、委員より、総合センターのピアノ調律業務委託に合わせ、町内学校の調律も同時期に行えば効率がよいと思うが、検討はされたかとの質疑に対し、以前は学校に合わせ一緒をお願いをしていたが、修繕が必要などきに対応できないということもあるので、今年からは別途予算計上して管理をしていくことにしたとの回答がありました。

教育総務課所管では、委員より、これまで負担金補助交付金に山尾三省記念館への補助金の予算計上があったが、今回記載がない理由は何かとの質疑に対し、教育委員会の中で議論した結果、今までその事業に対して後援という形で関わってきたが、子供たちに作品を公募し、応募したものが文集になるということは、後援ではおかしいのではないかという意見が出たことから、教育委員会の中では、後援ではなく共催という形で関

わっていくことになった。この負担金補助金を廃止し、令和5年度は印刷製本費で予算計上したとの回答がありました。

社会教育課所管では、委員より、国体に向けた工事費で、一湊浜の臨時駐車場予定地はどこまでの施工をしていくかとの質疑に対し、3年前も一部やったが、十分な水はけができていない箇所があり、建設課とも相談しながら協議をしており、今回は排水工事を主に考えているとの回答がありました。

政策推進課所管では、委員より、民間資金等活用事業調査業務委託に関して、宮之浦の総合体育館のところに多目的アリーナの話もあったが、町としての考えを問うとの質疑に対し、アリーナの設置場所の検討については、第1案、第2案、第3案という候補地があり、今の陸上競技場、野球場に小中学校を移転することも議論してきた中で、今の体育館の場所は比較的影響がないだろうということで、3案の中からそこに決まったとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてであります。

委員より、運航雑収益の内容説明と建造費の年賦支払いの見通しについての質疑に対し、航路附属施設使用料収益として、昨年度のドック時において自動販売機を設置したので、今年度、新規で2万4,000円を計上した。雑収益は、島民割引の部分が雑収益という形の中で、割引いた額分を請求して、県から271万5,000円入ることになっている。船舶建造年賦支払金は、令和14年2月に終了する形で今契約を結び直して支払いをしているところであるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、3月13日、現地調査において、楠川城跡、一湊中学校体育館解体现場、一湊海水浴場国体臨時駐車場候補地を巡回しました。年度末のお忙しい中、丁寧な対応をいただきました政策推進課長、担当職員には、大変お世話になり、誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和5年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第9号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、

21号、23号、24号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、33号、35号の条例案9件、予算案9件、その他の案件1件の19件でありました。

委員会審査は、3月10日10時より、役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号から19号は、関連する法令の改正に伴うものであることから、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員より、法律の改正に伴う条例の改正だが、保育事業、特に自動車の運行に関しては、全国的に事件・事故等が起こっている。条例改正後は、制度や対応など十分指導し、チェック体制などを検討していただきたいなどの意見がありました。

議案第15号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正については、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号、屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号、屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正については、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定については、委員より、貸付金300万円の根拠はどの質疑に対し、平均的な1か月分の経費、また、返済可能な額として設定したとの回答がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正については、委員より、現状の町営牧場の運営に関しては、会計任用職員と産業振興課との連携もうまくいっていると聞いている。今後も連携を取りながら運営していただきたいとの要望がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正については、城ヶ平住宅は民間からの借り上げだが、残り8戸の借りている期間はどの質疑に対し、期間については1年契約である。退去した時点で民間会社に返還している。その後は民間会社が社宅として利用しているとの回答がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号、令和5年度屋久島町一般会計予算（分割）については、多岐にわたりますので、主なものを報告します。

福祉支援課所管では、障害者等相談支援事業業務委託の内容はどの質疑に対し、相談支援事業所に対する業務委託となっている。様々なサービスを利用する際、計画作成やその他の相談を受けているとの回答がありました。

また、放課後児童健全育成事業の新規事業の委託先はどの質疑に対し、小瀬田診療所内の「てとて」、ゆかり幼稚園「クローバー」、神山校区「山ん子」が新たに事業を始めるとの回答がありました。

健康長寿課所管では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の内容は。また、副反応や後遺症の相談はあるかとの質疑に対し、オミクロン株対応のワクチンとなっている。後遺症に関しては、役場のほうにも電話連絡や本人が直接窓口に来られることもある。後遺症外来は、屋久島町では尾之間診療所となっているので、お知らせし、進めているところであるとの回答がありました。

観光まちづくり課所管では、結婚新生活支援事業の内容はどの質疑に対し、29歳以下で世帯60万、39歳以下であれば30万と、年齢に応じて区分を制定している。住居費、引越費用、リフォーム費用、住宅購入費ということで、来年度4月1日以降に婚姻をした世帯に計画しているとの説明がありました。

委員より、制度的な制定であることは分かるが、年齢区分、初婚等、課内で再度検討し、町民に理解していただけるよう見直していただきたいとの要望がありました。

また、山岳し尿処理の状況はどの質疑に対し、トロッコの故障もあり、約10か月搬出できていない状況であった。業者に対し、再三にわたり注意しているが、動きがない。3月までに完了できるよう指導していく。万が一、契約不履行になった場合は、契約に基づいて対応していくとの回答がありました。

産業振興課所管では、焼酎用原料サツマイモ生産支援補助金の内容はどの質疑に対し、屋久島でもサツマイモ基腐病が発生した。それに対し、国から直接の事業で薬剤の補助事業もあったが、町としては、今後もサツマイモの栽培を続けていただきたいということで、10a当たり1万円の補助を令和5年度から3年間の予定で考えているとの回答がありました。

建設課所管では、安房中通線の完了の見通しはどの質疑に対し、事業的には5か年計

画だが、今の予算配分では厳しいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。

討論では、ごみ処理施設整備事業費が計上されているが、入札で予定価格を大きく上回る金額が提示された。町民から疑念を持たれている。町として入札した業者に説明を求め、最終本会議までに提示していただきたい。この理由から本議案に対する反対であるとの反対討論がありました。

起立採決の結果、起立多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算については、管路台帳整備業務委託の内容はとの質疑に対し、管路台帳システムの更新に係る経費、令和5年度からは南部地区で5年から7年の3か年で実施、令和8年から原と西部地区と計画、令和12年度までかけて各地域の更新となっている。また、一般会計からの補助金について繰入れ基準額の不足額も年々増えてきているが、事業計画の中で経営健全化を目指し、使用料の値上げや事業効率化を図るようという指摘もあるがとの質疑に対し、指摘のとおりである。避けて通れない問題である。令和5年度中に検討を開始したいとの回答がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算については、委員より、老人保健福祉計画、介護保険計画の委託先はとの質疑に対し、委託先については、競争入札をすると過去のデータが消えてしまう可能性があるとの回答がありました。最近では随契で契約している。今後もその予定だが、決定ではないとの回答がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑、討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算については、委員より、有価物の売上収益は、高低圧線の張り替えも含まれるのかとの質疑に対し、含まれる。鉄と銅とを分けて民間の入札にかけているとの回答がありました。

討論はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、3月9日午後より、クリーンサポートセンターへ、廃棄物処理施設建設予定地、自然公園、湯之川橋橋梁補修工事の現地調査を行いました。お忙しい中、生活環境課、建設課には同行していただき、丁寧に説明を頂きました。ありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（岩山鶴美君）

先程、産業厚生常任委員長から議案第26号の一般会計の中の報告がありましたけれども、今回、ごみの処理施設の件について、ほかに何か意見がなかったかの一点を伺います。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

特にはありませんでした。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑は。

○7番（岩山鶴美君）

先程、委員長が一点だけ何か言われたような気がしたんですけど、それをもう一度お願いすることはできますか。それ、何か一点だけ言われましたよね、意見があったって。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

報告の中ではなかったと思います。討論の中では反対する討論がありました。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

今のは少しかみ合っていない気がするんですけども、報告は、入札に対して、議会が終了するまでに当事者に話を聞いて報告するという質疑だったと思うんですけども、これに対して執行部がどう答えたかというところは、委員長にお尋ねしたいんですけども、具体的な質問に対してどういう回答だったか。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

具体的な質疑はございませんでした。今、渡邊議員が言われているのは討論の部分だと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、屋久島町宮之浦多目的集会施設等の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、屋久島町過疎地域産業振興促進条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、屋久島町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、屋久島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、屋久島町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決

いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島町レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、屋久島町レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、屋久島町へき地学校教職員住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和5年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

議案第26号、令和5年度一般会計予算に含まれるごみ処理施設整備事業費については、

入札に疑念があるため、予定価格が公表されていたにもかかわらず、15億円も高い札を入れた理由について、当該業者に問合せをし、回答を得るべきとの提案を初日の本会議からしてきていましたけれども、現段階においてもお問合せしていただいている様子ですので、今なおまだ疑念が残っている状態です。

先程、委員会でごみ処理施設について質問があったかどうかというような質問が委員長報告の委員長にされましたけれども、実際には、委員会の中で担当課長に質問はしたのかというような趣旨の質問をさせていただき、まだ質問はしていないと。ただ、担当課としては質問する必要があるとは思っているというような、一言一句正確ではありませんが、こういう回答を委員会の中でも頂いております。ただし、今、現時点ではまだ回答を頂いていない状態です。

もう一つの業者が15億円も高い札を入れた理由が何なのかというのは、やっぱり事業の予定価格自体が適正だったのかどうかという疑念も残っているんです。なので、なぜこれだけ高い札を入れたのかというのは率直に当該業者に聞いていい内容だと思えないんです。なので、ここを払拭していただいた上で、再度、ごみ処理施設の整備事業費だけは提案していただきたいと思ひ、ほかの一般会計の予算案には賛成いたしますけれども、この予算が含まれるので、一般会計の予算案には今回は反対させていただきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

この工事請負契約については、先程も議論がされました。ただいまの反対討論は、一般会計全体を指すものと私は思っております。

この契約関係については、昨年の12月定例、第4回の定例会で総合評価方式について執行部から報告がありました。そして、それを受けて、16日の最終本会議で工事請負契約の締結が上程をされて、このときは全会一致で可決をされております。

今回の令和5年度の一般会計につきましては、相当額上程されましたけれども、先にありました給食費の第2子以降の無償化とか、色々町民の生活に直結したものが多数含まれております。特にクリーンサポートセンターにつきましても、これまで経年劣化とか老朽化に伴いまして度々故障等が発生をしまして修繕もしたり、そして、使い勝手の悪さから早期の改善が望まれていたと思っております。こうした課題解決のためにも、一刻も早い改善、そういうことが望まれていたわけですが、新たなこの施設建設によりまして、町民が安心して安定した生活環境が充実していくものと私は思っております。

こうしたことから、工事入札執行の在り方について、そして、今回の一般会計の予算

上程につきましても、何ら私は問題はないと思っておりますので、原案に賛成をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

私自身は補正予算で疑念も出して、そういう自分の姿勢を示しましたけれども、今、ここに来て、先程色んな給食費だとか確かに優れたそういうものもあります。けれども、それとはやっぱり別に議案というのは一つ一つ考えていかなければならないというふうになります。一方ではいいものもある。けれども、住民が駄目だと思うようなものには反対をするというのは、私は議会議員の姿勢としては当然だと、まずはそのことを申し上げた上で、私自身も補正予算で先程言いましたように姿勢を示したつもりでした。今度の予算とは切り離して考える、そういう立場を直前まで持っていたんですけども、これだけ疑念、補正予算で示されたように反対議員がいる、そういう課題について、委員長報告があまりにも単純、なかったということは、このことが審議が十分にされていないということが証明されたんじゃないかというふうに思うんです。そういう点で、私は、このことについて真摯に対応しながら本来は委員会に臨んでいただきかったし、委員会でそういうことは住民の皆さんが納得できる部分、追及をするべきだったというふうに思いますので、このことについては反対をしたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

私は3つの観点から賛成の立場で意見をいたします。

まず1つ目ですけれども、ごみ処理施設の落札候補者の選定というのは、既に12月議会の議案第124号で議案されて、工事請負契約の締結がなされました。全員一致で可決しております。先程、同僚議員も申しました。契約のときには何も言わずに、今になって反対していますけれども、つじつまが合いません。議員としておかしい発言ではないですか。今さら意味が分かりません。

2つ目です。眞邊議員が公正取引委員会に電話をかけたそうですけれども、どのような内容をお話しされたのかは分かりませんが、違反行為を取り締まる公正取引委員会であれば、調査に入るんじゃないでしょうか。先程、担当課長に確認をいたしました。何も連絡は来ていない。動いていないようなんです。あなた方が電話をして、さらに動いているということですが、先程、渡邊議員もありましたけれども、おかしいことがあれば、公正取引委員会がやるべきではないですか。町が動かなければならない必要は私は何もないと思いますし、町が動くほうがおかしいとさえ思います。

3つ目は、一般会計予算についてですが、修正案を出すこともなく否決することはどういうことなんですか。お分かりでしょうか。一般会計の全てを否定することになります。眞邊議員は、第2子からの給食費が免除される予算に対して、たしか町長に「ありがとうございます」とお礼を言っていたと記憶していますが、先程、渡邊議員もおっしゃいましたけれども、それも全て否決するわけですから、その覚悟はお持ちでしょうか。反対するなら修正案を出すべきでしょう。これじゃあ、単なるパフォーマンスじゃないでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

個人的なことは言わない。

○7番（岩山鶴美君）

全く反対意見の内容が理解できませんので、私は、この3つの理由をもって賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

岩山議員、個人的なことは、攻撃しては駄目です、議会の中で。

○7番（岩山鶴美君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

注意いたします。

○7番（岩山鶴美君）

はい。分かりました。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに反対者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

この件に関しては、予定価格を出したわけです。それを上回る金額を出した川崎技研に対して、町のほうからは質問をし、何らかの回答を得るべきだと私は思っております。この入札について、住民もかなり疑念を持っているのは事実です。よって、この疑念が払拭されない以上は、私はこの一般会計予算には賛成できません。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和5年度屋久島町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第28 令和5年陳情第3号 屋久島空港延伸に伴う早期
着工及び小瀬田、長峰地区
の歩道整備について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第28、令和5年陳情第3号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備についてを議題とします。

本案は、第1の項目について、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

令和5年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された陳情は1件でありました。その審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、3月13日の午後1時30分より、第1委員会室において行い、委員より、このことについては、行政も議会としても早期完成を標榜しており、この陳情者に全く同感であり、これについて何ら問題なく採択に賛成するとの意見がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、令和5年陳情第3号、屋久島空港延伸に伴う早期着工についての第1の項目については採択とすることに決定しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年陳情第3号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備についての第1の項目について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和5年陳情第3号、屋久島空港延伸に伴う早期着工及び小瀬田、長峰地区の歩道整備についての第1の項目について採決いたします。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情の第1の項目に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、この陳情のうち第1の項目は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩いたします。20分から再開いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第29 議案第38号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結について

△ 日程第30 議案第39号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第29、議案第38号、2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結についてから、日程第30、議案第39号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和5年第1回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

提案いたします案件は、契約案1件及び補正予算案1件、計2件であります。

議案第38号、2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結につきましては、台風14号の影響を受け、施工済みであった基礎ならし工を再度行う必要があったこと、また、生コン単価の変更による設計変更により、契約金額を2,314万2,000円増額し、4億8,910万6,000円にするものであります。

議案第39号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）につきましては、民生費において、生活保護扶助費の増加、教育費において、金岳小中学校体育館屋根防水工事に係る年度区分の調整等の増額に対し、基金積立金を減額し、予算調整するもので、予算の総額には変更がないものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第38号から議案第39号までの2件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案第38号の湯泊港災害復旧工事につきまして、完成検査をいつの予定にしていられるか教えてください。

○建設課長（日高 望君）

完成検査を3月29日にする予定でございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第38号から議案第39号までの2件は、会議規則39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第38号から議案第39号までの2件は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第39号までの2件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を1件ずつ行います。

まず、議案第38号、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第31 発委第1号 屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、議会運営委員長から提出の令和5年発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和5年発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和5年発委第1号、屋久島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

△ 日程第32 発委第2号 専決事項の指定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第32、議会運営委員長から提出の令和5年発委第2号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については趣旨説明を省略することを決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第2号、専決事項の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和5年発委第2号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和5年発委第2号、専決事項の指定については原案のとおり可決されました。

△ 日程第33 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第33、議員派遣について議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等への議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第34 閉会中の継続審査の申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第34、閉会中の継続審査の申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出

がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第35 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第35、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時31分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員